

平成 2 1 年太宰府市議会第 2 回（6 月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
5 月 29 日(金)	午前 9 時 30 分	本会議	議 事 室	提案理由説明
5 月 30 日(土)				
5 月 31 日(日)				
6 月 1 日(月)				
6 月 2 日(火)				
6 月 3 日(水)	(午後 1 時)			(質疑・討論通告締切)
6 月 4 日(木)				
6 月 5 日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	全員協議会室	
	議会運営委員会終了後	みらい基金創設特別委員会	全員協議会室	
	特別委員会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	議会広報特別委員会協議会	議員会議室	
	(午前 10 時)			(一般質問通告締切)
6 月 6 日(土)				
6 月 7 日(日)				
6 月 8 日(月)				
6 月 9 日(火)	午 前 1 0 時 委員会閉会後	総務文教常任委員会 総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6 月 10 日(水)	午 前 1 0 時 委員会閉会後	建設経済常任委員会 建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6 月 11 日(木)	午 前 1 0 時 委員会閉会後	環境厚生常任委員会 環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6 月 12 日(金)				
6 月 13 日(土)				
6 月 14 日(日)				
6 月 15 日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6 月 16 日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	J R 太宰府駅（仮称）設置及び 周辺整備問題調査特別委員会	全員協議会室	
	特別委員会 終了後	議会運営委員会	全員協議会室	
6 月 17 日(水)				
6 月 18 日(木)	(午後 1 時)			(質疑・討論通告締切)
6 月 19 日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成21年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（5月29日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	26

◎ 第2日（6月5日再開）

1. 議 事 日 程	27
2. 出 席 議 員	27
3. 欠 席 議 員	27
4. 出 席 説 明 員	27
5. 出席事務局職員	28
再 開	29
散 会	36

◎ 第3日（6月15日再開）

1. 議 事 日 程	37
2. 出 席 議 員	39
3. 欠 席 議 員	39
4. 出 席 説 明 員	39
5. 出席事務局職員	39
再 開	40
散 会	115

◎ 第4日（6月16日再開）

1. 議 事 日 程	117
2. 出 席 議 員	118
3. 欠 席 議 員	119
4. 出 席 説 明 員	119

5. 出席事務局職員	119
再開	120
散会	177

◎ 第5日（6月19日再開）

1. 議事日程	179
2. 出席議員	179
3. 欠席議員	179
4. 出席説明員	180
5. 出席事務局職員	180
再開	181
閉会	199

◎ 審議結果

1. 審議結果	201
2. 諸般の報告	203

1 議 事 日 程（初日）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年5月29日

午前9時30分開議

於 議 事 室

- | | |
|--------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 報告第1号 平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について |
| 日程第5 | 報告第2号 平成20年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて |
| 日程第6 | 報告第3号 平成20年度太宰府市水道事業会計予算繰越について |
| 日程第7 | 報告第4号 平成20年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について |
| 日程第8 | 報告第5号 太宰府市土地開発公社の経営状況報告について |
| 日程第9 | 報告第6号 財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について |
| 日程第10 | 報告第7号 財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について |
| 日程第11 | 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第12 | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例） |
| 日程第13 | 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第14 | 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第15 | 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について |
| 日程第16 | 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第21 | 議案第49号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第22 | 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 追加日程第1 | 議案第51号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 追加日程第2 | 議案第52号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |

追加日程第3 議案第53号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について

追加日程第4 議案第54号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2 出席議員は次のとおりである（19名）

1番	原 田 久美子 議員	2番	藤 井 雅 之 議員
3番	長谷川 公 成 議員	4番	渡 邊 美 穂 議員
5番	後 藤 邦 晴 議員	7番	橋 本 健 議員
8番	中 林 宗 樹 議員	9番	門 田 直 樹 議員
10番	小 柳 道 枝 議員	11番	安 部 啓 治 議員
12番	大 田 勝 義 議員	13番	清 水 章 一 議員
14番	安 部 陽 議員	15番	佐 伯 修 議員
16番	村 山 弘 行 議員	17番	田 川 武 茂 議員
18番	福 廣 和 美 議員	19番	武 藤 哲 志 議員
20番	不 老 光 幸 議員		

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

6番 力 丸 義 行 議員

4 会議録署名議員

2番 藤 井 雅 之 議員 3番 長谷川 公 成 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	井 上 保 廣	副 市 長	平 島 鉄 信
総 務 部 長	木 村 甚 治	協働のまち推進担当部長	三 笠 哲 生
市民生活部長	松 田 幸 夫	健康福祉部長	松 永 栄 人
建設経済部長	新 納 照 文	会計管理者併上下水道部長	宮 原 勝 美
教 育 部 長	山 田 純 裕	総 務 課 長	大 藪 勝 一
経営企画課長	今 泉 憲 治	市 民 課 長	木 村 和 美
税 務 課 長	鬼 木 敏 光	福 祉 課 長	宮 原 仁
国保年金課長	木 村 裕 子	都市整備課長	神 原 稔
上下水道課長	松 本 芳 生	生涯学習課長	古 川 芳 文
監査委員事務局長	井 上 義 昭		

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松 島 健 二	議 事 課 長	田 中 利 雄
書 記	浅 井 武	書 記	花 田 敏 浩
書 記	茂 田 和 紀		

開会 午前 9 時30分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は19名です。

定足数に達しておりますので、平成21年太宰府市議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

2番、藤井 雅之議員

3番、長谷川公成議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（不老光幸議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの22日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（不老光幸議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4から日程第10まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第10、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 皆さん、おはようございます。

平成21年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用中にご参集いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日、第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、定額給付金事業についてでございます。

この事業は、国の平成20年度補正予算（第2号）に盛り込まれ、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援を行う目的とし、あわせて生活者に広く給付することによりまして地域の経済対策に資するものでございます。

太宰府市では、4月1日から給付申請書の送付を行いまして、市民の皆様から郵送によりまず返送または市の給付窓口に持参していただく方式によりまして申請書の提出を受け付けましたところ、9割以上の提出をいただいたところでございます。4月22日から口座振り込みを開始いたしまして、給付済件数及び給付済額とも90%を超えております。

この定額給付金の支給にあわせまして、太宰府市商工会が地域に定額給付金を還流する事業といたしましてプレミアムつき商品券事業を企画され、5月12日から市内9カ所におきまして6,000セット発売されました。多くの市民の皆様方に購入をいただき、発売後わずか2日間で完売をし、地元商店街等への活性化につながると、このように思っております。

次に、新型インフルエンザについてでございます。

メキシコ発と言われております新型インフルエンザは、世界各国へ感染拡大、患者数は1万人を超える状況に至っております。

国内でも、5月16日に兵庫県神戸市におきまして国内初の感染事例が確認された後、各県におきまして感染者が確認され、福岡県におきましても5月25日に初の感染者が確認されたところでございます。

本市では、政府行動計画でいう国内発生早期段階（第2段階）に移行したのを受けまして、5月19日に太宰府市新型インフルエンザ警戒本部を設置し、地域や職場におけます感染拡大を防止する予防対策を講じておるところでございます。

次に、福岡県総合防災訓練の開催についてでございます。

この訓練は、毎年、県内各地域を巡回し開催されておりまして、今年は梅雨前の5月24日、日曜日でございますけれども、筑紫野市の宝満川上流浄化センターを主会場にいたしまして、太宰府市、筑紫野市と福岡県の共同で開催をいたしました。

災害時におけます防災関係機関の連携の強化、防災技術の向上並びに県民の防災意識の高揚を図ることを目的といたしまして実施をし、消防や警察、医療機関など過去最大となります120の防災関係機関、約1,200人が参加をいたしまして、37種類の訓練を行うことができました。

今回の訓練は、本市が大きな被害を受けました平成15年に発生した「7・19災害」の教訓を生かした局地的豪雨、いわゆるゲリラ豪雨時におけます被災者の救出活動訓練などを行い、より実効性のある訓練となったと思っております。

これから梅雨時期を迎えますし、ふだんからの備えが大切でありますので、今後とも点検、見直しを常に行いながら、安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりたい、このように思っております。

さて、私が市民の皆様のご支援をいただき市長に就任いたしました2年が経過をし、任期の折り返し点を過ぎたところでございます。市民の皆様、議員の各位のご理解、ご協力を賜り、マニフェスト等でお約束をいたしましたさまざまな項目につきましても着実に取り組みを進めております。これからも行政課題の実現、あるいはマニフェストの実現に全力を傾注しますとともに、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」太宰府の実現に向けまして一生懸命努力してまいりたいと思っております。市民の皆様を初め、議員各位のご理解とご協力を、そしてご支援をどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、早速提案理由の説明を申し述べます。

報告第1号から報告第7号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、報告第1号「平成20年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」をご説明申し上げます。

平成20年度の繰越明許費は、計17件の事業について設定をしておりましてけれども、繰越額が確定をいたしましたので報告させていただきます。

繰越総額は15億4,426万2,849円で、財源内訳は、国庫補助金や市債などの特定財源が14億7,685万5,922円、一般財源が6,740万6,927円でございます。

次に、報告第2号「平成20年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」をご説明申し上げます。

平成20年度につきましては、情報通信基盤整備事業と公共用地取得事業の2件の事故繰越を行っております。繰越総額は76万6,920円でございます。

次に、報告第3号「平成20年度太宰府市水道事業会計予算繰越について」をご説明申し上げます。

平成20年度の建設改良費の配水施設費のうち、配水管新設に伴う工事費2件及び補償金1

件、雨水幹線築造工事に伴う配水管布設替工事2件、計5件、総額9,133万7,000円の繰り越しを行っております。

次に、報告第4号「平成20年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」をご説明申し上げます。

平成20年度建設改良費の公共下水道整備費のうち、雨水幹線築造工事等2件及び工事に伴う補償金4件、計6件、総額1億8,500万円の繰り越しを行っております。

次に、報告第5号「太宰府市土地開発公社の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、太宰府市土地開発公社の平成20年度決算及び平成21年度の事業計画並びに予算について報告するものでございます。

まず、平成20年度の事業と決算について報告いたします。

公有地取得事業につきましては、事業執行はございません。

また、処分といたしまして、（仮称）梅ヶ丘公園広場新設事業用地の処分関係を3月に補正し実施することにしておりましたけれども、3月中の移転登記ができない状況から、繰り越しをいたしております。

決算につきましては、収益的収入54万489円に対しまして、収益的支出は253万2,823円となり、差し引き199万2,334円の当期純損失を生じております。

次に、平成21年度事業計画についてでございますが、公有地取得事業では、現在のところ具体的に公社によります取得を依頼されているものはございません。

また、処分につきましては、平成20年度の繰越事業を除き、公有用地として（仮称）五条公園整備事業用地を計画をいたしております。

以上、簡単でございますが、太宰府市土地開発公社の経営状況を報告いたします。

次に、報告第6号「財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成20年度の事業と決算についてご報告いたします。

事業といたしましては、広報啓発事業として広く協会事業の紹介を行いますとともに、国際交流促進事業として民間交流団体が行います自主的国際交流活動を支援いたしました。

また、国際交流事業といたしまして、アジア太平洋こども会議のこども大使受け入れ、太宰府市民政庁まつり参加、セカンドファミリー事業、フレンズベル倶楽部メンバーのつどい、日本文化体験講座、国際交流茶房などを開催し、また姉妹都市扶餘邑の交流訪問及び在住外国人を対象とした日本語教室を委託により実施をいたしております。

決算のうち収入につきましては、基本財産2億円の運用収入280万円及び会費収入29万5,500円のほか、前年度繰越額を合わせて合計646万123円となっており、支出につきましては自主事業費及び一般管理費を合わせて376万3,495円で、繰越額が269万6,628円となっております。

次に、平成21年度の事業計画と予算でございます。

事業につきましては、平成20年度と同様に広報啓発事業、国際交流促進事業、国際交流事業、国際ボランティア事業の4つを柱として継続をし、そして市民団体の自主的交流活動を支援していきますとともに、市民と外国人あるいは留学生との交流によって国際理解が深まる事業を積極的に展開していく予定でございます。

予算につきましては、収入として486万7,000円を見込み、支出として自主事業費を303万2,000円、一般管理費を183万5,000円見込んでおります。

以上、簡単でございますが、財団法人太宰府市国際交流協会の経営状況を報告をいたしました。

次に、報告第7号「財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況報告について」をご説明申し上げます。

まず、平成20年度の事業と決算についてご報告申し上げます。

主な事業といたしましては、いきいき情報センターを初め6つの施設の管理運営と文化・スポーツ振興に関する事業を行い、各種講座、イベント、展示事業等の開催や団体及び人材等の情報収集と広範な情報提供を行ったところでございます。この結果、文化施設とスポーツ施設を合わせまして全施設の利用者数は、前年度に比べまして1万人増の48万人の方に利用していただきました。今後も多様化する市民ニーズにこたえますために、サービスの向上を図るとともに、施設の管理、運営に全力を注いでまいります。

決算につきましては、一般会計としての主な収入は、基本財産運用収入、指定管理料収入、補助金収入、施設利用料収入、自主事業収入等を合わせまして、合計2億6,097万5,118円となっております。また、前期繰り越し収支差額3,485万6,499円を合わせて合計2億9,583万1,617円となっております。

支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費、市民図書館費等を合わせまして、合計2億5,424万4,361円で、差し引き4,158万7,256円となっております。

次に、平成21年度の事業計画と予算についてでございます。

事業につきましては、生涯学習支援事業や展示・教育普及事業、あるいは健康増進を図るスポーツ振興事業といたしまして、いきいき情報センター、文化ふれあい館、女性センタールミナス、市民図書館の文化施設で、合計222の教室や講座、あるいはイベント等を計画をいたしております。

次に、予算につきましては、4施設の指定管理料収入と自主事業収入や施設利用料収入等を合わせまして、一般会計として収入2億5,129万9,000円を見込みまして、支出につきましては、いきいき情報センター費、文化ふれあい館費等で、収入と同額を計上をいたしております。

以上、簡単でございますけれども、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況の報告をいたしました。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第2号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第4号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第5号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第6号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、報告第7号について質疑はありませんか。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 報告第7号の財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団の経営状況の報告につきまして質問させていただきます。

財団事務局費の支出並びに女性センタールミナス費の支出の給料支出、館長費、それといきいき情報センターの所長の所長費、文化ふれあい館費の給料支出の中に館長費というのがありますけれども、この館長費はどのようなになっているのか質問いたします。

○議長（不老光幸議員） 暫時休憩します。

休憩 午前9時52分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前9時54分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） 失礼いたしました。

決算書の中でいきいき情報センターでありますとか文化ふれあい館関係の予算決算額載っておりますが、この中の給料、手当等は合計額で出ております。個別の館長の分というのは、もう一つ詳細な決算書のほうで出てきておりますので、その分については後ほど資料として提出したいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） じゃあ、今1 番原田久美子議員の質問に対しては、後日資料を提出しますということですか。

(1 番原田久美子議員「はい、よろしいです」と呼ぶ)

○議長（不老光幸議員） ほかにございませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 財団のですね、平成20年度の事業報告と、それから平成21年度の財団のですね、事業計画書をいただきました。各議員の皆さんにも配付されていると思いますから、平成21年度一般会計予算に関する説明書の29ページをお開きいただいて、財団には2名の職員がおられますし、29ページのところに給与の関係で正職員の学芸と総務、それから嘱託事務員という形で、いろんな形で財団に委託をしているところ出てきます。その中で、4目の手当、支出のところのですね、やはり時間外勤務手当、期末手当があります。それから、嘱託職員には1カ月分の期末手当を支給しているわけですが、今0.2カ月分の問題が出てきておりまして、財団は今後この問題、たった1カ月の期末手当にも市に準じるのか、財団の中で判断をさせるのか、予算の当然組みかえが予想されるわけですね。それと同時に、決算では上がってきますが、社会福祉協議会の職員は市の準じてますが、こういう当然この行政が、今国会で明日は成立するんじゃないかと思っておりますが、衆議院では可決をいたしました、明日参議院で否決されても成立するということになっております0.2カ月分の問題、これでどういうふうに、議会は今日繰り上げて審議をしているところですが、こういうもう予算書が上がってきている。そういう外郭団体、補助団体に対して市に準じているところはどういう対応をされるのかを報告いただいております。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） お答えいたします。

まず、この一般会計予算に関する説明書29ページの件でいきますと、財団のほうの現時点でのこちらに対する質問等に対してお答えしておるのは、市と支給率等が準じておる分については市に準じたような形であちらの団体のほうでされるようでございます。それ以外のもともと率が低いところ、低いところについては、もう既に減額されておるのと同じ効果が出ておりますので、そういうところはそのまま、あえてそれ以上減額はされないというところで、現在お話としては聞いております。そういうような形で、率等が市に準じておるところは、あわせて減という形になろうかと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） それでは、1カ月分のもともと金額が低い金額だから、ここは扱わないと。ただし、市に準じているところの部分については、もう6月15日を支給日にしてますから、それなりに財団としても理事会を開くか、そういう状況で検討しないと、本人たちは予算計上されているのに、ただいつ、どこで決議されたかという状況が1つありますので、そこいらは財団とか関係機関については、市長通達で出すのか、何らかの形で指示をしないと、給付を受ける側としては問題が起こりますので、その辺は指導する補助機関、市民の税金を出して

いる関係上明確にさせていただけるといいと思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それぞれ団体の内部の処理という形で、決定はそれぞれの内部機関のほうでされていくということで考えております。こちらからの文書による指示等はいりませんが、事務レベルでのいろんなすり合わせ等を行っておりますので、それぞれの団体の中で専決処分なり、たまたまある理事会等で基準日の6月1日には間に合うような形で処理はされていくものという形で、事務レベルでは話し合っております。

○議長（不老光幸議員） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第11、議案第39号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第39号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」をご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しております。委員は、関係市町の持ち回りによりまして候補者を推薦することといたしております。

このたび筑紫野市推薦の後藤眞智氏が本年7月24日付で任期満了となることに伴い、次の推薦団体であります春日市から萩尾妙子氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

萩尾妙子氏は、昭和34年8月25日生まれの49歳で、現在、大野城市に居住しております。法律事務所での勤務経験もあり、また現在では社会保険労務士の資格を取得されており、人格、識見ともに公平委員として適任であると考えております。経歴等をご参照の上、よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12から日程第14まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第12、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」から日程第14、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府

市都市計画税条例の一部を改正する条例)」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第40号から議案第42号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、市税条例の一部を改正するものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただいております。

改正の主な内容を申し上げますと、まず個人住民税における住宅ローン特別控除の創設についてでございますが、今現在も特例で実施しておりますので特に新しいものではございませんが、この事業を新たに法の中に創設されるものでございます。適用を平成21年から平成25年までの入居者とし、所得税から控除し切れなかった住宅ローン控除額について、所得税における税額控除額と同額、最高9万7,500円を限度に住民税から差し引くことになります。

また、平成11年から平成18年までの居住者については、毎年申告が必要でしたが、今回の改正で給与支払い報告書の様式が見直されまして、その中に控除し切れなかった額の欄が追加されるということから、市民税の申告が不要となるということになります。これらの改正は、平成22年度分以後の個人住民税について適用されます。

次に、固定資産税の負担調整措置でございますが、平成21年度から平成23年度までの土地に係る固定資産税の負担調整措置について、評価がえに伴い、宅地等に係る負担調整措置の仕組みを現行のまま継続するとともに、据置年度において地価が下落している場合に下落修正ができる特例措置が継続されるものでございます。

そのほか、金利証券税制の配当、譲渡益に対する軽減税率についてですが、現在の上場株式等の配当、譲渡益に対する軽減税率10%、うち住民税は3%を3年間さらに延長するもので、現在の制度と全く変わらないものでございます。

次に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部改正がされたことにより、専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税の2割減額の要件の見直しについてでございます。これは、2割減額対象者は、原則申請主義でございましたが、改正によりまして申請主義

を撤廃し、賦課の段階で減額を行うこととなります。このことは、本年度も特例として実施しておりますので、特に変更はないものにとらえていただければよろしいかと思います。

次に、被保険者間の負担の公平及び中間所得者層の負担軽減を図りますために、国民健康保険税の介護給付金に係る課税限度額を現行の9万円から10万円に引き上げるものでございます。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」をご説明申し上げます。

本件につきましても、地方税法等の一部が改正されたことによりまして専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の内容につきましては、関係条文を整理したものでございます。よろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第12から日程第14までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第40号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国会で論議をされてきたんですが、本来税条例の改正を委員会に付託をされればそれなりに審議ができましたが、専決しておりますので何点かをお聞きして、その後討論をしたいと思いますが、地方税法の改正で今市長が提案をいたしましたように、改正点で、いい面もあれば大変悪い面もありまして、まずこの住宅ローンの制度ですが、この特別控除が地方自治体に認められましたが、これが大体どのくらいぐらいあるのかというのが1点ですね。

それから、今エコという形で大変お金がある人があんな高級なエコカーを買うと減税になるという制度になったんですね。そのためにハイブリッドカーの免税点が引き上げられたということで、これがその分は減税特例交付金とするというふうに国は方針を出しました。今テレビでも新聞でも宣伝してますように、ハイブリッド車を購入すると安くなりますよ、そのかわり地方自治体に税金が入ってきませんから交付税措置するというのが、その見込みは現在のところどういうふうになっているのかという部分です。

それから、固定資産、今先ほども市長の提案理由にありましたが、3年の見直しの時期が来ておりまして、大変下落をしておりますが、こういう状況の中で太宰府市ではどんな影響があ

るのかどうか。これは検討されているかどうかをお聞きしたいということ。

それから、道路特定財源について3年間の一般財源化になりましたが、本来この道路特定財源は返済に充てられてきておりましたが、この一般財源が増えたという状況にもならないと思いますが、これにはどのように対応されるのかどうか。

こういう形で、道路特定財源と、それから軽油引取税についてが3年間の限定になりました、やはり相当影響が出てきますので、どういうふうに考えているのかどうか。

それから、先ほど市長が説明しましたように、株で大もうけをする人は税金が安いということ。こういう20%を10%にして大変大もうけをする人は株でもうけて税金を払わないでいいという問題がありますが、こういう矛盾点が国会で論議をされておりまして、やはりもうかっている人はそれなりの税金を払っていただきたいというのがありますが、こういう株式で太宰府市に対してはどのような状況なのかというのがあります。

それから、大きく不動産取引の関係と固定資産税が免除という条例が今度出てきておりまして、特にこの、私はよくわかりませんが、医療法人、固定資産税が免除になります。そうすると、今国分にあります准看護師の学校のあいう施設自体が全部固定資産税は免除になるのかどうか。今、学校・宗教法人になっておりますが、それとあわせてそういう救急医療体制を受け入れるところは非課税とすると。現在、太宰府市には救急体制がありませんから、筑紫野市や春日市にお願いしてありますが、そういう状況もありますし、医療養成施設は免除、それから社会福祉法人として、認可された社会福祉法人の土地取得とか、固定資産税も免除、それから高齢者向けの優良住宅に対する固定資産税も5年間3分の1に減額する、障害者の不動産取得についても施設雇用をしているところは固定資産税を減免するというのが制度上になっておりますが、この辺はどういうふうに太宰府市には該当するのか、そういうものが内部的に専決をし、予算編成をし、今後補正減額をするとか増額をするとか、こういう問題も出てきますが、これは内部検討されているかどうかをまず報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） 今、7点ほどのご質問をいただいたと思います。

まず1点目の住宅ローンの関連ですけれども、今回初めての制度でございますのではっきりした数字はまだつかんでおりませんけれども、現時点においては約740人程度が対象になるのではないかという推測をいたしております。

それから、特例交付金の関係、ハイブリッド車等々については、現時点ではまだわからないということになっております。

それから、固定資産税の関連での改正の影響でございますけれども、今回、固定資産税については、ご説明をいたしましたように、平成21年度の評価がえ関連で、土地の下落等々含めながら、今現在行われております同じ制度を今後平成21、平成22、平成23年、3年間継続をするということでございますので、本市の場合は、はっきりしたことはわかりませんが、余り影響がないのではないかという判断はいたしております。これにつきましては、特に現況の地



目、雑種地でありますとか宅地でありますとか、さまざまな種類によって継続されるもの、あるいは一部変更されるもの、いろんな適用方法がございますので、実際の試算についてはまだ現在はっきりした数字はつかんでおりませんが、余り変わらないという判断をいたしております。

それから、医療法人の固定資産の関係ですけども、福岡県内に2つの法人が対象になるという報告を受けておりまして、本市の場合の法人関係は該当がないということになっております。

それから、いろんな形で固定資産税の減免、法人等がございますけども、現在本市の場合については、この改正によつての影響は余りないという判断をいたしております。

それから、道路特定財源の関連でも、現時点でははっきりしないということは再度申し上げましたけども、以上でございます。

配当、株の関係ですけども、これにつきましても、もう武藤議員さんご承知のとおり、本来ですと平成21年度から20%にする予定だったんですけども、昨今の経済状況にかんがみまして、引き続き10%で行うということで、特に市については影響がないという形で判断はいたしております。特に、高額所得者を対象にするのではなくて、やはり全国的といいましょうか、世界的な金融経済環境にかんがみまして、金融市場を活性化させる観点から、引き続き10%の税ということでなされたということを報告を受けております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 副市長。

○副市長（平島鉄信） 道路特定財源の3年間の一般財源の件ですが、今ははっきりはしてないということでございますけども、従前ですと特定財源ということで、臨時道路整備事業というのがございまして、それが一般財源化されまして、現在、名前はちょっとうろ覚えですが、地域活力創出事業ということで、どれだけの要望があるのかということをも、県を通して国のほうに上げております。そういうことで、まず道路関係のほうの一般財源化で使っていこうという形で今後行われるようございまして、それに応じまして太宰府市のほうも道路関係の事業を整理をするんだということで、現在調整中でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、太宰府市は大変、大学があり、学校がありますが、新たにそういう施設や、またその高齢化に伴って高齢者向けの福祉施設だとかいろんな部分ありますが、今部長の答弁では太宰府市には余り該当はないということですけど、そうすると太宰府市では、あらゆる固定資産税の減免になっているという施設とか面積とか、そういうのはデータとしてはあるんですか。

○議長（不老光幸議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（松田幸夫） ご質問の内容については、一応一定の調査はいたしております。

（19番武藤哲志議員「もう2回ですから結構です」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 議案第40号専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例等の一部を改正する条例）反対の立場で討論いたします。

反対の理由の第1は、大資産家優遇税制を延長、拡充しているところです。上場株式の配当譲渡益課税は20%から10%に減税されたままです。軽減措置を延長した上、配当基準をなくす優遇措置で、国税庁の調査では年間所得100億円以上の高額所得者10人の所得は株式の配当譲渡益が全体の6分の5と推定され、今回の税制改正では1人当たり約15億円の減税になっている内容です。

第2の理由は、企業への海外子会社からの配当が非課税になり、また産業活力再生法の改正に伴う軽減措置や特別措置で、地方税、地方法人二税で減収が見込まれる内容になっています。

第3は、固定資産税の負担調整措置は、負担水準が低い土地ほど税の負担を上昇させる仕組みになっており、住民に連続の負担増を強いる仕組みになっております。

以上、3点の理由から、この提案の専決処分には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19 番（武藤哲志議員） 今、同じ会派の藤井議員が行いましたが、内容についてはそういう状況ですので、私も同じ立場で反対をいたしときます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第40号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対2名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 市長から提案理由の説明があつておりましたが、まず1点目は、所得の高い人はもう最高額の1万円介護保険料を上げるということで、この10万円になる対象者は大体どのくらいなのかですね。

それから、新たに国民健康保険法が変わっておりますが、いろんな国民健康保険税の課税方法があります。現在、太宰府市は所得金額から基礎控除の本人だけを引いた33万円に対してかける方式ですけど、まず旧ただし書き方式と言われておりますが、基礎控除や配偶者控除の各種控除を控除した額に税をかける本文方式とか、それからこの市民税の所得割にかける住民税方式ですね、こういう方式、いろんな方式があるんですが、新たに国としては2項追加をしましたが、こういう税方式については、特に所得の低いほど200万円、300万円の年収の方に変な保険料が高い状況、そして滞納と悪循環という状況になりますが、この課税方式については変更する考え方があるのか、ないのか。新たに方式が2項目追加になりましたが、この辺は内部検討されたかどうかを報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の介護保険の限度額対象者は何人かということでございますが、平成20年度では約220人でございます。2号被保険者は、約6,200人おられます。

2点目の課税方式のご質問でございますが、ただし書き方式によります基礎控除33万円をした後に課税するという従来のやり方でございます。平成20年4月1日に保険税の税条例を改正をいたしておりますので、この課税方法について変更の検討は行っておりません。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 国民健康保険税の課税方式というのはいろいろありまして、太宰府市はまだ固定資産税を対象とした課税はしておりませんし、4市1町の中で那珂川町あたりは固定資産税ほんのわずかですが、国民健康保険の課税方式の中に入れているところもあります。方式がいろいろありまして、政令市福岡市の場合は、この税方式というか、こういう状況の中で、やはりこの配偶者控除まで引いてくれるとか、扶養控除を引くという部分もあるんですが、本当に国民健康保険の納税通知書をもらってみてですね、本人だけの33万円を引いていると。ところが、やはり同一世帯の中で、はっきり言って白色で赤字になった場合は専従者控除がとれない状況もありますが、そういう専従者控除をとってない人たちは33万円、一生懸命働いておってでも、そういう矛盾点もありますが、こういうこの税方式が7つありますが、今後国保運営協議会あたりでもある一定審議する必要があるんじゃないでしょうか。この辺はどうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） このただし書き方式、太宰府市では従来から採用をいたしております。国保運営協議会で審議したらどうかというご提案でございますが、まずは内部で検討、調査をしていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について反対の立場で討論いたします。

まず、市長からも提案の際に説明がありましたが、2割軽減のあり方について申請主義の考えを撤廃した点については評価いたします。しかし、介護保険の限度額の負担金が9万円から10万円に1万円引き上げられます。昨年の国保税の引き上げにより市民負担が増えました。さらに、本条例の改正で限度額が1万円引き上げられることにより、昨年に続き、さらに負担増を強いることになります。負担増が生まれ、払えなくて新たに滞納を生み出すという悪循環の発生も懸念されています。今回の限度額の引き上げにより、太宰府市では約220世帯に影響が出ることになります。国政による相次ぐ福祉切り捨ての中で市民が苦しんでいる今、国保税の引き下げも求められております。そういった点で、今回提案の専決処分には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19 番（武藤哲志議員） まず、年々ですね国民健康保険、介護保険、40歳以上の方々に対する部分だとか、本当に国民健康保険が国の補助金が42%が38%に下がり、応能、応益が50、50になりですね、本当に課税方式が今のままでは本当に高い国民健康保険料になっておりまして、その上高額所得者はこういう形で最高限度額10万円ですが、所得の少ない人はより一層負担増になるという内容になっておりますので、私のほうはこれに対しては賛成できません。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を承認することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第41号は承認されました。

〈承認 賛成16名、反対2名 午前10時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都

市計画税条例の一部を改正する条例)」について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成18名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15から日程第19まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第15、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」から日程第19、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長(井上保廣) 議案第43号から議案第47号までを一括してご説明を申し上げます。

最初に、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」をご説明申し上げます。

住居表示に関する法律第3条第1項の規定による住居表示実施のため、地方自治法第260条第1項の規定により、平成21年11月中旬をめぐりに本市内の別図1の区域内の字の区域に、別図2のように町の区域を設定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

本年3月定例議会におきまして、将来とも混乱せず、かつわかりやすい住所のあらわし方を目指して、住居表示を実施すべき市街地の区域及び方法について議決をいただいておりますので、その町界、町名の変更案を太宰府市住居表示審議会に諮問し、諮問原案のとおり実施すべきものと答申を受けましたので、提案申し上げる次第でございます。

次に、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」をご説明申し上げます。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、新しい自治会制度の導入に伴い、委員の選考基準を太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する指針に基づき見直しを行うために条例の一部改正をするものでございます。

改正の内容といたしましては、委員の定数の「10人」を「10人以内」とし、また市議会議員について縮減を図ったこと、及び「区長」を「区自治会長」に、「学識経験者」を「識見を有する者」に改め、さらに「その他市長が適当と認める者」を新たに加えて、改正をいたしております。

次に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

今回の改正は、新しい自治会制度の導入に伴う名称の変更によるための改正を行うものでございます。

次に、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」をご説明申し上げます。

本年度は、平成17年3月に策定いたしました太宰府市次世代育成支援対策行動計画にこのプランの見直し時期に当たり、本計画の後期行動計画を作成いたしますので、関係団体の代表者や識見者で組織する太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を設置するものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩 午前10時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時45分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ9,092万7,000円を追加し、予算総額を183億7,655万6,000円にお願いをするものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、失業者対策としたしまして緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費、妊婦健康診査無料受診回数を10回から14回に増やすための費用、公園改良工事のための都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費、消費者行政充実のための消費者行政活性化基金事業費、その他、包括支援センター改良工事費、DV被害者等への定額給付金等の相当額を援助する給付金などを追加させていただいております。

また、あわせまして議員政務調査用端末賃借料と地域イントラ機器の保守委託料・賃借料の債務負担行為の追加3件、公園事業債の変更1件について補正をさせていただいております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第21 議案第49号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第21、議案第49号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第49号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」をご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ5,833万2,000円を追加し、予算総額を67億4,249万5,000円にお願いするものでございます。

歳出につきましては、平成20年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足が見込まれますことから、5,700万円の繰上充用金及び職員の出産休暇に伴う事務補助員の人件費で、歳入につきましては繰上充用に伴う財源としたしまして、歳入欠陥補てん収入及び一般会計からの職員給与費等の繰入金でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第49号は可決されました。

〈可決 賛成18名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（不老光幸議員） 日程第22、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ710万円を追加し、予算総額を34億2,105万円にお願いをするものでございます。

最初に、保険事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入の内容といたしましては、1号被保険者保険料、国、県よりの交付金及び一般会計からの繰入金であります。

歳出の主な内容といたしましては、嘱託職員の賃金、自動車借り上げ料、電話料及び介護サービス事業勘定への繰出金であります。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明申し上げます。

歳入の内容といたしましては、保険事業勘定からの繰入金でございます。

歳出の主な内容といたしましては、嘱託職員の賃金でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時52分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

本日、市長から議案第51号から議案第54号までの議案が追加提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり追加日程第1から追加日程第4として日程に追加し、直ちに追加日程第1から追加日程第4までを議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1から追加日程第3まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第23、追加日程第1、議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第26、追加日程第4、議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 井上保廣 登壇〕

○市長（井上保廣） 議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までの4議案につきましては、関連がございますので一括してご説明を申し上げます。

今回の条例改正におきましては、昨年来の世界的な金融危機を発端といたしまして、景気の急速な悪化に伴います大変厳しい経済社会情勢にかんがみ、人事院において本年行うこととしておりました職種別民間給与実態調査の対象企業から抽出した約2,700社を対象に、特別調査を実施されました結果、5月1日、国会及び内閣に対しまして、国家公務員の6月の期末勤勉手当を減額する勧告が行われました。

本市におきましては、これまでも国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきておりますので、今回も勧告に従いまして改正をするものでございます。

改正の内容でございますけれども、本年6月に支給されます議会議員、特別職及び教育長の期末手当につきましては、その支給割合を現行の1.6月から0.15月減じまして、1.45月とするものでございます。

次に、一般職の職員の期末勤勉手当につきましては、現行の2.15月から0.2月分引き下げまして、1.95月とするものでございます。

内訳といたしましては、期末手当の支給割合を現行の1.4月から0.15月を減じて1.25月へ、勤勉手当の支給割合を0.75月から0.05月に減じて0.7月といたします。

また、再任用職員につきましても、期末手当の支給割合を現行の0.75月から0.05月を減じて0.7月へ、勤勉手当の支給割合を0.35月から0.05月を減じて0.3月とし、合算いたしまして1.1月から1.0月へ引き下げるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第23、追加日程第1から日程第26、追加日程第4までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第51号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」 質疑はありませんか。

18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） ちなみに、この減額されました総合計金額で結構ですので、教えてください。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 一般職、特別職、議会議員、再任用職員すべて含みまして、全体で3,068万3,731円ということで試算いたしております。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第51号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時57分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第52号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時58分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第53号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対0名 午前10時59分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第54号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する

条例について」質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 追加議案の議案第40号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」反対の立場で討論いたします。

根拠となっております今回の国の人事院勧告ですが、人事院は勧告をするに当たり、4月に臨時調査を実施しました。通常では1万1,000社を対面調査で行いますが、今回は2,700社を対象に郵送調査しただけでサンプル数が少なく、しかもその調査時点でボーナスを決定していた企業は1割しかありません。調査のずさんさを国会で指摘されると、人事院の谷総裁は、全体を反映したかと言えそうではないということを認めております。ずさんな調査による勧告の影響で、それを受ける職員の方も特にこの夏の一時金において家計の出費、生計を予定されていたと思います。お子さんの学費やそういったさまざまな事情を反映しているものが、突然そういったずさんな調査によって削減されるような内容であります。家計を暖める政策をとらないといけないときに、そういった形で減額される内容ですので、容認することはできません。

反対の討論を終わります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19 番（武藤哲志議員） 参議院で否決がなされて、明日衆議院と参議院と協議をして、こういう先議の関係で成立を明日行うということで、国会では衆議院で可決されて全国の自治体がこういう0.2カ月分の削減を大体7割の自治体が行っております。

先ほど藤井議員が討論行いましたが、本当にあの定額給付金、1万2,000円支給した後に、逆に平均8万円から14万円近くのカットというのは、民間ボーナスの決定前にですね、公務員の給与の減額、これは600万人に対する影響を及ぼすと言われております。こういうアメリカのサブプライムローンの破綻から不況になり、国の政策の早う言えば失政をこういう公務員に押しつけてくる、そして国民をより一層不況に追い込む、そのことも人勧でも国会でも確認をされているところであります。

私は、そういうより一層景気を回復させなければならないのに、こういう状況で公務員給与が引き下げられる。いつも発言をしているところですが、景気が悪くなれば、一番攻撃が公務員に的を当てられ、景気がよくなれば公務員は忘れられるという状況です。こういう状況の中で、私どもは職員のこういう減額については賛成することができません。本当に与える影響が大き過ぎますので、反対の討論といたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対2名 午前11時03分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(不老光幸議員) 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月5日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年6月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
日程第2 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について
日程第3 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
日程第4 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について
日程第6 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
日程第8 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第9 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願
日程第10 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願
日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願
日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番 | 原 田 久美子 議員 | 2番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 | 長谷川 公 成 議員 | 4番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 | 橋 本 健 議員 | 8番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員 |
| 15番 | 佐 伯 修 議員 | 16番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 | 田 川 武 茂 議員 | 18番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

| | | | |
|---------|---------|--------------------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 | 協 働 の ま ち
推 進 担 当 部 長 | 三 笠 哲 生 |
| 市民生活部長 | 松 田 幸 夫 | 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 |
| 建設経済部長 | 新 納 照 文 | 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 |

| | |
|----------|---------|
| 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 |
| 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 |
| 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 |
| 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 |

| | |
|----------|---------|
| 総 務 課 長 | 大 薮 勝 一 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 |
| 保健センター所長 | 和 田 敏 信 |
| 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 生涯学習課長 | 古 川 芳 文 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 |
| 書 記 | 浅 井 武 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 |

| | |
|---------|---------|
| 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 花 田 敏 浩 |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 議案第39号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第39号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第39号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第39号は同意することに決定しました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について

○議長（不老光幸議員） 日程第2、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第43号は環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3から日程第5まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から
日程第5、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」ま
でを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま
す。

議案第44号から議案第46号までは総務文教常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第6 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改
正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めま
す。

議案第47号は環境厚生常任委員会に付託します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第7 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第7、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1
号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 補正予算書の13ページですが、4款1項3目の委託料として市長が6
月議会の提案説明のときに健診を14回という形で報告されました。今日の新聞にも報道されて
おりましたが、国が交付金措置をしているということですので、問題はこの4月からですね、
実施を行うわけですが、この4月から、これはレセプトが入ってくるわけじゃありませんの
で、どういう形で4月から妊婦健診した方々に還付手续を行うのかということですよ。これ
が1点です。

それから、2点目としては、無料と言いながらも、実態はいろんな形で自費負担があると思
うんですね。自費負担としてエコーを撮るとかですね、血液検査をするとか、そういう部分が
なかなか健診のときの理解がいかない部分があるんですが、このことをどう周知徹底させるか

という問題です。当然、出産というのは、保険が適用、母子手帳を持っていくわけですが、そういう一部負担があったということで誤解が生じないような形で、一部負担はどの範囲まで認めているかという問題が2点目です。

3点目は、本当に今、少子化の関係で福岡県も少し上昇率が上がっておりますが、こういうこのお子さんが生まれることは本当にうれしいことですが、これが2年の経過措置になっておりますが、2年経過が過ぎた後の対応は、国の補助金が削られても実施をされるのかどうか、この問題については所管の委員会でも論議になると思うんですが、今の段階でわかる範囲、報告をいただきたいということで。

もう一度まとめます。4月にさかのぼりますが、還付の方法をどういう形でやるのかどうか。それから、一部負担はどの範囲までが一部負担なのか、本人の負担がどうなのか。それから、大体960人ぐらいの手帳保持者が、母子手帳を発行されているようですが、2年間の経過措置が過ぎた後はどういうふうに考えるのか。この3点、大まかに報告いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の還付の手続につきましてでございますが、4月1日から6月30日の間に出産予定の方は、おおむね300人でございます。申請により定められた額の助成を受けることができることをチラシでお知らせをしたいと思っております。

2点目の一部負担でございますが、済みません、一部負担はちょっと後でお答えします。

それから、3点目の平成23年度から国の補助がなくなることにつきましては、平成23年度以降について市町村の実施状況を踏まえつつ検討するというふうに国のほうはしております。しかしながら、現在まで新たな方針の提示はあっていない状況でございます。

本市の財政状況も大変厳しいことから、県内の動向、また子育て支援の充実を図っていく観点から、本年4月に開催されました福岡県の市長会で平成23年度以降の財政措置を強く要望をいたしております。今後も要望を行いながら、平成23年度以降につきましても継続をして実施をしていきたいというふうに考えております。

2点目の一部負担、もう一度ご質問、恐れ入ります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 再質問までしかできませんからあわせてやりますが、まず一部負担の関係です、今まで5回が10回になり、こういう状況の中で、本人たちは無料と思って行きますが、当然医療機関に行きまして、婦人科の場合ですけどね、エコーを撮ったり血液検査をしたり、それから正常出産じゃなくて、表現上は余りよくわかりませんが、逆子だとかそういう状況のときにいろんな形の処置がなされるわけですが、そういう場合についてはやはり一部負担というものがあるということで、無料なのに3,500円取られたとかですね、そういう状況があるようですが、どの範囲までが無料でどの範囲からが有料なのかはですね、ある一定そちらのほうで把握する必要があるんじゃないかと。当然母子手帳持った方がですね。

それから、再質問の関係で聞きますが、チラシというんじゃなくて、当然母子手帳を持った方は、発行されているのは自治体ですから。ところが、転入してきますと、またそこで母子手帳を発行しなきゃいけないという状況がありますし、広報やチラシだけではやはりなかなか都合よくいきませんので、医療機関、それから母子手帳持っている方々に4月、5月ですね、それで6月の初めですが、4月、5月の還付がありますというのはですね、やはりそこはそれなりに通知を出す必要があるんじゃないかなあというのを考えておりますが、再質問の中での回答にこの母子手帳を町内、町外の人、それから広報や母子手帳を持った方に通知をすると。新たに母子手帳を出す方には問題ありませんけど、今690人近く、今も部長が言うように200人を超える方々が出産予定があるということです、その辺の対応をお願いしたいと思いますが、そういう内容について、本日回答できない場合は委員会の中でも審議をしていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 一部負担につきましては、補助券の中に記載をされている検査項目以外の検査を受ける場合は個人負担になりますということを説明をいたしております。

それでは、一部負担はどういうことかと言いますと、基本的には問診及び診察、血圧測定、尿検査、体重測定、これが4項目が補助の対象でございます。1回目は、そのほかに血液検査が入ってまいります。8種類の血液検査でございます。それ以外を受診をされたということにつきましては、先ほど申しましたように補助券に記載されている検査項目以外の検査を受ける場合は個人負担になりますということを、この母子手帳交付のとき、母子手帳、母子健康手帳を交付するときに一人一人に直面して詳しく説明をしながら、補助券であることを説明をいたしております。

それから、14回の助成につきましては、7月の広報にお知らせを載せる予定にしておりますし、還付の手続につきましては、該当者に個人通知を差し上げることといたしております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

議案第48号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第8 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第8、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第50号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 9 と日程第 10 を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第 9、請願第 2 号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」及び日程第 10、請願第 3 号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

2 番藤井雅之議員。

〔2 番 藤井雅之議員 登壇〕

○2 番（藤井雅之議員） おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいまありました請願第 2 号及び請願第 3 号の説明をさせていただきます。

要旨と理由を述べて提案理由にかえさせていただきます。

まず、請願第 2 号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について説明いたします。

要旨は 2 点あります。

1 点は、物価の高騰に見合って公的年金の額を直ちに 3 % 引き上げること。

2 点目、年金額が月 8 万円に満たない無年金者、低年金者に当面生活支援金として 8 万円に達する額を上乗せ支給すること。

理由。高齢者の生活水準は、物価の高騰に合わせて年金額を引き上げることによって維持されています。我が国の年金制度も物価スライド規定が設けられています。しかし、実際にはさまざまな理由を設けて引き上げは実施されていません。一方、生活必需品の高騰や各種公的保険料、租税等の引き上げは著しいものがあります。このことは、高齢者の生活を圧迫し、その生活を耐えがたいものにしています。物価等の高騰に見合う最低のものとして 3 % の引き上げが必要です。

また、仮にこれが実現しても、無年金者や低年金者によっては、その恩恵はわずか、ごく低いものにすぎません。生活を維持する最低限のものとして、8 万円に達するまでの支援が必要です。

ということで、請願が寄せられております。

意見書を別紙で添付しておりますので、請願を可決していただきまして、意見書を提出していただきますようお願いいたします。

次に、請願第 3 号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について説明いたします。

要旨は、消費税によらない全額国庫負担による最低保障年金制度を創設すること。

理由。昨年 11 月 19 日に開催された社会保障審議会年金部会は、年金制度の将来的な見直しに向けてまとめた中間的な整理を発表し、無年金、低年金者に対する年金給付の見直し、基礎年

金の受給資格期間25年の見直しなどを行っていく方向性を示しました。これは、国民の生活実態に目を向けざるを得なくなった結果と言えます。

また、全国市長会は、これは昨年の11月13日に決定した政府への要望事項の中で、4回目となる最低保障年金制度を含め年金制度のあり方を検討することを求めました。長年にわたり最低保障年金制度実現を求める運動は、今や立場の違いを超え、制度実現が必要であるというコンセンサスをつくり出しました。

そういうことで、請願が寄せられております。意見書を添付しております。あわせて、最低保障年金制度に関しましては、資料を3枚配付させていただいております。1枚目は最低保障年金制度の説明、2枚目に財源の問題、3枚目に世界の流れと日本の各政党の最低保障年金制度に対する態度をまとめたものを資料配付させていただいております。請願を可決していただきまして、添付しております意見書を提出していただきますことを重ねてお願いいたします。て、提案理由の説明といたします。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第2号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第2号及び請願第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第11、請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

9番門田直樹議員。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） 請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について説明をいたします。

本文の要旨、理由を朗読いたします。

要旨。速やかに太宰府市議会の議場に国旗、市旗を掲揚すること。

理由。平成11年8月13日に施行された国旗及び国歌に関する法律では、改めて日の丸が国旗であると法律として定められました。自国の国旗に敬意と誇りを持つことは世界の常識です。国のシンボルである国旗、自治体のシンボルである都道府県・市区町村旗を議場に掲揚するこ

とは、諸外国でも見られるように民主主義の場として当然のことです。

太宰府市におかれましては、国際親善を目指す都市として国旗を平和の象徴とし、日本人としての自覚と誇りを持って、本市政執行部と市議会議員が一堂に会する本会議場において速やかに掲揚されることを願います。

平成21年5月25日、太宰府市議会議長殿。

提出者は、公共施設の国旗掲揚を求める太宰府市民の会、代表、福永哲。紹介議員は、安部陽議員、後藤議員、小柳議員、安部啓治議員と門田です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第4号は議会運営委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第12、意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」について説明をさせていただきます。

提出者は私、清水、賛成者は福廣議員でございます。

お手元に資料があるかと思いますが、ハローワークの機能の抜本的強化を求める意見書、前文を読まさせていただきます。後はお手元でございいただければと思っています。

ご存じのように、厳しい雇用状況が続いております。求職や各種助成金の申請、職業訓練の申し込みなどで、地域のハローワークの窓口は大変な混雑を呈しております。中には、窓口で3時間、4時間待ちの状況が生じており、窓口機能が極端に低下している状況が見られます。

また、休日・夜間の相談を求めるニーズも高くなっており、現状では対応に苦慮している実態も見られます。

こうした状況に対応するため、今般の経済危機対策において、ハローワークの機能強化を図るため、人員・組織体制を抜本的に充実強化することが決定をされております。

については、下記の点にご配慮の上、機能強化を図るよう強く要請しますということで、4点にわたって説明をさせていただいております。何とぞこういった事情をご賢察いただきまして、皆様方のご採択をいただきますことを切にお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月15日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年6月15日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質問項目 |
|----|-----------------|---|
| 1 | 安部 陽
(14) | 1. 新型インフルエンザ対応策について
(1) 市における行動計画と予防対策について
(2) 感染者の入院先と診療体制について
(3) 小・中学校における対応策について
(4) 修学旅行についての考え方について
2. 医療費抑制政策について
(1) 市民の医療費負担軽減策について
(2) 医療費抑制策がとられないのは成果が上がらないからか、職員が足りないのか、その原因について |
| 2 | 藤井 雅之
(2) | 1. まほろば号について
(1) 2008年6月議会でまほろば号について質問した際に「検討する」と答弁された2件について伺う。
① 西鉄都府楼前駅バス停への時計設置について
② 夏休み中の利用促進策と今年の対応策について
(2) 西鉄二日市駅東口への乗り入れについて
2. 自治会制度と高齢者支援について
各行政区において、独居老人の把握など、高齢者支援の自主的取り組みがなされているが、任意組織が病院などの公的機関との対応時には個人情報保護法などの制約も受けると思う。その対応策について伺う。 |
| 3 | 原田 久美子
(1) | 1. 定額給付金について
(1) 子ども特別手当給付金について
(2) 一人暮らしの高齢者等の給付金申請の取り扱いについて
2. 市内通学路の整備について
(1) 自転車通学について
(2) 学校施設の登校・下校門について
(3) 昇降門の利用並びに道路増設について
3. 太宰府市の入札制度について |

| | | |
|---|-----------------|--|
| | | <p>指名入札参加者の指名基準について</p> <p>4. 太宰府市の河川整備について
景観に関する御笠川などの河川整備について</p> <p>5. 耐震改修促進法について
平成18年1月26日の「建築物の耐震改修の促進に関する法律」施行に伴い耐震基準以下の住宅及び特定建築物の耐震化対策及び啓発について伺う。</p> |
| 4 | 中 林 宗 樹
(8) | <p>1. 児童・生徒の学力及び体力の向上について
今、「秋田に学べ」と秋田県教育方針が全国的に注目を集めているが、本市での取り組みについて伺う。</p> <p>2. 新型インフルエンザについて
福岡地区においても感染者が確認されたが、本市の対策について伺う。</p> |
| 5 | 村 山 弘 行
(16) | <p>1. 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
本条例が適用される対象の公益的法人とその対応（具体的な事務的处理）はどうなってくるのか。また、今後の運用について伺う。</p> |
| 6 | 渡 邊 美 穂
(4) | <p>1. 学童保育所の時間延長について
今後保護者のニーズに対してどのように応えていくのか。</p> <p>2. 自治会への移行状況について
(1) 各自治会の規約改正等の進捗状況は。
(2) 自治会の成立要件について整理されたのか伺う。</p> |
| 7 | 大 田 勝 義
(12) | <p>1. 子どもたちの安全・安心について
(1) 小学生の携帯電話の学校持ち込みについて
(2) 集団登校について
(3) 通学路の安全のための横断歩道、白線引きについて</p> |
| 8 | 武 藤 哲 志
(19) | <p>1. 緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施状況について
今日までの緊急雇用創出事業と「地域活性化・公共投資臨時交付金」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」約1億8,100万円の実施計画等について太宰府市は具体的にどのように取り組むのか。</p> <p>2. 生活困窮者の増加に対応するため、生活保護実施及び国民健康保険税滞納者に対する保険証交付手続きについて
大変な不況で職や住居を失った方々へ支援することと福祉事務所の体制整備が具体的に通達されている。また、失業対策として国保税減免を実施すれば国は財政負担を約束しているので、実施を要求する。また、悪質滞納者以外について、病気の場合、短期保険証を特別な事情に準じるとして交付するよう通達されているが、窓口の対応はどのように考えているのか。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|------|------------|------|------------|
| 1 番 | 原 田 久美子 議員 | 2 番 | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3 番 | 長谷川 公 成 議員 | 4 番 | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 6 番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 7 番 | 橋 本 健 議員 | 8 番 | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9 番 | 門 田 直 樹 議員 | 10 番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11 番 | 安 部 啓 治 議員 | 12 番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13 番 | 清 水 章 一 議員 | 14 番 | 安 部 陽 議員 |
| 15 番 | 佐 伯 修 議員 | 16 番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17 番 | 田 川 武 茂 議員 | 18 番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20 番 | 不 老 光 幸 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（27名）

| | | | |
|------------------|---------|---------------|---------|
| 市 長 | 井 上 保 廣 | 副 市 長 | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長 | 關 敏 治 | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち
推進担当部長 | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長 | 松 田 幸 夫 |
| 健康福祉部長 | 松 永 栄 人 | 建設経済部長 | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併
上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長 | 大 藪 勝 一 | 経営企画課長 | 今 泉 憲 治 |
| 管 財 課 長 | 轟 満 | 協働のまち
推進課長 | 諫 山 博 美 |
| 市 民 課 長 | 木 村 和 美 | 環 境 課 長 | 篠 原 司 |
| 福 祉 課 長 | 宮 原 仁 | 高齢者支援課長 | 古 野 洋 敏 |
| 保健センター所長 | 和 田 敏 信 | 国保年金課長 | 木 村 裕 子 |
| 子育て支援課長 | 原 田 治 親 | 都市整備課長 | 神 原 稔 |
| 建設産業課長 | 伊 藤 勝 義 | 上下水道課長 | 松 本 芳 生 |
| 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 | 学校教育課長 | 小 嶋 禎 二 |
| 監査委員事務局長 | 井 上 義 昭 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記 | 浅 井 武 | 書 記 | 花 田 敏 浩 |
| 書 記 | 茂 田 和 紀 | | |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、15人から提出されております。

そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日15日8人、明日16日7人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

14番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

通告に従いまして質問をいたします。

新型インフルエンザについてでございます。

本市は観光都市であります。国立博物館開館に伴い、諸外国からの来訪者が700万人からの数に上っております。したがって、今回発生いたしました新型インフルエンザは、いつ市民の皆様に感染者が発生するか予想できません。今回の新型インフルエンザは弱毒性とも言われておりまして、高熱が出て何日かすれば感染者は病院から退院となっているようです。したがって、最初の水際作戦からかなり見解が軽くなり、小・中学校での休校対策など、かなり緩められた行動計画に変わってきております。しかしながら、新型インフルエンザを軽く見てはなりません。感染力は強いということを念頭に置きながら対処しなければならないと思っております。

志免町で発生いたしました新型インフルエンザは、行政の説明不足により板付小学校、中学校へと飛び火しました。本市でも広報配布の際、チラシにより予防的なことが各家庭に配布されておりました。早速の対応ありがとうございます。しかしながら、市民の方が感染した際の対策が私たちには示されておられません。私は、安全・安心のために、感染者が発生した際、行き先の病院、発病者周辺の対応、診療体制、行政における行動計画等周辺予防対策について示されておられませんので、予備知識として市民に知らすべきと思いますので、伺います。

今回の新型インフルエンザの特徴は、若い人がかかる率が高いようです。したがって、義務教育であります小・中学校についての対応策、例えばマスク、消毒液などどのよう

な対策がとられているのか伺います。

また、修学旅行が今後考えられますが、京阪神方面であれば新型インフルエンザの地域に行くこととなりますが、どのような考え方でどのような方面に修学旅行を考えられているのか伺います。

秋口から冬にかけてインフルエンザが予想されます。したがって、備えあれば憂いなしと言われておりますように、市民の皆様をこのようなインフルエンザから守るための医療体制、予防体制についてどのような見解をお持ちか伺います。

次に、医療費抑制政策について。

私は、機会あるごとに市民の医療費負担を軽減するために健康づくりを推進すべきと訴えてまいりました。しかしながら、市当局はいまだに具体的に推進しようとなされておりません。このため毎年のように医療費値上げが市民の負担となっており、日常生活の楽しみが失われてきております。人はなかなか1人では趣味や健康づくりは長続きできないものであります。したがって、健康づくりや趣味等を専門に職員を配置し、各地域を指導して回られれば、そこに人が集まり、話題が豊富になり、認知症や寝たきり、病人等が防げると機会あるごとに指摘してきたところであります。

また、今回自治会制度に移行され、ますます地域と行政が相共同して行わなければ安全・安心なまちづくりも難しくなるのではないかと思料いたします。

したがって、この際、地域を回り、軽運動、歌や踊りなどを積極的に推進し、家に閉じこもり的な人に外に出る機会をつくり、明るい生活を送らせるように企画すべきと思いますが、市民の医療費負担軽減策についてどのような軽減策を考えてあるのか伺います。

医療費の個人負担が少額の自治体は、早くから職員を配置し、このような健康づくり政策をとられ、医療費が安くなり市民負担も少なく済んでおります。したがって、単年度でその成果が上がってこないから実施されないのか、職員が足りないのか、原因はどこにあるのか、市民の医療費負担軽減をどのように考えてあるのか伺います。

私は、市で催されるイベントや参加記念として行事あるいは健康づくりに参加された際にポイントを与え、そのポイントが何点かたまれば景品あるいは商品券と交換できるようなシステムをとられれば、かなりの健康づくりに役立つのではないかと思料いたします。市でもいろいろな健康づくりに一考されれば医療費削減につながると思いますので、なお一層の努力をお願いいたします。

あとは自席にて再質問をいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今回の新型インフルエンザにつきましては、国は感染や毒性の状況等を勘案し、5月22日に基本的対処方針を示され、国民へ安心した社会生活を送ることができるようにメッセージを出されたところでございます。

福岡県におきましても、糟屋地区での発生を受け、5月26日に対応方針が示されております。

す。

現在、福岡市で感染が拡大しておりますけれども、太宰府市におきましては、3月に太宰府市新型インフルエンザ対策行動本部を設定しておりまして、市内で発生した場合には市長を本部長といたしまして対策本部を設置し、安心して生活ができるように速やかに対処する所存でございます。

詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 1点目の本市の計画と予防対策についてでございます。

職員が新型インフルエンザに対する正確な知識を得る必要があることから、筑紫保健福祉環境事務所の協力を得まして、本年1月早々に全職員に研修を実施し、3月時点では強毒性の鳥インフルエンザ発生に対応するための太宰府市新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。

その後、4月に突然、感染力が極めて強く、弱毒性ではありますが新型インフルエンザA型がメキシコで発生したため、国内、県内、市内で発生した場合を想定し、職員の動員体制を立てています。

また、去る5月19日には新型インフルエンザ警戒本部を設置し、継続して警戒に当たっております。

感染者周辺の対応は、基本的には封じ込め対策でありまして、福岡県による調査で接触者を確定し、適切な医療等の対応を図ることになります。

2点目の感染者の入院先と診療体制につきましては、福岡県の計画に沿って行われております。6月広報でお知らせしましたように、新型インフルエンザ様の気になる症状があるときは、筑紫保健福祉環境事務所または福岡県に電話相談をして指示を受けていただくというのが現在の対応方針でございます。

国の対応方針が感染状況により変化をいたしております。福岡県の医療に関する対応も同様に変わってきていますので、本市の行動計画や感染後の対応について、時宜にかなった情報を提供し、対応できるよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 新型インフルエンザの感染予防のため、小・中学校では児童・生徒に対し、手洗い、うがい、せきエチケットの徹底や、せきなどがある場合はマスク着用について指導を行い、保護者に対しては、県内の発生状況や家庭での手洗い、うがいの励行、学校が臨時休校となった場合の対応について、その都度通知をいたしております。

新型インフルエンザの感染防止のため、保護者に対して毎朝子供たちの健康状態の確認と検温を行ってもらい、37.5度以上の熱がある場合は発熱相談窓口に連絡をして指示を受け、学校に連絡をしていただくようにいたしております。毎日の欠席者数と欠席者の中にインフルエン

ザ様の症状がある場合の人数を学校から教育委員会に報告してもらい、新型インフルエンザの発生についての状況把握に努めているところでございます。

市内の小・中学校に通う児童・生徒に新型インフルエンザの感染者が発生した場合には、県保健部局などからの臨時休校の要請によりまして市対策本部が臨時休校を決定したことに応じて、教育委員会は当該学校長に臨時休校の要請を行います。

なお、学校が地域の感染源になりやすいことから、感染拡大を防止する上で感染地域、感染拡大の状況から判断して、必要に応じて他の学校にも臨時休校または学級閉鎖の要請を行います。臨時休校、学級閉鎖の際には事前に準備いたしました自宅学習用の各教科教材の課題等を児童・生徒に配付をいたします。

マスクにつきましては、現在のところ教職員分を確保いたしております。

次に、修学旅行につきましては、小学校7校すべてが長崎方面となっており、2校が5月に実施済みでございまして、5校については10月から11月に実施を予定いたしております。中学校については、鹿児島方面となっており、9月に実施を予定いたしております。

修学旅行につきましては、文部科学省より新型インフルエンザに関する修学旅行などの対応についての通知が来ております。内容は、臨時休校の学校を除き、自粛を求める状況ではないこと、修学旅行の教育的意義や児童・生徒の心情などを考慮し、当面の対応として修学旅行の実施を取りやめる場合も、中止ではなく延期扱いとしたり、既に取りやめた場合であっても改めて実施することを検討したりするなどの配慮が求められています。このため、実施する場合には、現地の新型インフルエンザ発生状況等を確認しながら、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応マニフェスト的に回答を得たわけですが、まず市では、5月に市長が本部長で対応されているということですね。メンバーが恐らく市の職員ばかりだろうと思いますけれども、このほかに保健所関係の方などがおられるのかどうか、それが1つです。

それから、私が一番気になるのが、こういう体制づくりも大切ですが、市民の方は熱があったらすぐにかかりつけの病院に行くことが多いと思うんですよね。その目安がなかなかとりにくいと思いますけれども、こういうパンフレットが出ておりますのである程度の認識はあるだろうと思っております。しかしながら、その初動態勢が一番気になるところでございまして、市民の方はそういうふうで、せきが出たり高熱が出た、不安がってすぐに筑紫保健所というのは考えずに、やはり市役所に電話があると思うんですよね。市役所に電話をされるときには、ウイークデーであれば保健センターですか、そういうところにつなげるとはと思いますが、これはまた保健センターはまた別の電話番号になっているんですね、たしか、そういう問題ありますよ、うちに。それから、土曜、日曜、祭日、このときにかかる率が高いんですよ。こういうときに、先ほど説明ありましたように、県の保健衛生課になるわけですが、その電話番号

なんかやはり市民の方はわかりにくいと思う。やはり土、日、祭日についても市役所に連絡があると思うんですね。そういう場合に、警備員さんですか、そういうところにちゃんとそういうような指示がいつておるのかどうか、そういうところをちょっとご説明願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 太宰府市の新型インフルエンザ対策本部でございますが、市職員のみかということでございますが、現在は市長をトップとする市職員のみでございます。保健所の保健師のかかわりということでございますが、上位機関ということになりまして逐一保健所から保健センターのほうに連絡あるいは指示等が参っている状況でございます。

次に、市民からの問い合わせでございますが、ご指摘のようにまず土曜、日曜、祝日等は警備員のほうにこちらに電話しなさいという一覧表を持たせてありまして、筑紫保健福祉環境事務所、あるいは福岡県の保健衛生課、こちらの電話番号を大きな文字で置いておりまして、こちらに電話をしていただくように案内をさせていただいております。

ちなみに5月の連休でございますが、問い合わせがありまして、約五、六件の問い合わせがあったという報告を聞いております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） もう一点はですね、一応4市1町での協力体制、近辺の、あるいは都市圏での協力体制もあると思うんです。というのが、昔は太宰府の今の福岡県の九州歴史資料館のところに避病院ってあったんですね。これ、約60年ぐらい前に東京相撲のお相撲さんも今の双葉老人ホームのところに100人ぐらいおられて、そのうちの80人ぐらいお相撲さんが赤痢にかかれたことがあるんですよ。ほんで、その避病院も満杯になりまして、廊下に寝たり、そういうことも聞いておるわけですが、そういう時代のときには避病院があって安心しておったんですが、今は個人病院、あるいは、かかれた方は新聞によりますと福岡市のこども病院で隔離病棟があると。この人数が多くなれば、やはり隔離病棟が不足するんじゃないかなと思うわけですね。そういうことも考えて、たまたま弱毒性だからという気持ちもあるんですがね、こういう4市1町あるいは都市圏での協力体制はどのように考えてあるのか、そういう通達的なものがあれば教えていただきたい。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 筑紫地区でございますけれども、昨年9月でございます。筑紫保健福祉環境事務所を中心にしまして、筑紫医師会、消防本部、筑紫野警察署、行政が一緒になりまして研修を積み重ね、昨年9月には自衛隊福岡病院の協力を得まして新型インフルエンザ発熱外来実地訓練というのを行っておるような協力体制ができております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 一応そういうことでわかりましたんですが、このインフルエンザにかかられた方、こういう方は、周知徹底するために公表できないと思うんですね、プライバシーとの、その点どういうふうな広報というか、やり方されるんですかね。プライバシー、今人権問題やらプライバシーでなかなかいろんな体制がとれない状態になってきているんですね。自治会制度になっても、そういうプライバシーとの絡みがちょっと難しいと思うんですが、そういう公表ができない。どのような対応をされるのか、ちょっとその点、1点。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡県では、5月に糟屋地区で1名の新型インフルエンザの感染者が確定をされました。糟屋地区、志免町という町名がマスコミで発表されましたけれども、志免町役場にはその当日、翌日七十数件の問い合わせの電話があったという報告を受けております。問い合わせの内容は、どこのだれかという問い合わせが非常に多かったそうであります。つまり、自分がその人、その地域に触れないといえますか、そういう用心のためだろうとは思いますが、行政としましてはどこのだれというのはプライバシーに配慮して発表をいたさないことといたしております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） そしたら、今のようなところには、行政区で発生しましたというように言い方にしかならんですかね。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 福岡市の公表状況を見ますと、校区という形で発表がされておるようでございます。それに準じたような発表になるかと思えます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） じゃあどうもありがとうございました。

それから、小・中学校関係につきましては、詳しく説明していただきましたので安心しました。ただ、そういう学生さんが出ないことを願っております。

以上でこの1問目は終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 市民の医療費の負担軽減策についてお答えを申し上げます。

医療費の削減は、一連の医療制度改革の柱でございまして、国を挙げて取り組んでいるところでございます。

現在、太宰府市では、健康づくりの基本でございます運動、栄養、休養の3本柱に各種の講座、あるいは教室、サークル活動など市を挙げて支援を行っておるところでございます。また、昨年度から始まりました特定健診、保健指導も、生活習慣病を減らし、健康になることで、結果として医療費の削減を目指しております。健診のデータを活用いたしまして、一人一人に適切な保健指導を提供しながら、積極的に健康づくりの支援をしてまいります。

2点目の抑制策がとられていない原因についてお答えを申し上げます。

先ほどご説明いたしましたように、健康づくりによります医療費抑制策につきましては、さまざまな対策によって現在も進めております。

さらに、その推進を図りますために、平成21年度から国保年金課に専門職員を増員をいたしまして配置をし、推進体制の充実を図りましたので、医療費の抑制につながるよう着実に事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

地域におけます健康対策につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域における健康対策についてご説明いたします。

おおむね30代から生活習慣病が増加する傾向がありますが、その手だてとして平成20年度から制度化されました特定健診、特定保健指導とともに地域の健康を高めるために地域健康づくり事業を実践をいたしております。

校区単位での精神保健講演会や運動による健康づくりの実践、また健康推進員による健康講座の企画、食生活改善実習など地域での健康づくり事業は、参加者にとって情報交換や交流の機会にもなっております。

また、閉じこもりや寝たきり予防等、介護予防の側面からは、平成21年度から自治会、民生委員との連携を図りまして、いつまでも生き生きと健康的な長寿生活を楽しむための体力づくりを目的としました「いきいき元気教室」という筋力アップによる介護予防事業を市内10地区に展開をしております。

さらに、認知症予防に向けまして九州大学健康科学センターとの共同で、原因、予防対策の調査研究を実施をします。

また、健康づくりには、豊かな自然環境も有益な資源となります。

まちぐるみ歴史公園として取り組みを始めました四王寺山周辺遊歩道整備事業は、だれもが気軽に散策ができ、外に出て自然を楽しみながら、あわせて健康づくりにもつながるものでございます。

心身ともに健康でいるために、健康な体とともに精神面での生きがいづくりも非常に大切な要素でございます。幸いに本市は、市民文化祭、歩こう会等、市民が主体的に取り組むさまざまな活動が活発に行われております。地域での活動は、コミュニティづくりの大きな推進力にもなり、市民の皆さんに進んで参加していただけるよう努力をしております。

次に、2点目の国民健康保険における医療費の抑制対策でございますが、特定健診・保健指導以外にも幾つか取り組んでおります。

保険者として行うレセプトの審査点検は、直接的な削減効果がございます。

また、重複多受診者への訪問指導や今年度から被保険者全員にジェネリック医薬品お願いカードを配布をしまして、後発医薬品の使用推進による調剤費の削減に取り組んでまいります。

追加でご指摘がございましたポイント制の提言につきましては、提言というふうを受けとめをさせていただき、調査してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） なぜこの問題を出したかといいますと、これ、国民健康保険の担当課長さんの努力でこういう資料ができました。右肩上がりに医療費給付費が上がってきておる。間もなく一般会計を追い越すのではなかろうかという勢いでございます。一般会計はもう200億円を切ったところでストップしますけれども、この医療費は毎年、毎年億単位で上がってきております。したがいまして、こういうような質問をさせていただいたわけです。

先ほど市長の答弁で、専門職員を配置した、これ、何人配置されたのか、これが第1点目ですね。

それから、福祉部、健康関係者につきましてはいろんな形で努力してあることはもう十二分に認めております。しかしながら、医療費が伸びるもんだから、これをどうしたらいいのかということで質問させていただいておりますので、皆さんが仕事してないということじゃないんです。仕事はしてあるけれども、医療費は伸びる。それをどうやって今後抑えていくかということをやっぱり検討しなくてはいけないと思う。

最後に、部長言われましたポイント制、これ、やはりなかなかですね、何か目標があれば人間というのはその目標に向かっていくもんですからね、ぜひともこれは検討していただいて、最後に市長に聞きますけど、予算もつけてもらいたいと思いますがね。そういうことで、これは結局、今医療費がずっと下がってきておる、東北のほうは特にそうですけれども、やはり健康づくり、いろんな食生活から何もかも今言われましたけれども、よそでもやっておるんですけれども、それ以上に職員がやっぱり配置されて、その職員の方が今度は自治会の方たちにまた教えて、その自治会の人たちが今度はボランティアでやっている、そういう、今度幸い自治会制度でできていますのでね、この職員の、何人配置されたかわかりませんが、その人たちが中心でどんどん、どんどん地域に入ってもらいたいということでございます。ちょっとまずその点、何人職員配置されておるのか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康づくりは最も大事なことでございまして、医療費の削減には大事なことだろうと思っております。

平成21年度からは、正職の保健師を1名増員をいたしました。嘱託の栄養士も1名増でございます。それから、従来の嘱託の保健師2名を職員に当てましたので、都合専門職4名増えたということで考えております。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） どうもありがとうございました。この4人の方がですね、2班ぐらいに分かれて各地域を回っていただきたいと思います。もうこれは、実践、実動していただければ効果が上がってくるんじゃないかと。

最後に、市長、今4人の職員配置、ありがとうございます。これによって来年度は少しは変

わるんじゃないかならうかと思って期待はしてます。それ以上に今度は、やはりなかなか1人だけでは目標がないからしぼみがちになります。先ほどこちと部長からも回答ありましたが、ポイント制を何か早い機会に、例えばJ A、農協さんあたりに頼めばかなり積極的になるんじゃないかならうか、これは例題ですけど、それやら商店街ですね、そういうところとの協力体制をしていただいて、やはり市でイベントする、健康づくりだとか何か、そういうときに判をもらって、それによって、歩こう会も一つのポイント制だろうと思いますが、そういうことを積極的に進めていただきたいと思います。その点について、予算面も出てきますけれども、極力努力してもらいたいと思いますが、市長の方針をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 医療費の抑制策については、いろんな施策があるだろうと思います。私は、安部議員もご指摘をされておりますように、総合行政だというふうに思っております。一単独の国保の担当だけの問題ではないと。やはり市民、被保険者が健康になるすべを総合政策の中で樹立すべきだというふうに思っております。

私は、土日もそれぞれ各種の開催イベント等に出ております。昨日等々については、文化ふれあい館のリコーダーアンサンブル等々の演奏会もあっております。会場いっぱい、文化ふれあい館のエントランスホールいっぱいでした。そこには高齢者の方も壮年者の方も、すべて来られております。あるいは、天満宮のお田植え祭もございました。あるいは、天満宮では池坊を初めとして生け花の展示会もあっております。それ以外にも、今はソフトボール、野球でありますとか、いろんなイベントが各種の中で市内では行われております。やはり私どもは、高齢者にありましては外出支援というような形の中で、まほろば号等も運行をいたしております。そういった市民の方々が外に出られる機会を支援していくというのが行政の私は役割であるというふうに思っております。

安部議員がご指摘をされましたそういったポイント制の問題も一つであろうと。どうしたら市民の皆さん方が楽しく外に出る、そういった機運になってくるかというふうな、そういった場づくりというふうなこと等もやはりシステム含めまして必要ではないかなというふうに思っております。あらゆる限り可能性を追求して、私どもはこれはいいといった、そういったやり方等々については積極的に私はチャレンジしていいのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員。

○14番（安部 陽議員） 福祉の皆さん、健康づくり、大変毎日のように頑張ってくださいましてありがとうございます。今後もまた医療費削減のためにまた頑張ってくださいことを特にお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 14番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、2番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

〔２番 藤井雅之議員 登壇〕

○２番（藤井雅之議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきました。通告に従いまして、２項目質問いたします。

まず、まほろば号について伺います。

昨年から西鉄都府楼前駅を拠点にした新たな運行体制がスタートし、１年が経過しました。市民の皆さんからは、定時運行がされるようになって乗りやすくなったなど、おおむね好意的な意見があるように感じます。

しかし、すべての課題が解消したかという点、そうでない面も見受けられます。昨年の６月議会においてまほろば号について一般質問を行いました。その際に指摘した西鉄都府楼前駅でのバス停の時刻表示の改善などはすぐに対応していただきました。しかし、あわせて質問したときに検討すると言われた２点の問題について、今回伺います。

まず、西鉄都府楼前駅への時計設置の件です。市民の方からも、腕時計や携帯電話など時間を知るすべを持っていないときにバスの時刻を確認するとき、駅舎に時間を確認しに行かないといけなくて不便といった声が寄せられています。昨年の質問の際には、現地を調査した上で検討したいという答弁がされていますが、今どのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、夏休み中の利用促進策についてですが、昨年の一般質問の際には、当時の担当部長は必要だと思ふと答弁され、検討していきたいと言われていますが、今年の夏休みはどのように対応されるのかお聞かせください。

まほろば号の質問の２項目めは、西鉄二日市駅東口への乗り入れについてです。

３月の予算特別委員会において武藤議員からも、周辺道路も整備され、市民の利便性向上のために東口乗り入れについて運輸局との協議をとる質問が出ていますが、答弁では、今相談している最中とされています。どこの機関と相談しているのかは明確になっていませんが、どちらの機関と相談され、東口乗り入れについてはどのようになっているのかお聞かせください。

質問の２項目めは、自治会制度と高齢者支援について伺います。

各行政区において、独居老人の把握など、高齢者支援の自主的な取り組みがなされています。自主的な見守り隊など、さまざまな形で独居や老夫婦だけの世帯、形態は関係なく高齢者支援に取り組まれています。しかし、万が一地域で暮らす高齢者の方に入院など日常生活を通して起こり得るアクシデントが発生した場合、通常では民生委員の方が対応されることとなりますが、民生委員の方も多くの行政区では児童民生委員としての役目もあり、高齢者支援については自治会の任意組織のほうが地域の高齢者の方の日常生活実態を把握しているケースもあるようですが、任意組織が病院など公的機関の対応時には個人情報保護法などの制約も受けると思います。今後、市としてどのように高齢者支援のあり方を考えておられるのか、認識を伺います。

自席におきまして再質問を行うことを述べて、本壇での質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） まず、まほろば号についてご回答申し上げます。

昨年4月のダイヤ改正によりまして、西鉄都府楼前駅を拠点とした新たな運行形態、それに伴います路線のコンパクト化などによりまして、まほろば号の合理化を図ってまいりました。本年4月には、乗り継ぎに重点を置いたダイヤの見直しを行いまして、利用者の利便性をさらに向上させられたものと思っております。

具体的なものにつきましては、それぞれ担当部長のほうから説明をさせます。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 西鉄都府楼前駅バス停の時計設置につきましては、都府楼前駅バス停の拠点機能の充実と利便性の向上のため、バス現在地案内システムの検討を現在行っております。しかし、このシステム導入までにはまだ課題も多く、いましばらく時間が必要であると思っております。

そこで、藤井議員が提案されております時間の掲示等につきましては、このシステム導入までについては、先ほど申しましたようにいましばらく時間も必要ですので、駅前広場内に時計の設置を行えるよう、現在関係機関と調整を行っております。

次に、夏休み中の利用促進と今年の対応策につきましては、提案がありました新たな期間限定割引運賃券については、現在も調査研究中で導入には至っておりませんが、まほろば号の利用促進を図るため、夏休み期間の文化ふれあい館、あるいは市民プールなどの公共施設の利用はもとより、市内に点在します多くの名所旧跡をめぐる歴史学習、あるいは夏休みの課題学習には、1日フリーパス券の利用など、今後とも周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、西鉄二日市駅東口への乗り入れについて回答いたします。

御垣野・隈野線の開通を受けて、国道3号高架下の道路拡幅も完了し、西鉄二日市駅東口へのアクセスが可能になりました。JRや西鉄駅などへの公共交通機関の整備については、本市のまちづくりにおける課題でもあり、継続的にさまざまな検討を行っているところであります。

手法につきましては、西鉄宇美線の延伸やまほろば号での運行、あるいは新たな交通システムへの対応など考えられますので、現時点では外部機関との協議は西鉄だけで行っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） まずですね、昨年の検討すると言われたところの(1)のところを伺いますけれども、その時計の設置、そのシステムが間に合わないから新たに時計の設置は今するというふうに、する方向で、広場内にしていくということで検討していくというふうに私はその答

弁受け取りましたけども、例えばその時計の設置が一番私が目安になるかなと思ったのは、五条駅前のバス停は駅舎から出て正面にバス停ありますけども、右のほう向きますとモニユメントのデジタル時計がありますよね。あれば非常にバス停の機能としては私はわかりやすいモデルだなというふうに思ったりもするんですけども、特に、ただ五条駅前のあのバス停も私、現地調査に行きましたけども、そういったデジタルの関係で日差しが強いときにはですね、ちょっとデジタルの部分が見にくい状態にもなったりしてますので、特に高齢の方が利用されるバス停の状況もありますので、そういった部分にも配慮した形ですね、ぜひ進めていただきたいというのと、今答弁ありました新システムの導入というのは、これはいつをめどに行われる考えなのか。それと、もしそのシステムが導入されたら、まさかだと思いますけども、その設置した時計は撤去するとか、そういった考えまで持っておられるのか。簡易的な時計を設置しようと思っておられるのか、それともずっとそこに時計として置いておくものを考えておられるのかというのを時計の設置に関しては伺います。

それと、夏休み中の利用促進策については、具体的に割引等は考えてないということでしたけども、いろいろ市内の文化ふれあい館あるいは市民プール等のそういった施設の対応、あるいは課題学習での活用等していきたいということだったんですけども、その具体的なPRの方法については、今どのように考えておられるのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 新しいバス現在地システムにつきましては、現在バスがどこを移動しているかというような表示ができるようなものを考えておりますけども、これは西鉄が運行しておりますシステムとの関連もございまして、技術的なもの、あるいは費用的なものもろもろありますので、先ほども報告したとおり、今検討を続けているところです。

時計の設置につきましては、そういう運行システムが表示できれば、藤井議員が提案されますように、お年寄りが腕時計を持っていなかったりとか、なかなかあって、やっぱりバス停にはそういう表示が必要じゃないかということでご指摘もあっておりますので時計の表示を検討しておりますけども、今ご指摘の五条駅前広場のような時計塔を設置しますと、かなりの事業費がかかります。利用者のためだけに時刻を表示するということであれば、そういうシステム導入で間に合うのかなと思ってますが、なかなかそういう現実的に難しいという、現在間に合っていないので、どのくらいの時計を設置するかというのは駅前広場の関係の建設経済部とも今現在調整をしているところです。

今ご指摘の見えにくかったりとか、大きさの問題とか、そういうものを当然配慮したものを設置していくことになると思っております。

それから、夏休みの期間中の児童・生徒さんのまほろば号の利用促進ですけれども、現在もまほろば号の利用については全体的なものでPR活動行っておりますけども、特に中学生あたりのターゲットを絞ったような利用促進については、教育委員会とも協議をしながら、何かPRができる意匠があるのか検討をしていきたいと思っておりますが、基本的には広報等でのP

Rを現在考えているところであります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。ぜひその時計の設置というところではですね、利用者のためだけというような今答弁ありましたけども、3月議会で橋本議員からバス停とかバス車内の広告の掲載の問題も質問が出ておりましたけども、西鉄都府楼前駅に時計を設置して、そこに例えば広告をとるという手法も私は検討していいんじゃないかと思うんです。ターミナル化の拠点駅ということですから、一定利用者も多い駅というか、バス停であろうかと思えますので、設置する場所によっては広告をとることで時計の設置費用も、1年、2年で回収できるような広告料ということには難しいかもしれませんが、広告をとるという部分を検討していけば、いずれはその時計の設置事業費自体はペイできるような形も私はあるんじゃないかなというふうに思いますので、その検討されているということですけども、今あわせてそういった視点でも、広告の掲載等も可能なのかということもあわせて、これは内部で検討していただきたいというふうに思います。

それと、夏休み中の利用促進策ですけども、今PR、教育委員会と相談するということがあったんですけども、ちょっといろいろ夏休みになりますとまたまほろば号以外にもいろいろなイベントがありますよ、子供たちをターゲットにしたようなですね。テレビ等見ていただければ、特に小学生の小さい低学年のところだと、遊園地で子供ショーがあつたりとか、そういったところがテレビからもう垂れ流しといいますか、そういった状況どんどん広がってきますよね。当然子供たちがまほろば号に乗りたいと思うのか、それとも例えばどっかの遊園地に行つてそういった子供ショーを見たいと思うのかという、そういったところと、何というんですか、子供の、極端なこと言えば取り合いになってくるわけですね。そういった部分でのPRが果たして広報だけで私は十分なのかというのがちょっと疑問に思うわけです。夏休み前に当然子供にプリントをして、まほろば号の魅力とか、まほろば号に乗りたい、乗せたくるようなそういった手法もあると思いますし、あわせて保護者の方、父母の方にもまほろば号に親子で一緒に乗ってもらう。あるいは、夏休み中、日中子供たちをまほろば号に乗せてもらえるような、そういった部分も協議する必要があるんじゃないかなと思いますが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 駅前広場に時計を設置する場合のネーミング料といいますか、そういう施設ネーミング料、本市においてどのようなものが可能なのか含んで検討すべきだろうと思います。ご指摘のように関係機関との調整の中ではそういうものも検討の一つの手法として取り入れていきたいとは思っております。

また、子供さんの利用ですけども、私も今年度からまた5年ぶりぐらいに担当になりました、過去いろいろな子供さんたちの通学の利用とか、そういうことで各学校周りをしたことも

あります。ぜひまほろば号に乗っていただきたいというようなことでPR活動もやりましたけども、現実問題、子供さんの利用料は保護者の方が持っておられまして、生徒指導の先生たちにも相談しましたが、そのくらいの距離は歩いていけど、100円持たせてぜひまほろば号に乗りなさいというようなことはなかなか現実難しいというようなこともありますので、藤井議員がおっしゃいますように、今まほろば号のさらなる利用促進を図るのは、新たにターゲットを絞りながら、いろんなできる限りのPR活動をすることは私たちも当然必要だろうと思っておりますので、そういうふうなところで今後、市長も申しますように、まほろば号の担当者については創業者の精神で頑張っていきたいと思っておりますので、これからも温かく見守っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） もちろん温かく見守りながら、これが発展といいますか、守られていくように私もありたいと思っておりますけども、今部長言われた、このくらいの距離歩いていけというところですけども、どこの学校で言われたのかわかりませんが、例えばそのくらいの歩いていくような距離の中に何かまほろば号に乗って回るとか、そういった魅力という部分も私はつくっていく責任があるんじゃないかなというふうにちょっと思ってしまったりもしたんですね。それで、長浦台に住んでおられる方に話聞きましたけども、そのまほろば号の、実は小学校6年生のお孫さんがおられるそうですけども、まほろば号に乗って天満宮のほうに行くというのが物すごく、まほろば号に乗れるという部分ですごくうれしがるそうなんです、お孫さんが。ですから、孫と外出できる機会もあって私はすごくうれしいですし、まほろば号、孫が大好きだからまほろば号乗ってどこか行こうというふうに誘えるのに大変うれしいんです、あのバスがあるおかげで孫と交流できますみたいな、そういう声も実際あるんですよ。つまり、言いかえれば、それだけまほろば号乗りたいと、まほろば号のこと好きだと思っている小学生も当然もつというんじゃないでしょうか。そういったところをターゲット絞るような対応策というのは、やはり必要だと思いますし、夏休みというのは、昨年質問でも言いましたが、自由になる時間が当然子供たち多いわけですから、土日、平日関係なくですね、乗る時間というのも、当然乗りやすい時間もそれぞれにあると思いますので、そういったところをきちんと今後もこの点に対応していただきたいなというふうに思います。

それで、(2)の西鉄二日市駅の東口の関係のほうに移りますけども、予算特別委員会の質疑の中では、西鉄と今相談しているという答弁ありましたが、当時の担当の部長の中では、そのやりとりの中でまほろば号としましては、以前からも榎寺のところを通過するというような、そういった答弁があるんですね。東口への乗り入れを検討しておりますと、そういったようなことがあるんですけども、その後の関連の質疑が流れていく中で、田川議員の質問に対して副市長の答弁があって、副市長は、西鉄太宰府駅から乗るよりも西鉄二日市から直接乗ったほうが、宇美線のことをこれは言われているんだと思いますけども、利便性が高いということを考えておられて、今回は西鉄が運行していただければ、そういうふうなことでもいいんじ

やないかなというふうな考え方を持っておりますというふうな、そういった答弁で、何かまほろば号を通すのか、それとも西鉄の宇美線をあそこまで延長してもらうのか、そういったところがですね、行政の中で、ちょっと言葉があれかもしれませんが、若干ちょっと不一致があるんじゃないかなというふうに感じるんですけども、今の基本姿勢としては、市は東口乗り入れについては、まほろば号でいくのか、それとも西鉄のほうを延長してもらうのか、まずその点はどちらなのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 予算特別委員会での質疑の内容ですけれども、基本的にはまほろば号については公共交通機関の空白地帯に交通網の整備をするために走らせるという当初からの運行目的がございます。ただ、まほろば号も平成10年から運行しまして、いろいろな路線を走らせる中で、いろいろな市民からのご要望、あるいは利用促進を図るための手法として拡大をしてきております。その中で、委員会の中でも市長が答弁しておりますけれども、東口だけではなく、新たな都市整備が市内にも進んでおるところがございます。通古賀地区の区画整理も一定終了し、かなりの住宅整備も進んできているという部分もあります。そういうものの中で、東口も一つの、先ほど私答弁しましたように、本市のまちづくりでの交通機関整備の課題ではあるということ、大きな課題であるということをとらえております。現時点では、市長もその委員会の中で答弁しましたように、これからの市民のいろいろなニーズを勘案しながら、いろいろな手法の中で検討をしていきたいと。それは当然、田川議員が委員会の中でも指摘されましたように、路線を延長するということになれば経費の増大を確実に招きます。そして、それに伴ってどれくらいの運賃収入が上がるのかということで、その差額については市の負担になるということになります。そういうことを総合的に判断しながら、方向性を示して、そしてその手法が決定された中で外部機関との具体的な協議になるということになりますけれども、宇美線あるいはまほろば号ということがございますので、そういうものについて西鉄のほうの経費の試算についてはどうなのかというようなことを取り組んでいただきたいというような打診をしたというところで、機関との協議を行っているというところで、現時点ではまだその手法が明確にはし切れていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、打診をしたということですけども、恐らくその打診をされたのは、今部長のところの協働のまちづくりの以前の昨年の建設経済部の所管のときの話を部長が引き継いだ上で答弁されたというふうに理解、私はしているんですけども、当然内部でそういったことも引き継ぎされていると思いますが、打診をして、その先方の反応はどういうことだったんですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 内部検討しますというようなご返事だったと聞いており

ます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） その内部検討しますという返事だったということですけども、これは予算特別委員会の中でも武藤議員から指摘があったことですけども、申請の関係ですよね、路線の申請の関係で、先に内部検討しますって、市から西鉄協議の最中に、まさかだと思いますけども西鉄が宇美線延長の認可申請を運輸局に出してしまうんじゃないかなというような懸念もあったりするわけですが、それについてはどういった形で協議、そういったことはもうないというふうに確信される何かお持ちの上で協議進められているんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 委員会のときの答弁の内容の確認ですので、委員会で当時市長が申しておりますように、いろいろな市民の需要、皆さんの意見を聞きながら、市民の目線で市長はどうしたら市民の方々に利用してもらえるか、まほろば号の利用、あるいは交通網の利用について、どうしたら今後どういうふうな施策が市民のためによいのかを総合的に判断しながら今後決定をしていきたいということで答弁していることを受けて、私たち担当も西鉄とは協議しておりますので、具体的な運行について協議しているわけではなくて、東口が開設し、先ほど答弁しましたように、アクセスが可能になった、じゃあ宇美線あるいはまほろば号、そのようなものについてどのような可能性があるのか、それについて事務的なレベルでの協議をしているというところです。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） ちょっと当時の私手元に、当然皆さんもお持ちだと思いますけども、予算特別委員会の議事録見ますと、当時の建設経済部長の何か答弁では、できるだけ早く申請とあったような、そういったことも言われているようだったものですから、私の認識としては近いうちにそういった協議が進むのかなというふうに3月のこの委員会以降ですね、認識していたんですけども、じゃあまだ、今後もまほろば号か西鉄の宇美線の延長かということではなくて、まだ今、その交通体系のあり方全体含めて一つのどういった方法があるのかを協議しているという状況というふうに認識しておいてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、西鉄二日市駅東口までの路線の延長の問題、いろいろ予算特別委員会の回答のとおりでございますけれども、私は為政者という、市長という立場の中で、市民税の持ち出しがないような形が一番望ましいというふうに思ってます。まずもっては民間でそのことができるのであれば、そのことを処理したいと、お願いしたい。すなわち、西鉄がそもそも宇美線については、今走っておりますけども、以前は都府楼団地経由、都府楼経由の旧3号線ですけども、JR二日市駅まで行っておりました。それが、採算が合わないというようなことで

打ち切られた経緯がございます。この東口までの延長が採算ベースに合うかどうかというのが西鉄の考え方だろうと思います。そのことを含めて、今調整中、検討、問題提起をしておりますので、そこがまたやがて返ってくるのではないかと思います。それが、どれほどぐらいになるのかというふうなこと。市民の利便性からいきますと、この路線を使って東口まで行くということについては、南を通るわけですから大変便利になることは間違いないと。それが、採算ベースでどうしても西鉄がしないというようなことであれば、その後にしたらいいいのかというようなことをできる方向で考えていく必要があるだろうというように思っております。私は、いろんな形態があると、今からについては、雇用の創出も含めて、団塊の世代が今リタイアいたしております。多くのそういったノウハウといいましょうか、経験則を持ってある人たちが市民の中には多くある。そういった方々に集まってもらい、そして運営をしてもらうというふうなことだってあるかもしれません。これは、先進地の事例の中においては、既にあります。いろんな方策。例えば、今マミーズ・まほろば号もその一つでございます。太宰府市で行う必要があればやりますけども、外出支援あるいは買い物支援、あらゆる形態とのやり方、チャレンジといいましょうかね、そういったことがあれば雇用の創出にもなりますから。それから、私は自治会制度を育てておりますから、その辺のところの延長上になるような形の中で、みずからの町はみずからでつくっていくと、あるいは地域の中で高齢者も、あるいは幼児も、あるいは小学生も、そういった視点の中で活用してもらうように行くと。いろいろな方策がございます。私は、PR等を含めまして、毎回いろんな各種講演会がある中においても、このまほろば号もひとつ話題性をひいてお願いをしております。

それから、高雄台区でございますけれども、自治会でございますけれども、今回市長と語るといいましょうか、市長室を訪問という形の中で、高齢者を団体を募っていただいて、そして市長室に来られるツアーを今企画されております。実行いたします。そういった中で市長室に来られる。そして、行政課題のいろいろな問題点等つぶさにお話することから始めていこうと、そういった使い方、まほろば号を使って来ますというふうなことでの温かいそういった支援も受けておるところであります。市民の中においても、そういうふうなことが出てくれば、私どもはそういった支援をしていくと。そういった支援が出てくるような雰囲気づくりをしていくというのが行政の考え方である。

それから、藤井議員おっしゃいました時計塔の問題等々においても、私も必要性を認識いたしております。市役所前の広場等々についても、時計台の設置、時計を見る市民にとって今何時だ、今来たのかどうか、通り過ぎたのではないか、通過したのではないかというような、そういったナビも含めた形で、今から利用者にとって利用しやすいような、そういった方策を講じていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、市長が外出支援ということ、先ほど安部陽議員の質問の中でもちらっと言われましたけども、特にまほろば号の今回の質問では、東口への乗り入れは利便性の

向上という部分ではあの地域にお住まいの高齢者の方等の市役所への移動の際の利便性も向上しますでしょうし、特に夏休み中の利用促進という部分では、私は小・中学生の外出支援といえますかね、特に今子供たちがなかなか外に出ないで家でゲームをしているとか、家からなかなか出ないとか、そういった問題も言われておりますので、そういった部分での外出支援というのでも、当然運行のあり方あるかなと思います。それで、市長も朝はまほろば号で通勤されて、車窓の中からもいろいろ現状等も見ておられると思いますので、そのまほろば号のいろいろ市民の皆さんからもいろんな形で要望等が上がって、市長の声に届くと思いますけども、いろいろ特に東口の乗り入れというのは一定待っておられる、あそこに新しい道路に公共交通機関をどのような形で整備されるのかということのも楽しみといたしますか、いろいろ待っておられる部分があるかと思しますので、逐一ですね、住民への説明ですとか広報でのPRで状況の説明等もですね、取り組んでいただきたいということを要望いたしまして、1項目めについては終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

市長。

○市長（井上保廣） 次に、自治会制度と高齢者支援についてご答弁を申し上げます。

太宰府市の高齢化率は、ご承知のように既に20%を超えております。ここ数年で超高齢社会を迎えようとしているところでございまして、高齢者支援の対策に取り組んでいるところでございます。

ご指摘のとおり、今後の高齢者支援のあり方につきましては、行政だけで行うのではなく、自治会との協働が重要な課題であると考えているところでございます。

なお、具体的な手順等につきましては、健康福祉部長のほうから詳細に答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 各自治会の中で積極的にひとり暮らしの見守りやサロン活動、また自主的な取り組みとしてひまわり会活動などを実施してある自治会もございます。このような活動を市内全域の自治会へ広めるため、地元に通じてある民生委員さんとの連携をより深め、自治会との協働による高齢者支援を実現することが重要であると認識をいたしております。

実現のための一つの手段といたしまして、今年度から民生委員定例会や民生委員中学校区別分科会の研修会の中で、介護保険に関すること、高齢者福祉サービスに関すること、問題行動に関することなど幅広い視点からの双方の情報交換を含めての研修会を深めているところでござ

ざいます。

今後は直営としました包括支援センター、自治会、民生委員、関係機関等とのネットワークを構築することが、実態に沿った高齢者支援に結びつくものと考えているところでございます。

また、個人情報保護法の関係でございますが、現状は本人の理解を得た上で個人情報を関係者で共有することにより、高齢者支援に役立てているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長のほうの答弁でも民生委員の方への説明等されているということだったですけども、4月14日に環境厚生常任委員会で新しく市の直営になりました包括支援センターのほうにですね、所管調査に伺ったときも、部長と担当の課長、係長まで入っていたいていろいろ意見交換も委員会でさせていただきましたけども、その中でも校区ごとの民生委員との説明、協議といいますか、連携策等もとっていただきたい旨、所管調査の際にも言われましたけども、今4月から順次各校区ごとに始められているというふうに思いますが、民生委員の方からですね、具体的に何か意見といいますか、反応というのが寄せられているようでしたらお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） これまでに、5月でしたか、太宰府中学校区の民生委員さんとの情報交換会、研修会、それから6月には学業院中学校区の同じような研修会、交流会が予定をしております。その中で、要望といたしましては、介護保険制度の内容でありますとか福祉サービスにはどのような制度があるのか。また、高齢者の問題行動があった場合、どのように対応したらいいのかなどのご意見、要望等がっております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、部長の答弁でもありましたけども、高齢者を見守り進めていく上で、いろいろ具体的な要望等も寄せられたというふうにありますけども、それで今回質問するに当たってですね、資料のほう皆さんに配付いたしておりますけども、高齢者支援のネットワークといいますか、そういったもののあり方ですね、そういったのを私なりに考えてこれまとめたんですけども、パソコンのパワーポイントを使ってつくりましたので、本来は映写をしてですね、一個一個説明していったほうが余計わかりやすいのかなとは思いますが、そういった設備もこの議場にはありませんので、1枚のシートを全部まとめた形で配付させていただいております。それで、ちょっと資料の説明をさせていただきたいと思いますが、これは本人さんを中心に見ていただきたいんですけども、大体本人さんの、入院と想定してください。何か事故でも突発的な病気等でも構いませんけども、病院にかからないといけなくなったときにですね、通常はその次に夫あるいは奥様、その本人さんの夫か奥様が対応されるということになってきましようし、さらにもっと広い意味でいけば、家族の中でそういった入

院ですとか、そういったことも対応等もしていく必要があるのかなというふうにも思いますけども、例えばそれが独居の場合ですとか、例えば夫婦二人の高齢世帯でも何かどちらか家族の方が病気を持っておられてとても入院等のそういった対応、日常的な支援等が難しい場合ですとか、そういったケースも当然あるかと思いますが、各行政区において。その中で今度重要な役割を持ってくるのが民生委員あるいはもっと広い意味で各自治会の見守り隊ですとか、いろいろそういったサークル活動の部分になってくるんじゃないかなというふうに思います。

それで、実際にその民生委員あるいは自治会の方が病院にいろいろ本人さんの状況ですとか、いろいろお世話的な部分も含めてですけども、しようと思ったときには、個人情報保護法といいますか、そういったものがひっかかってきます。私も、病院におりましたときにそういった問い合わせの電話がかかってきました。民生委員の方から、まずやはり急ぎ第一という部分では電話というのが当然手っ取り早い手段でありますけども、個人情報保護法の関係からいいますと、電話では相手の姿が見えませんので、本当に民営委員かどうか分かりませんので、入院情報の照会というのは基本的に行いません。個人情報保護法の制約でそういうふうになっておりますので、その旨説明します。

それで、民生委員の方に病院に来ていただいて、それで身分をきちんと確認した上でですね、患者さんの入院のそういった照会を行うという部分になってくるかと思うんですけども、それと同時に並行して介護保険のサービスを受けられる関係では、やはりケアマネジャーというのの役割も私は重要になってくるんじゃないかなと思います。病院のそのかかりつけの先生よりもケアマネジャーというのは、当然その本人さんの家庭に日常、病院の先生よりも接する時間は当然多くなってくるわけですから、家族の状況あるいは具体的な支援のあり方等についても、どちらかという深い関係があるんじゃないでしょうか。私は、その意味を、そのケアマネジャーの方が市役所、あるいはこの包括支援センターの中にもうケアマネジャーも入ってしまうのかなというふうに思いましたけども、あえてケアマネジャー一人一人いろいろ地域の高齢者の方、見ておられますので、そういった部分では、これ、資料には独立した形でケアマネジャーということを入れさせていただきました。それで、ケアマネジャーが病院と連携をとる、本人さん、あるいはその本人の家族、そういった部分との連携をとって、何がいいのか、入院、入所、それとも居宅での今後の生活をしていただくことがいいのかというのも話し合う手段になってくるのではないかなというふうに思います。

それで、実際に高齢者支援のあり方として、いろいろ、そのケアマネジャーの負担も大きいといいますか、いろいろな部分が求められてくると思うんですけども、特にいろいろ、今病院の関係では、手術の同意とか薬の投薬でもきちんと家族あるいはその後見人とかそういった方の同意がないと進めていくことができないわけですけども、いろいろ同意の部分がですね。その高齢者支援のやはり私はそのあり方としてきちんと成年後見制度、独居の方について身内がおられない方についてはきちんと後見人というのを定めていただくということも重要になるかと思いますが、例えば独居をして家族がどこかに別居をしていると、そういった場合にはで

すね、せめて最低限緊急連絡先ぐらいは聞いておく必要があるんじゃないかなというふうに思  
うんです。いろいろ高齢者の方のそういったトラブルといいますか、日常起こり得るハプニ  
ングといいますか、そういったことを聞きますと、例えばかぎを締めてちょっと連絡をとれない  
状態、家がかぎが締まっているけども、そのかぎをあけるのにも家族、あるいはその後見人  
の方の同意等が必要になってきますし、当然かぎをあけるとなると今度立ち会いの問題も出て  
きますし、そのときにそれをスムーズにいかせるためには、私は緊急連絡先、そこだけは最低  
限押さえておく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけども、その緊急連絡先をき  
ちんと各それぞれの民生委員のところ、あるいは自治会のところ等もあるかと思えますけども、  
緊急連絡先の把握に関しですね、市として何か自治会あるいはそういった民生委員のところ  
への支援策というのはきちんと考えておられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 緊急事態が発生した場合の独居老人、高齢者のひとり暮らしの緊急  
連絡先の把握につきましては、今申されますように民生委員あるいは別居地に住んでおられる  
家族等おられれば、まず身内が最初、それから近隣の方、民生委員、自治会の自主的な方々  
ということになろうかと思えます。そのほかには社会福祉協議会が成年後見制度というのを積極  
的に相談等を行っております。高齢者支援課と連携をしまして、ほのぼの安心サービス事業と  
いうことでやっております。これによりますと、社会福祉協議会では平成20年度で約2,000件  
の相談を受けたということでございます。また、そのうち正式に成年後見人の契約を結んだ方  
は16件でございます。これまでに58件の社会福祉協議会との成年後見人の契約がありますの  
で、そういった対応も必要かなというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、後見人の対応が必要だということを部長、言われましたけども、本  
当にその後見人の部分がですね、早く、これは信頼関係を築いた上でその後見に結ぶという  
ことですから、それはなかなか今日言って明日というのはちょっと当然難しい問題であるとい  
うふうに思いますが、例えばもうこれは独居で身内がおられない方ということで限定しま  
すけども、そういった方が入院されたとき、その後見人、だれも定めておられなかったとき  
ですね、本当、今言われたように手術の同意ですとか薬の投薬、そういった部分でも後見  
人の同意がない限り先に治療を進めることはできないわけですね。それで、これも安部  
陽議員から今朝一番の質問で医療費削減の問題がありましたけども、ただその独居の方  
が入院しているだけでも、当然入院基本料という部分では発生してきます、日々の部  
分でですね。何も治療ですとかそういったものが進んでないのに入院基本料というの  
が医療費の部分では発生してきますので、無駄なと言うとちょっと言葉が悪いよう  
ですけども、何もしてないけども医療費が発生してくるということは、それだけ高  
齢の方ですから多くの場合国保に加入されておるでしょうから、あるいは後期高  
齢者医療の部分ではそういった保険財政への影響というのも当然出てくるわけ  
ですから、その点ですね、成年後見制度、まずは緊急連絡先だと思いますけども、その

先の部分というところまで含めて支援策、進めていただきたいと思いますし、あと私が1点その部分で気になるのは、病院との連携という部分では、市役所も筑紫地区の医師会中心に筑紫地区管内の病院ではいろいろとお話もされているかと思いますが、それでそういった部分もスムーズにいく体制が整っているということは聞いておりますけれども、例えば筑紫地区以外の病院ですね、福岡市内に外出されたときにちょっとそういったことがあって福岡市の病院に入院されたとか、とにかく筑紫医師会の管轄外のところの病院で何かそういった対応が発生したときの対応策ですね、今後どういうふうにされるおつもりなのかお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 当然、筑紫地区、筑紫医師会との連携は図っておるところでございますが、より連携を深めながら、その延長としてですね、福岡県医師会との連携を深めることに努めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） わかりました。特に後見人以前の緊急連絡先という部分では、いろいろ民生委員の方にしても、民生委員の方にももうその徹底等はされていると思っておりますけれども、特に自治会等でこういったことを当然行っていくときには、緊急連絡先も当然、その家族の方の個人情報的な部分に該当してくるんじゃないかなというふうに思いますので、当然支援策を進めていかれる上です、そういった情報管理の徹底といいますか、そういった部分まで含めてですね、各自治体あるいは民生委員等にも指導していただく体制をですね、内部で検討していただきたいということも要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 2番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

次に、1番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔1番 原田久美子議員 登壇〕

○1番（原田久美子議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告しております5項目について質問いたします。

1項目めは、定額給付金について質問いたします。

景気後退下での住民不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とされています。本市においても、定額給付金の案内から2カ月半になり、申請書の事務等でそれに携わる職員さんたちにはご苦労なことや質問がたくさんあったかと思います。

まず1点目は、定額給付金について、市民への案内は4月と5月の広報紙に案内がありました。子育て応援特別給付金3万6,000円については、5月に広報案内となっております。なぜ2度にわたり案内を出されたのか。4月1日の1回で済ませることができなかったのか。4月に出されたチラシについては、費用は幾らかかったのかをお尋ねいたします。

2点目は、給付金申請書についてです。申請手続から給付までの流れの中に、申請するときに必要な身分を証明するものと金融口座のコピーが必要です。平成21年10月1日までに申請が



できなかった場合は受給を辞退したものとみなされるそうですが、ひとり暮らしの方が十分に理解されず、申請書がそのまま放置されたり、何らかの理由で手続ができない人もいます。そのような人たちに市はどのような対応をされているのか。また、現在申請手続を済まされた人は、支給対象者の何%でしょうか。お聞かせください。

2 項目めは、市内通学路及び生徒通学路の整備について質問をいたします。

子供たちが安心して安全に通学できるために、市内においての安全策についてお聞きします。

市内や校区内でも、地域ができることは地域でを基本に日常生活安全の確保、互いの声かけ、見守りや防犯パトロールの実施に努められておられます。しかしながら、ひったくりや痴漢、誘拐、事故等、犯罪等後を絶たない現状でございます。

1 点目は、自転車通学が安全であるか見直しをしてほしいと思います。特に、学生の自転車通学は、歩道や外側線が設置されても、自転車利用者のマナーの悪さ、右側通行で平気で3列走行、二人乗り、携帯を持ったままの運転、夜間の無灯火等を目にいたします。生徒たちの自転車の乗り方の講習会や自転車運転免許の習得をしてはと提案いたします。

参考までに、東京都荒川区と北九州市小倉北区では、自転車のルール、マナーを身につけることを目的として、自転車事故は地域の目と手で防止をさせる自転車安全見守り隊を結成され、全国初自転車運転免許証制度が行われております。自転車が手軽に乗れることで、自転車は道路のどこを走ればよいのでしょうか。そこで、自転車を運転しやすいゾーンが必要だと思います。太宰府市には自転車専用ゾーンがありますか。あれば何カ所あるかお尋ねいたします。

2 点目は、市内の小・中学校では、最低2カ所以上の門があると思います。その門は、使用されていますか。もしも閉められている学校の門があれば、なぜ閉められているのか。それと、登下校時でもあけることはできないかをお尋ねいたします。

3 点目は、太宰府東中学校の生徒は登下校に、正門と東裏門を使用しています。東小学校区の東ヶ丘、星ヶ丘の生徒も体育館横、資料のAの箇所に出入りできるような通学路として道路を増設できないか。理由としては、今現在ある坂口裏高尾線は、民家が一軒もなく、春になると変質者、冬場になるとクラブ活動後の下校時には暗くなり、街灯は設置されていますが非常に薄暗く、道路沿線の東側は照明等の設置がない竹林や雑草地でもあります。生徒の安全面から、いつも不安、脅威、危険を感じており、保護者からの声も数多く聞いております。未然に事故防止を図る観点から、道路増設についてのお考えをお尋ねいたします。

3 項目めは、太宰府市の入札制度について質問いたします。

公共工事公共調達に対する社会的批判の高まりを背景に、平成12年11月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が制定されています。

太宰府市では、入札契約適正化徹底のための方策として総合評価方式等の推進や指名競争入札参加者の指名基準要綱において、指名競争入札参加者名簿に登録された者、いわゆる認定を

受けている者となっております。技術力による競争の推進や指名停止基準の強化など、不正行為の防止強化が進められていると思います。

そこで、太宰府市指名競争入札参加資格者は、開発行為で違反をされている参加者は認定が受けられるのかどうかをお聞きします。また、太宰府市指名競争入札参加者指名基準要綱の中で、第2条(1)信用状態、不誠実な行為の有無について、信用状態とはどのようなことを指すのかを説明していただきたいと思います。

4項目については、太宰府市の河川整備について質問いたします。

平成15年7月、九州北部地区において集中豪雨により災害がありました。記憶に新しいことでございます。この災害によって、太宰府市の国分区、三条区は被害が集中した地区です。市役所担当職員、行政区長、被災者等関係者の声を既にお聞きされ、被災状況も把握されていると思います。

太宰府市は、太宰府天満宮とその門前町を中心に古い歴史的伝統を持つ観光都市でもあります。太宰府市に観光に来られた方々は、朱雀大橋付近の御笠川を橋の上からバスや自家用車でごらんになります。太宰府市中央公民館裏の御笠川を見ていただいたらわかると思います。河川ではなく、もう道になっております。

豪雨災害で被害が集中したのは、住宅地域でした。また、御笠川周辺は、河川がはんらんし、家や駐車場にとめていた車にも被害が及びました。原因の調査は既にされていると思いますが、早目の対策が必要ではないでしょうか。災害が来てからでは遅いことも十分に理解されているはずです。人災的要素も含むことになります。災害が来たときのことを考えますと、今の河川の状態では、被災者が心情的なわだかまりを残すだけとなります。

そこで、土砂、木々の撤去、災害原因の調査、既存住宅の安全性を確認していただき、市内の河川の点検を行い、緊急に河川の整備を行うべきと考えます。いかがでしょうか。

5項目めは、耐震改修促進計画について質問いたします。

建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成7年10月に制定され、東海地震等の発生の切迫性などから同法が改正され、平成18年1月より施行されております。平成21年広報5月号に詳しく学校の耐震診断の結果と耐震化の計画についてはお知らせがありました。また、この件については、平成19年3月と平成20年6月に橋本健議員のほうからも質問があってございました。その後の太宰府市内の耐震化の推進は進んでいると確信しております。

しかし、耐震化の推進については、学校施設だけではなく、耐震基準に当てはまる住宅や特定建築物の調査はどこまで進んでいるかお伺いいたします。

また、地震はいつ発生してもおかしくないと言われております。太宰府市も、警固断層、宇美断層が通っております。そのことから、今後地震があつて道を閉塞させる住宅や老人ホーム、危険物を取り扱う工場等への指示、報告徴収、立入検査、情報提供等の対策があればお聞きしたいと思っております。

以上、5項目について、項目ごとに積極的で実効性のあるご答弁をお願いいたします。

再質問は自席から行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 定額給付金についてご回答申し上げます。

国におきまして景気の浮揚策あるいは住民への生活支援を行うというふうなことで、子育て応援特別手当も含めると、そういった対策がとられました。太宰府市でいきますと、約11億円ほど合わせましてなろうかと思えます。このことについては、本当に私市長といたしましても、この国の制度の果たした役割というようなことについては非常に大きいというふうに思っております。そういった点からご回答申し上げます。

定額給付金の市民への案内につきましては、定額給付金と子育て応援特別手当は、そもそも別の制度でございまして、市民の皆様が混乱しないように、別々に周知を図ったものでございます。ひとり暮らしの高齢者等への申請の取り扱いにつきましては、未申請者のリストを点検し、庁内で分析を行いながら対応してまいりたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長より回答をさせます。

なお、2項目め以降のご質問につきましては、各担当部長より回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから詳細な説明をさせていただきます。

定額給付金関連法案の成立が3月4日であったため、4月1日号の広報掲載には間に合わないことから、定額給付金のチラシを盛り込む方法して対応をいたしました。これは、概要や申請方法についての周知と、4月上旬から申請書を送付するので給付金をよそおった詐欺や個人情報の問い合わせに対しての注意喚起のために作成をいたしましたものでございます。なお、その費用は18万600円となっておりますが、事務費として全額国費対応となっております。

また、子育て応援特別手当につきましては、対象となる909世帯に既に3月25日付で申請書を送付していましたことなどから、同一のチラシでの対応をせずに申請の再確認をしていただく趣旨で5月1日号の広報に掲載するようにいたしました。

定額給付金支給に関する進捗率でございますが、6月9日現在で給付対象件数は2万8,194件ございました。これに対しまして、給付済み件数は2万5,640件で、90.9%が済んでおります。また、金額ベース、給付済み金額ベースでの進捗率では94%となっております。

次に、高齢者関係の対応でございますが、太宰府市において定額給付金対象の一人世帯の高齢者は2,955名おられます。既に給付済みの対象者は2,767名で、まだ給付が済んでいない方は188名おられます。申請期限は10月1日までとなっております。申請を促すために、広報やホームページにおいて記事を掲載いたしておりますが、7月上旬に申請書の再送付を行うように準備を進めてまいります。それでもなお申請されない場合は、地域包括支援センターなど高齢者にかかわる部署との連携を密にしまして、未申請要因などの分析を行いまして、でき得る限りひとり暮らしの高齢者でもスムーズに申請ができるよう体制をとってまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のご答弁で安心しました。

順番はちょっと変わりますけれども、2 点目の質問で、高齢者の中に188名の方がまだ未申請ということで、その188名の方にも申請書の再交付をしていただけるということで、本当に安心しております。ぜひ大変でしょうけれども、今後とも10月 1 日までに頑張ってもらいたいと思っています。

それと、その用紙、広報の問題なんですけれども、太宰府市のホームページを見ますと、子育て応援特別手当についてはきちんと説明がっております。それながら、4 月 1 日号の広報紙に載せるべきではなかったのかということをお話は言いたくてこの一般質問をさせていただきました。この紙の質もやっぱり結構いいものであります。4 市 1 町ちょっと調べましたら、2 市だけがですね、4 月の広報紙に、子育て応援特別手当についてはきちんと書いてありました。太宰府市もこれと一緒に書いていただけたら、広報紙、そういうふうな情報とかが太宰府市もほかの市と同様に頑張っているなということがちょっとわかったかなというところで今回一般質問をさせていただきました。

今後ともこの定額給付金というのは、今市長が言われたように1億1,000万円というお金が太宰府市のほうに全部、全員の方に……。

（「11億円」と呼ぶ者あり）

○1 番（原田久美子議員） 済みません。11億円が入ってくるということですので、その太宰府市の方たちには満遍なく、また今後とも協力していただいて、市の職員さんには大変でしょうけれども、頑張ってもらって市民の方が少しでもこの事業のお金を取っていただくようお願いしたいと思っています。この 1 項目については終わりにいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1 点目の自転車専用ゾーンがありますかというご質問ですが、太宰府市には自転車専用ゾーンはございません。

2 点目の平常時施錠され、使用されていない門がある学校は4 校ございます。施錠している理由といたしましては、児童・生徒の登下校に関係がない場所に門がある学校が2 校、不審者対策や児童が飛び出す可能性があるため施錠している学校が1 校、それからテニスコートに直接入ることになり、テニスコートの管理、部活動の練習上、あけることが困難な学校が1 校ございます。この4 校につきましては、安全管理上の問題等により、新たに門をあけることは困難な状況でございます。また、登校、下校時のみ解錠し、それ以外の時間帯は不審者対策のため施錠している学校が1 校ございます。

次に、3 点目の太宰府東小校区東ヶ丘、星ヶ丘の生徒の通学路の道路増設につきましては、学校の門の数が多くなりますと正門から登下校する生徒数が分散するために、かえって人通り

が少なくなり、安全管理上の問題などが発生するおそれもございます。

ご提言につきましては、解決しなければならない課題がありますので、今すぐ対応することは難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員）　ここで13時まで休憩します。

休憩　午前11時57分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後1時00分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員）　ご答弁ありがとうございました。

その1点目のですね、自転車専用ゾーンがありますかという質問につきましては、ゾーンは太宰府市には一件もないということなんですけれども、今私が一般質問を演壇のほうで言いましたとおり、このゾーンは必要であるかないか、どう考えられますでしょうか。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文）　サイクリングロード、いわゆる自転車の専用道路でございますけども、この専用道路とですね、一般の歩道を走っていい、自転車がですね、一般の歩道を走っていいというような許可道路ですね、この2つに分けられると思いますけども、議員さんおっしゃっているのは、恐らくその後車のほうじゃないかなというふうに思いますが、実は道路交通法の改正がございましてですね、歩道は幅が大体2 mから3 mほどで、それ以上あってですね、そして歩行者あるいは車の量がどのくらいあるかということをかんがみて、公安委員会のほうで決定するようになっております。その中で、市のほうからもその路線を要望して認められればオーケーだということになるわけですが、それにつきましてもすべて標識が準備されております。太宰府市のほうでも、役所の前とかですね、あるいは政庁跡の前の通り、橋まで行けますけども、そこの通りも走っていいということになっておりまして、通常その要件が満たされているものについては市のほうとしては必要性があるということで申請をしておるところでございます。

○議長（不老光幸議員）　1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員）　わかりました。その道路標識の設定ということもちょっと質問したかったんですけども、今の答弁でわかりましたけれども、まずは自転車は歩道を走るべきなのか、車道を走るべきなのかというところに私はちょっと質問をしたかったんですけども、今の質問についてちょっとお答えしていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文）　先ほど申しました道路交通法の改正についてということですね、これはホームページのほうでも打ち出しを、たまたま私も今日昼してまいりまして、その中

では自転車安全利用5則というのがありまして、5つの法則みたいながあります。その中で、自転車は車道が原則、歩道は例外ということになってます。いろいろルールがあるんですけども、いずれにしましても通常のこの歩道をですね、走っていい場合につきましてもですね、いろんな制約があるようございまして、例えば小さな歩道におきましてもですね、道路交通法では高齢者の方とか障害者の方、あるいは小学生の方々については走ってもいいですよという例外の歩道もございます。いろんな形で法律によってですね、縛られているところはございますけども、通常の安全面を考えると、やはり通常の歩道は自転車は走ってはいけないというように私どもはとらえております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） そのことにつきましてですね、今度まほろば号が高雄台のほうに開通しまして、グリーンベルトというんですかね、グリーンベルトみたいのが高雄台の公民館のほうまで左と右にグリーンの路側帯にベルトというんですか、グリーンベルトというのがされてますけど、あれはどういった意味なのかお答え願います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） あれは、今のところどういう効果があるかというのを見ているわけでございますけども、通常歩道といいますと、はっきりした、ブロック的なものがございます、いろいろ分けているわけですね、車道と歩道がはっきりと。ですけども、あの道路につきましては、車道と歩道の区別がほとんどできない状態でございますので、白線を明確に引きましてですね、その後にグリーンのカラー舗装をしまして注意を促すという意味なんですね。それで、車のほうとしましても、これより外側を走ってはいけないという、そういうふうな認識を持ってもらう意味でも効果があるということから、今現在まだ試験的な部分もございすけども、そういうふうな形で色分けをしております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） あそこを私通るたびにですね、そうだろうと思っておりました。注意を促すためにされているんだろうと思いましたがけれども、あそこを歩道とするならば、あそこを結局自転車も通っていいということであると思いますけれども、まずは自転車が左側を通行しなきゃいけないとか、基本的なことなんですね。自転車のルールですね。そういったものを、太宰府東小学校ではこの前も、小学校4年生から安全教室ということで安全協会のほうから来ていただいて、なされてましたけれども、ああいうふうなことを各小学校でもされておられるのか。それとも、中学校も太宰府中学校になりますと通学の許可をされていると思います、自転車通学の。そういうふうな、子供たちに小学校のときから自転車の教育をしていただくというようなことを太宰府市としては小学校、中学校別にどういうふうと考えてあるのかをお尋ねします。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 交通安全運動の視点で私のほうから答弁させていただき

たいと思います。

今、ご指摘の筑紫交通安全協会太宰府支部におかれましては、市内小学校、中学校に交通安全指導のための教室あるいは学習を開催していただきながら、子供たちの安全あるいは交通ルールのマナーアップ等に取り組んでいただいているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） できればですね、今試験的ということで、グリーンのベルトについては今からはちょっと調べて、よければまたそれを増やして行ってほしいと思います。それで、小・中学校があるところだけは、路側帯だけのところも含めてですね、そのグリーンの線を太宰府市内で引いていただくような施策についてお願いしたいと思っております。それについてはいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 前向きに検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 2 点目について質問いたします。

先ほど私も演壇のほうで言いましたように、特に中学校、中学校のクラブ活動が終わるのがやっぱり 6 時半過ぎだと思います。各学校一緒の時間ぐらいに終わっているんですけど、冬になるともう 6 時半というのは薄暗く、先ほどの私の一般質問の資料の中に、坂口裏高尾線というところがあるんですけども、ここを利用している車、車の通行というのがもうほとんどないんですよ。学校の先生がこの正門に向かって朝ここを通るぐらいで、この線というのを本当に 1 回歩いていただいたらわかると思うんですけども、もうこちらのほう竹やぶなんです。結局ライトは今ついてますけども、薄暗いということで、本当に子供さん、女の子を持つ親としてはですね、この線が暗いということで、3 点目の質問にもしますけれども、ここを通らなくていいように、この④のですね、体育館の横にこの新設道路をつくったらどうですかというところなんですけど、この体育館のこの新設道路のわきのところに階段が 6 段ほどありました。この階段が何のためについたのかですね、わかればそこのところを教えてほしいと思います。階段がなぜついているのか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 当時ですね、建設時の様子について知っている者がほとんどいないと思いますので、何のためについたのかということとはわからないんじゃないかと思います。私、初年度におったわけですけども、階段がありましたけど、その先はもう竹やぶでございましたので、何のためについてるのだろうかと思っているところでした。ひょっとしたら竹やぶであったあの付近で何か活用が今後予定されていたのかなと思うこともありましたけど、確信はございません。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） もうこの道路増設については、今ここでどうしてほしいということは

できないと思いますけれども、坂口裏高尾線のここの暗い道を、事故がなければもうそれにこしたことはないと思いますので、ぜひ前向きに検討していただいて、通学路の事故防止、安全を第一に考えていただきたいと思います。この２項目についても終わります。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、３項目め、太宰府市の入札制度についてご回答申し上げます。

本市における指名競争入札参加者は、太宰府市指名競争入札参加業者指名基準要綱に定めた指名基準に基づきまして、該当事業内容に応じ、業者の信用状態、実績、手持ち契約の状況などを総合的に判断し、市内業者を優先し、選考いたしております。

まず、ご質問の太宰府市指名入札参加者は、開発行為で違反等をされている参加者は認定が受けられるのかということについてですが、指名登録している業者が開発行為等における違反により県から何らかの処分を受けることが確定した段階で、太宰府市指名競争入札参加資格者の指名停止措置要綱に基づきまして指名停止等の措置を行うように考えております。

次に、太宰府市指名入札参加者指名基準の中で、第２条第１号の信用状態、不誠実な行為の有無について判断をする場合の信用状態とはどんなことを言うのかという件でございますが、信用状態とは、指名選定する上で、その業者が不渡りを出すなどの経営状況が悪くなっていないかを判断するということでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） １番原田久美子議員。

○１番（原田久美子議員） そしたらですね、違反をしている、違反によって不利益処分が行われたということは、違反はしてないんですかね。それについて。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 市内の業者登録数は約2,940件ほどございます。それだけの約3,000社近くの企業がそれぞれ企業活動を毎日行っておりまして、その企業活動の中の詳細まで把握しておるものではございませんが、開発関係で違反ということになれば、県のほうがまず処分ということで行います。その辺の客観的な判断を待ってですね、太宰府市の指名停止措置要綱で細かく定めておりますので、その中で判断をしていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（不老光幸議員） １番原田久美子議員。

○１番（原田久美子議員） ぜひですね、入札参加者の認定をされます委員会のほうでも、この分につきましては規定のほうですね、結局違反をするということは、ちょっと私が交通違反したとします。そしたら、警察のほうから、あなたはこの違反をして不利益、そういうふうな、何というんですか、弁明通知というのが来ると思うんです。それに自分が納得したら、結局違反の罰金を払うと思います。だから、それと同じことが、この入札参加基準の中に弁明通知というような機会が、県のほうからあなたは違反してますよと、そうした場合の業者について、なぜ認定されるのかが、その業者はもう違反しているんですから、違反しているのになぜ認定す

るのが私は、それが納得できないんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 違反しているかどうかにつきましては、法令違反につきましては県のほうの判断ということがございますので私のほうが申し上げるものではございませんけども、即、企業活動の中で違反かどうか、あるいはそれに近いとしても、指導でありますとか、是正勧告でありますとか、いろんな段階を踏むと思います。そういう中で、お互いの指導する側、指導される側の日常の企業活動として行われておる途中でございます。そのようなふうに理解をいたしております。そういうところをしんしゃくしながらですね、基準の措置停止要綱に基づきまして、市は市なりに判断をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） ぜひですね、後先、ほかの業者も一生懸命その入札を、ほかの業者に対してですね、どんなだろうかと私は思うんですよ。やっぱり平等でないといけないと思いますので、ほかの業者がそういうような違反をしたときに、今度どういうふうな言いわけをされるのかなというのが、私ちょっと今心配しているところでございますので、この入札の件につきましては、今後見直しをしていただけるように委員会のほうでも検討していただけたらと思ひまして、この3項目については、入札制度については質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、4 項目めの太宰府市の河川整備についてご回答いたします。

本市の中心部を流れております御笠川は、二級河川でございまして、その管理は福岡県が行っております。

ご承知のように、本市は平成15年7月の集中豪雨によりまして家屋等が浸水するという甚大な被害を受けております。

このことから、県においては河川災害復旧助成事業といたしまして、鷺田川合流部の下流1.1km区間の通古賀、吉松、国分地区の災害対策事業がなされております。この災害対策事業におきまして、河道の掘削や橋梁、堰の改築等によりまして、河川断面を拡大するなどの災害対策工事を施工していただいております。また、現在は災害に強い安全な川になっていると認識しておるところでございます。

ご指摘であります太宰府市中央公民館裏の御笠川につきましては、土砂が堆積したり木々が成長している箇所がございます。御笠川は、生き物が自然に生息する場所でもございまして、環境保全も重要なことと考えております。

本市といたしましては、自然とのバランスを考慮しながら、御笠川の河川敷において土砂が多く堆積し、草が生い茂っている区間について、毎年県への要望を行っておりまして、県におきましてはそれを計画的に実施されておるところでございます。

このように、今後も河川の維持管理につきましては、日常の点検を行い、ご指摘の箇所を初

めまして、管理者へ適切な対応をしていただくよう引き続き要望してまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） この二級河川のほうは、県のほうの那珂土木事務所の管轄でということとで要望もしておるということですが、私は、結局要望したら、結局それで終わるのかな。もしも災害が起きたときに、何を太宰府市は市としてどういうふうと考えてあるのかなというところで、河川というのはですね、このまちづくりにおける景観ということで、この中には御笠川などの河川または建築物や道路などが景観まちづくりにおける景観ということでうたっておりますけれども、河川というのもまちづくりにおける景観とみなしてちょっと質問させていただきますけれども、これ、写真でございますけれども、これ、6 カ月にわたってしたんですけれども、2 カ月がこの上のほうからずっと普通川ってあったんですね、御笠川の太宰府市中央公民館の裏のほうの河川なんですけど、御笠川なんですけど。これ、もう本当最後になると、もう道になっているんですよ。結局ここが、私言ったように、この前の豪雨、平成15年7月の九州北部における集中豪雨において、この御笠川の付近にとめられとった車が、駐車場にとめとった車さえ、結局水浸しになってもう使えなくなったと。もうそういうふうな被害が起きてからではですね、いけないと思います。

そして、この河川の事業につきましては、平成20年9月の定例会にて安部陽議員のほうからですね、一般質問がありましたときの資料をちょっと見させていただいたんですけれども、この中にも河川という言葉がきちんと対象事業に、まちづくり交付金についてですけれども、この河川という言葉も入っているんです。だから、私としては、この一番条件のいいまちづくり交付金についてですね、市長もこのときに答弁で言われてましたけれども、この事業内容を十分に検討していくということで、安部陽議員のときには答弁がありました。私は、ぜひですね、こういうようなまちづくり交付金、歴史的文化遺産を守るためにもですね、災害を未然に防ぐためにも、このまちづくり交付金というのを使うべきではないだろうか。手を挙げて、こういうような河川の事業をしてくださいというようなことは言うべきではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 補助事業につきましては、確かにいろんな事業がございますけども、河川の事業につきましては、先ほど申し上げたようにですね、那珂土木事務所が御笠川につきましては管轄をしておるところでございます、毎年ですね、要望等繰り返しております、昨年も4月に文書を提出いたしました後に、10月にも直接要望いたしました。そしてまた、今年度におきましても、最近でございますが、原田議員のほうからいろいろお聞きいたしましたので、6月の、今月の9日に再度、直接出向きまして要望をしてまいったところでございます。

したがいまして、工事につきましては県のほうも計画的に行っているということで、冒頭に

答弁をいたしましたとおりですね、昨年も2つのスパンに分けてですね、整備をしていただいております、特に危ないと思われるところにつきましては優先的にその整備を行っていただいているところでございますので、その辺でのご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） よくわかりました。また今後ともよろしくお願いしときます。

もう一つだけ、ちょっと河川についてお聞きしたいんですけれども、この交付金ですね、交付金につきましてですね、道路ということが入っているんですけど、橋については交付金の対象になりますでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 交付金につきましてもですね、いろんな交付金がございますけども、最近私どもで今交付金でも集約しているのがございますけども、これはあくまでも道路を中心にいたしまして道路の整備を行った後にですね、附帯した形で、いわゆる簡単に言えばおまけ的なものがあります。それを整備することができますよという交付金の制度でございまして、当然橋にも道路として位置づけすればですね、該当してくるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） わかりました。

じゃ、次に行ってください。5 項目め。

○議長（不老光幸議員） 5 項目。

建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） それでは、5 項目めの質問にご回答申し上げます。

現在の耐震化の取り組み状況について申し上げますと、まず耐震化の促進、建築物所有者の意識啓発、それから相談体制などの充実、耐震改修促進法の適正な運用あるいは建築物所有者の負担の軽減と建築物全般の安全対策などに整理できるんじゃないかなというように思います。

まず、建物の耐震化の促進でございますが、市内小・中学校につきましては、計画的に耐震改修を実施しております、おおむね平成22年度には完了する予定でございます。

一般向け住宅の耐震改修につきましては、耐震性の向上のみを目的とした改修工事だけではなくて、本年4月からはリフォームと一体となった改修工事につきましても、新たに減税、融資の支援制度ができております。建設経済部窓口におきましても、そのパンフレット等を準備をしておるところでございます。

それから、耐震化に関する対策、相談体制でございますけども、県の建築住宅センターにおきまして指導、助言及び耐震診断、耐震改修に関する相談窓口の開設と、必要に応じた耐震診断アドバイザーの派遣などが行われておるところでございます。

また、特定建築物に関しましても、耐震に限らず建物の安全に関して指導、助言が実施され

ておるところでございます。

今後とも県と連携いたしながら、耐震改修促進に努めてまいりたいというように思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 今のことをですね、太宰府市の広報紙等にですね、載せることについてはどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 福岡県が耐震改修促進計画をつくったのが平成19年3月でございます。その当時に太宰府市のほうも広報等で周知をさせていただきました。今後におきましても、ご指摘のように機会がありましたらそれを広報あるいはまたホームページ等で啓発をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 私はですね、耐震診断アドバイザー制度という、この制度自体を知らない方がいらっしゃるのではないかと思います。この分につきましては、派遣費用として負担は3,000円で市民の方が受けられる制度でございます。こういうアドバイザーがいますので受けられませんかということを広報紙等に載せたらどうでしょうかということを今言っているわけです。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） そのとおり考えております。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員。

○1 番（原田久美子議員） 特にですね、今部長が言われましたように、平成19年3月に耐震改修促進法が改正になって、学校については今月の6月に広報紙等にきちっと説明、報告がありましたけれども、今後老人ホームとか、貸しマンションであるとか、危険物を取り扱う工場などの追加ということで、今回特定建築物も変わっておりますので、そのところもそういうふうな耐震診断についての報告をしていただきたいと。とにかくこの太宰府市に、昭和56年以前に建てられた家につきましては、地震とかそういうふうなことはあってはならないんですけども、もしも起きたときのことを考えますと、そういうふうなことを早目の情報提供っていいですかね、広報等による市民へのサービス、それがサービスではないかと私は思っておりますので、今後ともそういうふうな情報提供のほうを詳しく、またそういうふうなことをよろしくお願ひしたいということで、それで私の今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 1 番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

次に、8 番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔8 番 中林宗樹議員 登壇〕

○8 番（中林宗樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告いたしておりました項目について質問いたします。

第1問目に、児童・生徒の学力、体力の向上についてお尋ねします。

全国学力テストが平成19年、平成20年と今年も行われました。また、平成20年4月から7月にかけて全国体力テストが実施されております。文部科学省では体力テストの結果を今年の1月21日に発表しておりますが、この学力テスト、体力テストは、ただ単に学力、体力を調査するだけでなく、同時に質問紙調査というも行われております。この質問紙調査は、児童・生徒の学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等の諸側面的なものに関する調査がなされております。これらの結果について、学力調査では2年連続で秋田県が小学校、中学校でトップの成績を上げております。また、体力テストでもトップクラスの成績を上げています。こういうことから、首都圏のある進学塾が、秋田に学べと大きく書いたポスターを昨年の4月いっぱい、首都圏のJR車内に掲示しました。このようなこともあり、教育界では秋田県教育方針について注目が集まっています。

なぜ秋田県が学力においても体力においても全国テストでトップクラスの成績を上げられたのか。特別に全国テスト対策を実施したわけでもないということでございます。県の関係者の方は、他県と比べ子供がしっかり学ぶための生活習慣が家庭の中で定着していること、それから教師と生徒との信頼関係ができていることが結果につながっているのではないかと紹介されています。

例えば、秋田県では学びの十カ条というのをつくっています。その中の一つに、これは全国的にもやっておりますけども、「早寝早起き朝ごはん」、それにこの10カ条の一つには、朝御飯に家庭学習というのがついております。これは夜10時前、小学生ですね、夜10時前に寝る、中学生は11時前に寝る、朝は7時前に起きる、朝食は毎日食べる、家庭で学校の予習、復習をするといったような項目が全国の平均を上回っていて、いわゆるこういうことから学ぶための生活習慣が定着していると言われるようになっております。それで、児童・生徒が規則正しい生活をしながら家庭学習にしっかりと取り組んでいる姿勢を反映したものであります。

また、教育は、保護者と地域と学校が一体となって行わなければ効果がなく、三者が一体となっていく意味で、子供の健やかな成長は保護者の教育力、掛ける、地域の教育力、掛ける、学校の教育力と言われます。これは、掛け算ですから、1つでもゼロとかマイナスがあれば全部ゼロかマイナスになります。このように、三者が一体となって教育に力を注がなければ、子供たちの健やかな成長は願えないのではないのでしょうか。

本市では、学校の教育力という点では、教育施策にも書いてありますように、確かな学力をはぐくみ、個性や能力を伸ばす学校教育の充実などとして実施され、また学校支援員事業、学校支援ボランティア事業などに取り組まれており、こういうことについては高く評価しております。保護者の教育力はどうか、地域の教育力はどうかということで、今回はこの問題を取り上げております。

地域の教育力となると、休日や放課後で地域とのかかわりが大きくなります。国では、地域社会の中で放課後等の子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、市町村におい

て教育委員会が主導して総合的な放課後対策として放課後子どもプランを推進されています。地域と学校と家庭と、この三者が一つになってこそ、子供がしっかり学ぶための生活習慣が定着していると言えるのではないのでしょうか。

本市の児童・生徒がしっかりと学ぶための生活習慣を定着させ、より一層の学力、体力向上を目指していただきたいと思います。ここで、以下の点についてお伺いします。

1、しっかり学ぶための生活習慣の定着ということで、家庭教育、地域の教育力についてどのように考えられ、そして取り組みをなされているのかお尋ねします。

2 番目に、体力について、全国体力テストの結果で福岡県は47都道府県で下位のほうと低迷しております。本市の結果はどうであったのか。また、福岡県では、体力アップ福岡運動を始められるとのことですが、これらも含め、児童・生徒の体力アップをどのように考え、取り組まれているのかお尋ねします。

3 問目、子供たちは、勉強だけでなく、遊ぶことも大変重要です。友達と遊ぶことにより、走り回ったり、跳んだりはねたりして体力もつきます。それから、遊ぶことで自主性や社会性、創造性なども身につけていきます。子供たちの休日や放課後の遊びを重視して、国では放課後子どもプランを作成しています。放課後の子供たちの安全で健やかな居場所づくりの政策を推進されています。本市では、放課後教育で子供たちの居場所づくりについてどのように考え、取り組みがなされているのかお伺いします。

次に、新型インフルエンザについてお伺いします。

福岡地域でも、志免町で感染者が確認されましたが、この方は回復され、退院されたと報道されています。このまま終息するのではないかとおっしゃっていましたが、6月6日に福岡市博多区の中学校を中心に新たな感染者が確認されています。まだまだ油断は許させませんが、これから夏場に向けては小康状態になっていくのではないかとおっしゃいますが、今度の冬にはまた感染が広がるのではないかと危惧されています。国や県でも対策に努めておられますが、本市の対策はどのようにされているのか。また、あつてはならないんですが、仮に本市で新型インフルエンザの感染の疑いがある患者、もしくは感染が確認された場合はどのように対応されるのかお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 児童・生徒の学力、体力向上についてお答えいたします。

ご指摘のように、平成20年度の全国学力・学習状況調査では、秋田県が全国1位など優秀な成績をおさめています。私は、この好成績をおさめた原因とか理由について学び、活用したいと考えています。それとともに、市内各小・中学校の学力の実態を踏まえ、国や県等の分析結果や指導の工夫改善に関する諸提言を十分に検討し、学力の向上を目指したいと考えているところでございます。

また、市でも、さきに触れられましたような学校支援等の取り組みをしているところです。

おかげさまで、昨年に報告しましたように、本市の児童・生徒の学力調査の結果では、好成績をおさめているととらえています。しかし、これをより一層充実、効果あるものとするためには、質問の1番目にあるように、家庭教育や地域の教育力の向上も非常に重要な点でございます。このことは、全国の学力調査の結果からも明らかにされております。

各学校では、学力向上プランを作成し、その中で家庭や地域との連携の項目を設け、基本的な生活習慣の育成や学習習慣の形成について、学校と家庭との共通理解を図りながら進めているところです。

また、学校評価の取り組み等を進める中で、学校の状況や取り組みを地域や家庭へ広報を進めるなどしております。家庭、学校、地域の連携をもとに、それぞれの教育力の向上を図ることを目指し、取り組んでいるところでございます。

次に、2点目の体力に関してですが、昨年度の体力テスト、正式名称は全国体力・運動能力、運動習慣等調査ですが、簡略化して体力テストと呼びます、希望参加ということもあり、市内全校の調査結果はございません。今年度は市内全校が参加し、7月ごろには終わりたいと思っております。その結果をもとに、指導内容や方法、実施時期等を踏まえ、9月末には体力向上のための計画書作成を終わりたいと考えております。

ただ、体力の向上も重要な課題であり、また生きる力を育成することからも、体力テストの有無にかかわらず体力向上に向け授業中や休み時間の活用等の取り組みをお願いしているところですが、さきに述べた実態を踏まえた計画書の作成により、より充実した形で進めたいと考えております。

次に、3点目の放課後の活用ですが、ご指摘の放課後子どもプランについては、本件に関しましては、アンビシャス運動と一体となって進められているととらえております。アンビシャス広場は、現在5カ所があり、さまざまな有意義な活動がなされており、皆様に感謝しているところです。

そこで、今の活動の推進がより必要になるところですが、さまざま課題もあり、現状の5カ所ということになっております。また、県では教育力向上県民運動でさまざまな取り組みが計画されております。本市でもその推進を図ってまいります。このようなことをあわせ、放課後の子供の活動の充実に向け取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） ありがとうございます。

学校支援ボランティア事業というのがありますけども、これは昨年度ですね、何校ぐらい実施され、そして何人ぐらいそのボランティアとしてされたか、わかりましたら。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 詳しいデータはここ持ち合わせておりませんが、昨年度はですね、試行ということでしたか3校を中心に行ったところでございます。本年度はですね、各学校からどう

いうふうなボランティアが欲しいかと、欲しいと言っては失礼ですけども、そういうことを希望をとりまして、それに沿いまして各学校にボランティア等支援員の方を派遣するようにしているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 学校支援ボランティア事業というのは、私はこれは大変期待しております。というのはですね、今いろんな団体で少人数学級、30人学級とかいろいろ言われておりますけども、私はやはり学校の子供たちは大勢の児童の中で切磋琢磨して育っていくべきじゃないかと。そうしたときに、子供たちに目が届かなくなるんじゃないかと。先生方がですね、40人、50人、50人はないですけど、30人、40人としたときに。そしたら、やっぱりその目の届かないところをこういう学校支援ボランティアの人たちが教室に入ってですね、見守っていただく。そして、特に算数なんかはわからないような子供がいるときはですね、先生が1人だとその先生がそのわからない子に1人かかったとき、あとの仮に30人おれば、あとの29人はじっと待つとかないかんわけですね。そしたら、学校のその担任の先生が全体を引っ張っていくと。そして、このボランティアの方がそういう方を見ると。それとか、中には問題児で授業中うろうろ回る子供なんかもありますので、やはりこういう子に対しても、そういうその学校支援ボランティアの方がついておられれば、その学校の教室の中が自然と落ちついて、そういう方がおられれば、手伝っていただけたと思いますので、この事業は、ぜひボランティアの方をたくさん養成していただいて、学校のほうへ入れていただくように、これはお願いしておきます。

それから次に、やはり地域の教育力とか家庭の教育力とか言いますけども、私も子供たちと接する機会を多く持っておりますけども、その中でですね、やはり朝なんか会ってもですね、大体もうほとんどの子供たちは、おはようって言ったらおはようございますといって返事が返ってくるんですけど、中にはなかなか返ってこない子がいるんですね。やはり、こういう子供たちはですね、これはもう非常に難しいんですけども、家庭の問題だと思います。この子供たちも学校に行って、先生がおはようございますと言われれば、必ず返事は返すと思うんですけども、やはり私たちみたいなそんな先生じゃない立場の人たちがやると、そういうことで返ってこないと。やはり、こういうその子供たちの家庭に対してですね、先ほど取り組みをそのいろんなことでされるということでございますけども、やはり家庭と地域との連携についてももう少し具体的に何か取り組まれているようなことがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ちょっと論点がずれますが、学校支援につきましてはどうもありがとうございます。市長もこの辺については非常に熱意を持ってありますので、いろいろ言っていただきますと、財布のひもが緩んでくるんじゃないかと期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

町ですれ違ったときのあいさつの件なんです、これはですね、子供たちが例えば地域のいろんな活動に参加している子供はですね、割とあいさつをするという、これはアンケート結果が出ておりまして、余り参加していない子供はなかなかおっしゃるようにあいさつをしない。こういう現状ですので、人から声かけられてもというようなこともですね、一面では伝えているというようなことがございますので、なかなか意に沿わないところあるかと思えますけれども、よろしかったらですね、やっぱりいつも声かけていただいておりますと、子供たちもあ、このおっちゃん大丈夫だと思ってあいさつすると思えます、どうか地域でもそういうふうに声かけていただいたり、またいろんな活動にですね、参加されるように努力していただければと思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） 子供たちがですね、しっかりと学べるような生活習慣を身につけるようにですね、学校のほうでもしっかり指導していただきたいと思います。

これからはちょっと市長のほうにお尋ねしたいんですが、私はこの教育問題を取り上げましたのは、これはもう一つはやはり太宰府市としての魅力をですね、その教育というか子育てという面から、もう一つ魅力をつけていただければと思ひまして、これを質問させていただきます。

これからは自治体間競争でですね、それぞれの自治体がそれぞれの特色を出して、やっぱり魅力を出していかないと、自治体間競争の中で遅れをとるんじゃないかなということで、本市は本当に緑豊かな自然と、それと長い歴史がありまして、その中で歴史遺産もありますし、観光としましても、天満宮それから国博も、非常に何というか効果が上がってきているように見えておりますけども。このような中で、もう一つ、やはり町の活性化のためには人口が増えるように政策をしていくと。そしたら、やっぱり子育てをしやすい町ということで、太宰府の魅力をですね、もう一つつけ加えていただいて。

そういうことで、その一つは先ほど言いましたように、学校の体力それから学力のアップということで、やはり太宰府の小学校、中学校に行かせれば、少しいい学校に行けるかなというようですね。やはり、今の若いお母さん方は非常によく教育について関心も高うございますので、それが一つの太宰府市の魅力になるんじゃないかなということで考えております。

これはひとつ将来人口の動態統計調査というのがありまして、この中で、2020年には結局筑紫野、大野城、春日市の人口はピークになって、それから下がっていくと。そうすると、太宰府市の場合はどうかといいますと、2015年でピークを迎えると。そして、2015年を過ぎたら若干ずつ減少していくんじゃないかということで、やはり若い世代の人たちをこの太宰府市に取り入れて、この2015年という数字を2020年、2030年に延ばせるように。そのためには、どうしてもやはり若い世代のそういう家庭といいますか、そういう人たちを太宰府市に呼び込むということが必要じゃないかと。そのためには、教育の町太宰府ということですね、子育てのし

やすい太宰府ということですね、大いにPRしていただければいいんじゃないかと思いますけども、市長のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私もそのような観点で精いっぱい努力しておるような状況です。やはり、将来的には少子化、人口減少傾向が続くわけですから、その中においては地域間の競争といいましょうか、いい意味のそういった地域間の競争を行っていくと。それには、やはり若い層、あるいは高年齢者も私は決して必要でないというようなことは申し上げておりませんけれども、すべての年齢階層の方々がこの町の中で生涯を通して安心して安全に暮らせるような、そういったまちづくりをしていきたいなと。そのためには、教育の分野等においては今もサポート、支援等のシステム等々も設けております。あるいは、少年の船でありますとか、青少年の健全育成等についての支援というようなことも行っております。一番大事なのは、やはり地域の中で、地域の中でそれぞれ安全・安心で暮らせるような、あるいは支え合うような、そういったまちづくりを行っていくことが一番大事ではないかなというように思っております。そこにも力を入れていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 8番中林宗樹議員。

○8番（中林宗樹議員） そういうことで、子育てしやすい町太宰府ということをしてPRしていただきたい。そういうことで、児童・生徒の体力アップ、学力アップともにですね、今度次世代育成支援計画というのが今年平成21年で終わって、またこれから後期の部分でされるということでございますので、やはりここでもう一つ、太宰府市が子育てしやすい町ということですね、魅力を1つつけ加えていただいて、若い世代が太宰府に引っ越してこようと、住んでみようというような魅力のある町にさせていただきますようお願いしまして、この1問目は終わります。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 新型インフルエンザについてお答えいたします。

志免町での感染者につきましては、福岡県より感染症指定医療機関に入院治療し、退院されております。また、濃厚接触者につきましても、管轄の保健福祉環境事務所による健康監視により、全員の健康調査が終了しております。また、福岡市で6月6日に最初に感染が確定し、その後も広がっていますが、確定した方については同様に福岡市のこども病院・感染症センターに入院し、治療されております。このように、感染の確認とその後の医療対応は、福岡県と管轄の保健福祉環境事務所が実施することとされています。市町村では、医療以外の支援が主体になると想定しております。

本市におきましては、本年3月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定しました。今回の新型インフルエンザA型の発生に伴い、太宰府市地域防災計画を参考に、班体制と発生段階ごとの動員配備計画を作成したところでございます。発生状況により、情報の収集や発信が中心

なったり、生活に関する相談や支援方法が中心になったりすることが予想されることから、柔軟な班体制で臨むこととしております。日常生活に不可欠なごみ、し尿収集、そして上下水道の確保は、最優先課題として考えております。市役所窓口での相談や罹患された方のお住まいを職員が訪問するなどの対応のために、マスクや消毒薬などを備蓄しているところでございます。

今後も引き続き市民が安心して生活することができますように、新型インフルエンザ対策に最大の努力をまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 8 番中林宗樹議員。

○8 番（中林宗樹議員） このインフルエンザにつきましては、先ほど安部陽議員のほうから詳細について質問がっておりますので、私は市民の皆さんが安心して冷静に、このインフルエンザに対して対応ができるような対策を講じていただきますようお願いして、これで私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） ここで14時10分まで休憩します。

休憩 午後 1 時55分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時10分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

16番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔16番 村山弘行議員 登壇〕

○16 番（村山弘行議員） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って発言をいたしますが、私の今回の質問は今議会で提案されております議案第44号に関するものであり、本案は既に総務文教常任委員会に付託をされ、議論をされておりますが、今回の案件が私の3月議会における質問と関連をしておりますので質問させていただきます。なおこの旨につきましては所管委員長に事前に伝えておくことをお伝え申し上げておきたいと思っております。

さて、今回の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、派遣先、つまりその派遣対象団体はどのような団体かをお伺いするものであります。また、派遣される職員数はどの程度になるのかあわせてお伺いをいたします。

次に、提案をされました条例の施行日は、本年7月1日よりとなっておりますが、既に実質派遣をされておる職員がおるといふふうに思いますが、7月1日の本条例の施行までその職員の方々がどのような法律あるいは条例に基づき派遣されているのかも、お伺いをするわけでございます。また、本条例の適用の範囲については最初の質問にも重なるかと思いますが、適用の範囲あるいは団体はどのようなところを考慮しておられるか、お伺いするものであります。

次に、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律、この第6条に定められております派遣期間中の職員の給与につきましては、これを支給しないとなっておりますが、本法律

のとおり派遣先より給与は支給されるのかどうかをお伺いするものでございます。

以下、再質問につきましては自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、ご質問の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてお答えいたします。

本条例の制定に伴います対象となる公益的法人の名称及び職員数についてでございますが、今回の南保育所の保育業務を委託しております委託先の社会福祉法人みらいへ事務引き継ぎのため職員3名を派遣いたすものでございます。

次に、これまで南保育所へ職員を派遣しております根拠につきましては、保育業務を委託しました5月1日付で、保育士については子育て支援課への辞令を発した上、通常の業務命令として南保育所での事務引き継ぎ業務に当たらせております。

次に、本条例の施行後の適用範囲と団体については、社会福祉法人みらいと規則で定めることにいたしております。

また、職員の給与につきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の第6条第2項におきまして、条例で定めるところにより給与を支給することができるとなっておりますので、今回制定をいたします条例の第4条におきまして給与を支給できるよう定めているところでございます。

なお、派遣に伴い生じますいろいろな事務につきましては、派遣される職員の勤務条件等に配慮しながら、相手団体と協議を行いまして、支障を来すことがないように事務処理を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 規則は私たちまだ明らかにされていないと思うんですね。条例は議会にかけますけども。これはちょっとお伺いしますが、規則は制定をされたら、私どもに明らかにしていただけるかどうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） もちろん条例規則等については、市民への公表も行うようにしておりますので、条例可決とあわせまして規則も制定すれば、直ちに公表という形でお届けしたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 規則で社会福祉法人みらいというふうに定めるというご回答でしたが、保育業務を5月1日付でこれはちょっと、子育て支援課に行って、そこから業務命令で社会福祉法人みらいに今行っていると、こういうふうにお答えがなったんですが、じゃあ5月1日からはこのいわゆる条例に定める派遣というふうには理解をしないと、そういうことでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 5月1日付で、それまで南保育所という辞令で出しておりました保育士については、子育て支援課付という形での辞令行為を行っております。日常業務につきましては、そこの保育所の日常の中での事務引き継ぎ、これは主は委託した社会福祉法人みらいの保育士さんたちが保育業務は行っておりますけれども、一人一人の個の個別事情のあるような、子供たちの一人一人の生育記録については、その場で直接市の保育士のほうから引き継ぎ業務を行っておるところでございます。辞令行為は子育て支援課付でございますけれども、業務命令として実際の勤務については、南保育所のほうで引き継ぎの業務についておるという状況でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 7月1日以降も、業務命令で南保育所で業務をするということですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 7月1日になりますと、改めてこの派遣条例可決いただきますれば、基本的には引き継ぎ業務というふうにとらえておりますけれども、社会福祉法人みらいのほうからも辞令を発していただきまして、スムーズな引き継ぎ業務が行えるような形で法的にですね、混在するような職場というよりも、一つの辞令行為の中の社会福祉法人みらいの中での引き継ぎ業務という形で行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） ようわかりませんが、5月1日からは業務命令で現場が南保育所と。7月1日からも変わらないで南保育所で業務を。どう違いますか、5月1日からと7月1日。端的に言っていて。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 7月1日からは、この3名の保育士につきましては社会福祉法人みらいからの辞令ももらいます。そういうところから、同じ社会福祉法人の職員としての事務引き継ぎ体制のほうに入りますので、委託側の市、受託側の社会福祉法人の職員という一つの混在する職場ではなくて、一つの服務形態の中での勤務体系という形で行われていくというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 給与は第6条第2項で市のほうで、7月1日までは言うならもう以降も給与は全部市のほうで負担をするという、第6条第2項で負担をするということで、要するにもう7月1日までは派遣でも何でもなくて、業務命令で仕事を南保育所でしますよと。7月1日からは、派遣先から辞令を出すから派遣という形になるというだけですかね。ほんなら、辞令を派遣先でもらうかもらわんかだけの違いと、そういうふうに認識していいんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 実質的には、そのようなことになろうかと思います。この市の保育士につきましては、あくまでも引き継ぎ業務しか行いませんので、向こうの南保育所での保育体制の中には組み込んで行っておるものではございません。あくまでも、主は向こう、社会福祉法人みらいの保育士たちが南保育所の運営を行ってまいります。それに対するこれまでのかかわってきました南保育所の市の保育士の引き継ぎ、そして個別の子供たちのやはりいろいろな事情が、家庭背景も含めてのいろんなものがありますので、そのものを来年の3月まで引き継ぎとして行ってしまうということになっております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 辞令をみらいからもらわんならば、そのままずっと事務引き継ぎで出来るというふうに言っても差しさわりのないわけですね。それともう一つ、4月1日から何かじゃあ委託されてます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 4月1日からの委託は給食業務、保育所の給食業務だけは4月1日から委託をいたしております。保育業務は5月1日からという1カ月のタイムラグがございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 委託をする調理人さんの身分というか、これはみらいに委託をされとるというふうに、ということですね。調理業務は委託、もうみらいが委託を4月1日からしとるということですね。7月1日から条例を発っせんでも、事務引き継ぎでできやせんですか。条例をつくらんでも、つくらんでもやれるということでしょ、実質的には。5月1日から子育て支援課に辞令交付して、そして事務引き継ぎというか、引き継ぎのために5月1日から今行っておられるわけですね。そして、7月1日からみらいから辞令をもらうので、派遣条例のっとして派遣をすると。しかし、実質的には何も変わらないということであれば、条例をつくらんでいいって言ってんじゃないですよ、つくろうがつくるまいが、みらいから辞令をもらわんなら、この条例は必要ないと。逆に考えれば、そういうふうには理解できても構わんでしょ。どうでしょう。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 南保育所で保育業務を委託いたしました。社会福祉法人みらいの保育士さんたちが基本的には主となって保育業務を行っております。そこに市のこれまで行っておりました保育士のうち3名ほどがですね、引き継ぎ業務として残ります。この辺の引き継ぎ業務がスムーズに行われるかどうかということで話もいたしました。そしたら、やはりお互い正直遠慮がですね、あるような部分も生じたりするようございまして、そのときに同じ社会福祉法人としての身分もですね、あわせ持って、その引き継ぎ業務に身分的なですね、サービス上の差異がないような形でしてもらえれば、非常になお一層引き継ぎ業務がスムーズに行えるというような話も聞いております。そういうことから、この条例が適用されましたら、7月1日付

で市のほうとしては派遣、そして社会福祉法人みらいとしては採用という形ですね、一つの辞令を発していただくというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 今回余り議論するつもりはないんですが、見解だけはちょっととりあえず聞いておきたいんですが。そりゃ同じ人が5月1日からしよってですよ、7月1日から辞令をもらったからなおスムーズにいくなんていう話はですね、ないですよ。同じ人間がしよってに。7月1日から違う人間が行くなら別やけど、同じ人間が5月から来よって、辞令ばもうたからなおスムーズに引き継ぎができるなんていう話があるもんですか。そんなの詭弁ですよ。一緒の人間やから、ね。一緒の人間がそんなことはないですよ。辞令ば発っせんでもいいっちゃ。

それから、財団ですね、文化スポーツ振興財団。それから、社会福祉協議会等についてはこの条例の適用とは考えておられないかどうか。ちょっとここを質問しときます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回の条例の議案として出しておる分の付随する規則としては、設ける予定とはいたしておりません。規則としては、社会福祉法人みらいというものを規則の中で定めるということをいたしております。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） じゃ文化スポーツ振興財団、社会福祉協議会はどういう位置づけになるんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 文化スポーツ振興財団、社会福祉協議会等につきましては、基本的に市の職務執行規則の中で文化スポーツ振興財団関係の関すること及び社会福祉協議会に関することという職務執行規則の中の業務として定めておりまして、その業務に携わっておるという現在、日常の業務命令として事務取扱としてですね、そこの業務に携わっておるというのが現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 本来は、平成12年ですかね、この法律ができたのは。で、派遣する場合は各公共団体は条例を定めて、その条例に基づいて派遣をし、基本的には派遣された団体から給与をもらうというのが法律の基本だと思います。ただし、第6条第2項の中で専らいろいろ条項があって、公共団体が支払うことは可能であるというふうにはなっていますが、それとて本来は条例をつくって、ここで言う4条でしょうけどね。で、つくって出していかなきゃいかんというのが本来の姿であろうと思うんですよ、もともとは。だから、これは太宰府小学校の調理業務が民間委託になったときに、労働者派遣法の中で議論も随分したんですが、調理業務をする人に栄養士さんが指導してはいけないとか、そういうのを随分議論した経過があると思います。今回も事務引き継ぎということですから、所長さんはみらいの方で、保育士さんがみ

らいの方と市の職員がおって、市の職員がみらいの方にそれは指導なのか、いや事務引き継ぎなんかというのはもうほとんどわからないですたいね。ただ、労働者派遣法は非常に心配をしておるので、その法律に基づいて平成12年にこの法律ができたわけですから、その法律の趣旨からいくと、もっと早く本来は本市においても条例をつくっておかなきゃいけなかったのではないかというふうに私は思うわけであります。給与についても、本来は派遣先でもらうというのが基本というふうに思っておりますが、いろんな諸般の事情ですけれども、あらかた見解をお聞きしましたので、7月からの推移を見ながら9月議会で機会があればまた一般質問をしたいと思って、私の一般質問はこれで終わります。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 16番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

次に、4番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔4番 渡邊美穂議員 登壇〕

○4番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従って2項目にわたり質問いたします。

現在、日本は100年に一度の経済危機と言われ、本年4月には失業率も5年半ぶりの5%台に乗り、有効求人倍率は過去最悪の0.46倍になっています。今後の見通しについても、先が見えないと判断している専門家もたくさんいらっしゃるという状況です。もちろん、経済問題だけではなく、夫婦のあり方の変化、国も社会保障制度維持のためにも、女性の社会進出を積極的に推進している現在、共働き家庭は今後も増加するものと考えます。

私のところへある保護者からメールが届きました。小学校1年生に上がったばかりの子供を夏休みの長期期間中、学童保育所の前で毎朝30分以上待たせなければならないことが不安ですという内容でした。また、毎日6時までに家に帰ることができず、子供が毎日1人で待っていることも本当に不安であり、もし家が借家だったら、すぐにでも春日市や大野城市に引っ越したいとも書かれていました。

現在、近隣市町で学童保育所の運営が午後6時までなのは、筑紫野市と太宰府市だけです。また、夏休みなどの長期休暇中の開始時間が8時半なのは、太宰府市だけです。近隣自治体では、学童保育所を別料金で夜7時まで運営し、長期休暇中は朝8時から始めておられます。福岡市内に勤めに出ておられる保護者は、会社の始業時間が8時半の場合、子供のためにどんなに遅く出ても8時前には家を出なければなりません。会社の場所によっては、7時半ごろに出なければならない方も多いと思います。したがって、子供もその時間には家を出なければなりません。長期休暇中集団登校はありませんから、1人で通学し、学童保育所が開くまで外で待っていなければなりません。特に、雪や雨の日の親の心配は大きなものと推察できます。また、全く残業しなかったとしても、通常家に到着するのは6時近くなります。しかし、それは現実的ではなく、簡単に7時近くなってしまいます。太宰府市内それぞれの学童保育所でどれくらいのニーズがあるかわかりませんが、働く保護者をできるだけサポートし、子供の安全を



より確実にするために、延長を前提にその調査を行ってみることを検討していただけないでしょうか。部長のお考えをお示してください。

次に、4月から実施された自治会制度ですが、そろそろすべての自治会において総会が終了し、本格的に移行し始めたと思います。しかし、本当に全体がスムーズに移行しているのでしょうか。制度変更を決定したのは行政ですから、少なくとも経過期間である今年1年はうまく移行できない自治会に対して対応することが求められると思います。

私の住んでいる五条区においては、今回の総会では規約の改正は行いませんでした。それは、例えば五条区の規約第4条に五条区に在住する者は区民になり、その隣組に加入するものとするという項目がありますが、任意団体である自治会が本人の同意なく住民を自治会員にすることは法律に抵触します。しかし、これを削除すると自治会費の徴収にどのような影響が出てくるかわからないという判断があったようです。

ほかの自治会については、現在どのような進捗状況なのか市では把握されているでしょうか。また、昨年12月議会において、私は自治会が何をもって成立するのかという質問をいたしましたときに、今後の課題だというご回答をいただいています。既に制度は始まっておりますが、この成立要件について執行部では検討されたのでしょうか。今回、地名変更で幸都一丁目、二丁目が新たに発足する予定ですが、この地区についても自治会をつくりたいという動きがあれば、補助金の関係もあり、市は市が考えるところの自治会成立要件を提示すべきだと考えます。執行部の検討内容をお示してください。

回答は項目ごとに、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所の開所時間は、平日は14時から18時、土曜日は8時30分から15時、夏休みなどの長期休業中につきましては、8時30分から17時までとなっております。ご質問の学童保育所の時間延長につきましては、太宰府市学童保育所保護者会から毎年要望が上がっているところでございまして、その具体的な内容としまして長期休業中の開所時間を早め、閉所時間を19時までに延長してほしいとのことでございます。

保育時間の変更については、平成17年5月に平日の保育時間を17時から18時に延長いたしておりますが、まだまだ利用者側のニーズにこたえることができていないのが現状でございます。しかしながら、開所時間の拡大となりますと、それに伴い指導員の勤務体制、例えば2交代制の導入の検討や臨時職員の増員など財政的な問題もございますので、今後調査等を行いまして対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その調査の中で、既に調査されているかどうかをちょっと確認したいんですけど、特に長期休業中まず学童保育所に子供たちが通ってくるときの形態ですね。1人で通ってこられているのか、もしくは保護者が送られてきている、送迎というか送ってきている

ケースが多いのか。それからあと通常の学童保育所のときも含めてなんですが、今度は下校のときですね。下校の6時まで延長された場合ですね、その子供たちがやはりどうやって下校しているのか。1人で下校しているのか、もしくは何らかの形で集団を組ませて下校させているのか、その調査はされたことはありますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今私が承知している限りでは、ちょっと調査したことがないようでございますけども、閉所時間の延長後の閉所ですけども、そのときには迎えに来てもらうというのを原則にしております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 例えば、この市役所近辺の子供たちというのは、水城小学校まで歩いて登校するわけですね。逆に、五条西の子供たちも歩いて太宰府小学校まで通学しなきゃいけないわけですね。朝、やはりここにしても五条にしても、かなり交通量の多い道路を通って、しかも子供たち1人でもしかしたら通学をしているかもしれない。小学校低学年の子供たちがそういった通学をしている可能性があるわけで、やはり親としてはこういった交通量の多い道路を1人で行かせるのは心配だから、やはり車で送って行ってあげたい。そうすると、親の就業時間の兼ね合いもあって、もう8時前には子供を送り届けておいて、親はとりあえず車を置きに帰って、それから通勤をするというようなことをされている保護者もいらっしゃるようです。そうすると、子供はですね、もう7時40分ごろにはもう学童保育所の前に来ているんですね。8時半まで学童保育所があかないとなると、そこで待つてなきゃいけないわけです。小1時間近く、その子供たちだけで待っているような状況になっているから、親としてはやはりだれか監督してくださる方がそこにいてほしいと。これはもう願われるのは、至極当然だと思うんですね。

今、6時まで延長した場合は親が迎えに来ることが、そういうふうをお願いをされているということですが、実際その6時に迎えに来れる親がどれぐらいいるのかという話なんですね。さっき言ったように、市役所の職員の人でもそうでしょうけど、定時に帰ってぎりぎりに帰って、福岡市まで帰る人は多分6時ごろにしか家に着かないと思います。そういった方たちが学童保育所までお迎えに行くというところを考えると、やはり閉める時間も長期休業中のあける時間ももう少し検討の余地があるのではないかと思います。ぜひ、せめてですね、春日市、大野城市がそれをやっていますので、太宰府から転居してあっちに行きたいと保護者に言わせるような形ではなく、やはり同等の形で対応していただきたいと思います。これは要望として1点目の質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 次に、自治会への移行状況についてご回答いたします。

初めに、今回の自治会制度の移行は、これまで各区で区民の皆様により組織されている区の

名称はいろいろ呼び方がありますが、区会、町会、自治会などをそのまま行政区自治会として位置づけ、これまで区長を通じて各区にお願いいたしておりました各種委員等の推薦、行政情報の周知、連絡及び各種調査報告書等の配布、収集や掲示、区域内全住民への広報配布、区域内住民の福祉の増進に関することなどとあわせて、区自治会相互の連携、交流及び調整に関することなど、直接区自治会にこれまでどおり行っていただくこととしたものであります。したがって、新たな任意組織として自治会を組織するということではありませんし、あるいは各区に組織の改編等をお願いしたものでもありませんでした。そこで一律な規約改正を各行政区、自治会に求めたものでもありませんでした。

現在の状況につきましては、4月以降全区から行政区自治会長の届け出をいただきました。また、本年度新しく自治会長に就任されました方々には事前の説明会を開催しながら、5月20日には全44名の行政区自治会長出席のもと全体会議を開催し、市長との意見交換を行い、本年度新たな制度のスタートを切ったところでございます。また、校区自治協議会の組織化については、今年度は準備期間であることから、まずは行政区自治会長と積極的に連絡をとり合い、現在校区理事会開催に向けて協議を重ねているところであります。また、あわせて各区自治会での準備などスムーズな運営ができるよう協力してまいります。

次に、新たな行政区自治会をつくるには、住居表示による町名変更の区域でということではなく、新たに行政区を設置する必要があります。区の新設に当たっては、従来どおり当該行政区と隣接区との協議を行いながら区域を定めることになります。そして、この新設行政区の全域を範囲とした区民により形成された住民自治組織を行政区自治会として市長に届けていただくことになります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） まず、ちょっと最初のほうの質問なんですけど、行政区というのは行政が便宜上区切った地域であって、そこで区費を払おうが払うまいが、そこに住んでる人は区民だったということがあると思います。でも、ここは根本的に違うんですが、自治会は民法上その任意団体というふうに定められておりまして、言えば公益性の非常に高い有償ボランティア団体というふうに言えると思います。したがって、地域住民全員ではなくて、趣旨に賛同した住民が自治会員であって、会費も賛同した住民からのみ徴収が可能であって、賛同しない方には強制ができないということになります。つまり、在住するすべての住民が会員であると自治会規則にうたってはいけないわけですね。これがその会費徴収に与える影響とか、そのほかわからないことが非常に多かったために、五条区では規約改正ができませんでした。

しかし、既にですね、規約改正が終わったところでも、単に行政区を自治会というふうに名称変更しただけの場合などは、後でその法的な根拠や問題を指摘される可能性があります。今まではその行政区長と、それから自治会という相反するとか、全く立場の違う長を同じ人がやっているというケースが多かったので、そこが非常に混同されてきたところあるんです

が、今回この自治会というふうにはっきりうたわれました。そして、今全国的にその自治意識というのが非常に高まってまして、実際に今全国各地で入会、脱会の自由を認めなかったり、あるいは会費に上乗せして各種募金を徴収していた自治会などがあちこちで問題が起きました。裁判に訴えられて敗訴して、賠償命令も出されています。これはもう既に最高裁で判例が出ています。ですから、まずは今までその区長制度と、それから自治会という非常に立場の違うところが混濁していたところあるんですが、それが自治会になったということで、自治会は任意団体だということをまず役員の方に認識をしていただかないと、その規約の中に法的に非常に問題があるものが出てくるというか、あると思います。

ですから、行政はやはりそういった法的な根拠とか非常に詳しいと思いますので、まずその制度変更を持ち出した行政側としてはですね、この規約の改正、私がこの五条区の規約の中を見ただけでも、やはりこれは法的におかしいんじゃないかなと思えるところたくさんあります。ですから、一つ一つの行政区にやはり張りついてですね、規約の改正等については一緒に助言をしたり、一緒に考えていったりすることが必要だと思いますけども、まずはどういうふうに規約の改正がすべての自治会で行われたのか、これを確認しておく必要があると思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 先ほど答弁いたしましたように、行政区にある町会あるいは区会、自治会というそれぞれの名称は違いますけども、これは従来から渡邊議員がおっしゃいますように、いわゆる任意団体であるということは私たちのほうも思っております。

今回見直しましたのは、その行政区というのは市のほうで設置を確かにいたしております。これは範囲があったのか、組織があったのか、どちらが先だったのかというのは、この間歴史的な問題があってご報告しているところで、戦前からの町会制度が戦後の昭和22年ですかね、町会制度の廃止という形で一たん制度としてはなくなっておりますが、その後地域活動あるいは社会教育分野で綿々とそういう組織活動がつながってきたと。そして、5年後に廃止法令が出されていますので、法的にはその組織をするということについては問題ないということ。ただ、権利能力とかそういう部分がなかったということ。

本市の場合も、昭和35年にこの行政区の設置の規定を設置している状況でございます。その間、町会あるいは区会というのは、地域の住民の方々が日本の伝統的な文化でもあると思いますけども、みんなでこの地域を守っていこうというような歴史的な伝統文化を守ってこられてきています。そして、太宰府も昭和30年の後半から高度経済成長に合わせまして、福岡市の都市圏という形で大型住宅団地造成等もされ、あるいは共同住宅等の建設もされまして、いろんな方が転入されてこられている。そして、いろんな考え方を持った方がおられますけども、やはり太宰府としてはそういう地域特性を持ちながら、この行政区については運営されてきたものと思っております。

それで、平成何年ですかね、最高裁判例が出まして、こういういわゆる町会というものにつ

いては権利能力なき社団ですかね、そういうもので任意団体ということで、その組織に加入するについては束縛するものではないというような判例が出されたというのは、事実でございます。

そういうことで、私どものほうも区の運営の中では従来の区長制のときから区長さんのご相談の中で、やはり加入者がスムーズに加入されないという問題もあるというようなこともお聞きしながら進んできていたわけでございます。今回、総合計画にも掲げてます市民との協働のまちづくり、具体的には地域コミュニティづくりを、校区ごとの組織化をしていこうということで、市長が指揮を発します区長制度ということについては、やはり住民自治組織を形成していくには障害が大きいものがあるということと、この間行政の補完的機能を担っていただきました行政区長の職務についてという見直しを行いまして、その区からの推薦に基づく区長委嘱を見直したということでございまして、そこにある組織については先ほども答弁させていただきましたように、見直しは行っておりません。

それで、区の規約については先ほど言いましたように、長い歴史の中でそれぞれ区の特徴を生かしながら活動していただいておりますので、規約の中にはやはりそういう今の裁判判例等から見ると、少し矛盾があるのかなということもあると思いますけども、ただ決して強制的にですね、加入を推進してあるわけではないと思っておりますし、そういうものは区民の中で協議されながら、そして法的な法制実務というようなものであれば、私たちも当然ご相談に応じながら協議してまいりますし、規約の内容については当然その各区の中で協議しながら決めていただくものだろうと思っております。

先ほど答弁いたしましたように、これから区と行政が対等な関係で協働のまちづくりを進めていくためには、当然そういう区の役員さん、あるいは区の自治会長さんと協議を進めながら進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4 番渡邊美穂議員。

○4 番（渡邊美穂議員） いや、もう本当におっしゃるとおりだと思います。私が言っているのは、もう既に総会が終わって規約を改正したよと思ってある、多分自治会も実はあると思うんですね。ところが、それが名称変更しかされていなくて、法的に見るとやはりこれおかしいんじゃないのと思われる規約は多分たくさんあるんじゃないかなと、私はほかのところ実態見てませんのでわかりませんが、五条区の規約だけ見ると、これ名称変更だけすると非常におかしいんですね。実際、これまでやっぱり訴えられるのは自治会なんですね。だから、市が訴えられるわけじゃなくて、自治会が市民から訴えられるわけで、隣組費なんかの会費の徴収なんかに行くときにも、区の規則にあるけん、区費を払ってちょうだいとか、そういった形での勧誘をされている方も多分いらっしゃるかもしれません。しかし、それは区の規則ではうたえないわけですから、こういう趣旨があつてこういうふうな自治会という組織をしていますから、趣旨に賛同してもらえんだったら入っていただけないでしょうかという勧誘になるんですね。

だから、そのあたりを意識を徹底させておかないと、今新しい住民の方も入ってこれていますし、自治意識というのがだんだん変わってきて、市民のそういう意識が変わってきていますから、自治会のほうがそういった形で訴えられないように、やはりそれは市がきちんと指導をしていただきたいということなんです。

先ほどおっしゃったその自治会の納入率を落とさないということが一番大きな課題になってくると思うんですが、これいろんな先進事例見ますと、自治会ごとのルールを決めたりされているんですね、自治会の中で。それは、例えばその街灯の維持管理はすべて自治会がやりますから、例えば自治会にそのために入ってくださいとか、自治会ごとにいろんな特色があって、そういうことを売り言葉にその会費納入に行かれているケースがあるようなんです。これはいろいろその先進事例を調べていただいてですね、やはり担当職員の方が自治会の中に入っていて、その任意団体であるために一体何をメリットに、この自治会に入ったらどういうメリットがあるのか、自治会に入ったほうが暮らしやすいよねと市民に思ってもらえるような、そういった形での何か研修なり何なりをして、一緒に考えて、職員の方も一緒に行動していただきたいと思います。

校区ごとに担当職員を決められるというふうなお話を以前されていたと思うんですが、その担当職員はもう既に決まったのか。その担当職員がもし決まったんだとしたら、それぞれの自治会長さんへのそういった紹介等はもう終わったんでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） まず、担当者ですけれども、本年度機構改革等もございましたけれども、職員2名増員していただいております。それで、係長以下4名で現在積極的に先ほど報告しましたように、各区の自治会長さんとも個別の協議をしておりますし、紹介については先ほど報告しました5月20日の日に全体会議をした中で、それぞれ1人が2つの校区を持ちながらやるということで紹介もしておりますし、現実協議も重ねているところです。

それともう一つ、自治会の加入促進についてはある自治体のように編成、構成率といいますかね、加入率が70%ぐらいだよとか50%ぐらいってことでは本市ではないと思っております。区長さん時代からいろいろ報告を受けておりますけれども、各行政区には何世帯かの未加入者がおられるということもあります。それで、新しく転入された方については、そういうふうなご相談も受けますので、職員としてもやはり地域活動の重要性、そしてその地域の課題を行政ともやっていくためには、いろんなそういう地域の人たちが自分たちでまちづくりに関わってもらうことが大事だということで、ご相談にも応じていますし、区長制度のときからそういう質問が今回の移行についてもありましたので、先ほど渡邊議員がおっしゃいますように行政と各自治会、そして校区協議会の中でそういうPR活動、どんなふうな内容がいいのかも協議しながら進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） その中で例えばですね、区費、今自治会費になるんでしょうけど、この

区費の額にしても自治会によってかなりまちまちで、高いところもあれば安いところもあるような実態で、市が一定その補助金でそれを補てんするような立場にいるわけですけど、やっぱり市がその補助金を出して一定の活動を推進していくという立場があれば、その区費の違いというのがそこまであっていいのか。区費が高いところが補助金額が低かったりとか、区費が安いところが補助金額が高かったりとかという、そういう矛盾が私は出てきたりしないかなとちょっと心配してます。

それからもう一つがですね、その自治会費にしても例えば高齢者のひとり住まいであるとか、障害者の方とか、その方たちも一律の区費を支払うべきかどうかとかというの、自治会ごとに検討されていいんじゃないのかなというふうに私は思います。

それからあと、校区自治協議会なんですけど、現在ここに参加するかどうかを検討している自治会があります。もちろん参加するかしないかは、その任意団体の自治会が決めることで、今年はその自治会に直接補助金を出されるということですが、来年度以降ですね、その校区自治協議会に参加されない自治会については補助金の支給、交付方法はどのようになりますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 各区の区費のお話ですけども、渡邊議員がおっしゃいますように各区でそれぞれの実情に応じて決められるべきもので、行政が指導したり、基準を示すものではないだろうと思っております。

それから、今年度1年間準備期間というのはこの間報告いたしましたように、平成21年4月1日からそういう組織づくり、各自治会での区からの補助金の受け入れ等については準備期間が要るということで、あくまでも校区として参加していくための準備だということで、一部区からの直接の請求でお支払いをするということにしておりますけども、あくまでもこれはこの地域支援補助金については市が進めます小学校区を1つの範囲としたネットワークづくり、いわゆる場づくりの組織づくりのための支援をしながら、そこに構成されます各区のそれぞれの実情に応じたよりよい運用をしていただくための支援補助金と考えておりますので、まずは校区にそろうことということが大前提であると考えております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） そうすると、校区自治会協議会に入らないということを表明した自治会については、来年度以降は補助金はないということで考えてよろしいですか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 44行政区の自治会長さんが全員届けを出していただいて、これからそれぞれの区の実情に応じながら準備を進め、そして校区でのネットワークづくりにも協力をしていただくということで、新たな新年度としてスタートを切ったところでございますので、それに向けて私たちも協議を重ねながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 私はその自治会同士の横の連携は絶対に必要だと思っているんです。しかし、それがですね、その校区単位、小学校区単位でなければならないというのがちょっとよくわからなくて、例えば西校区はどういう理由かわかりませんが、2つの小学校区が1つになっている。恐らく、これは防犯とかで既に実績があつて、2つの小学校区が一緒にやったほうがいいだろうという提案なり何なりがあつて、行政がそれをのまれたのではないかと思います。太宰府小学校区の場合ですね、ここには14もの自治会が入っていて、北谷から内山、そして三条、連歌屋、五条、五条西、ここまでの物すごく広い範囲なんですね、太宰府小学校校区は。私は逆にこの太宰府小学校校区というのは2つに分割される、2つかどうかかわかりませんが、分割されるべき規模ではないかというふうに思います。というのが、この太宰府小学校区全体で何かを連携してやらなきゃいけないことが一体どれぐらいあるんだろうかというふうに私自身は考えてますが、こういった内容についてもですね、西校区は統合ができたわけです。そうすると、例えば太宰府小学校区の自治会長さんたちのお話し合いで、ここはやっぱり2つか3つに分けたほうがよかろうというような提案なり決定があれば、それは行政側にそれを逆に提案することはできるんじゃないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 現時点では、それぞれの校区、小学校区の範囲を定めております。この新補助金の制度としてはですね、西地域については、従来から合同でやるということで、従来から準備会という形で進んでいただいております。今回、西地区で協議をされながら、今自治会長さんたちの協議を自分たちでされているということを聞いていますので、そういう動向も見ながらですね、やっていくことだろうと思いますけども、ご質問のように西地域という形で合同でやるということで決定されれば、そういう方向で進みたいと思っております。

太宰府小学校区の分けるというお話ですけれども、さまざまなご意見がございます、自治会長さんの中にも。私としては、皆さんとお話しする中では、確かに14行政区という行政区の数もそうですけども、エリア的にもかなり広範囲に及んでいるということがあります。そのデメリットは確かに地理的な要因とかというのがあろうと思いますけども、逆にある小学校区では5行政区ぐらいしかないところもあります。何らかの活動をしようというときに、何かパトロールしようといったときに、やはりその防犯委員さんだけでは数が足りないんで、区に応援を求めるときに、やはり1区から3人なり4人なりというような形になりますが、14行政区ございますので、例えば自治会長さんと防犯委員さんが14にしたら、それで28人そろわれるわけですね。この前も、そういう全体の防犯学習をしようということになってきたときには、70名近い方がお集まりになられたという形もあります。そういうことで、メリット、デメリットございますので、そういう協議を重ねながらですね、一番よりよい方法で進めていきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。



○4番（渡邊美穂議員）　ということは、その協議を進める過程の中で、やはりその自治会長さんたちが通常校区で集まるときは、太宰府小学校区はやっぱり2つに分けとったほうがいろいろ便宜が図れるとか、非常に利便性があるとか、そういった意見が出てくれば、それは考慮をするというふうに今受け取らせていただきました。

先日、総務文教常任委員会です、公民館に関する条例の改正について審議をした際に、武藤議員から地区公民館という名称のままでよいのかという質問がありました。恐らく、ほとんどの公民館はですね、その使用規定などに区民に対する福利厚生などを目的とするという文言なり内容が入っていると思います。これまでは住民すべてが区民でしたから問題はないんですけれども、今後はその任意団体である自治会が自分たちの会費で公民館の維持補修費用の一部を負担するわけですから、自治会員の福利厚生を目的とするというような文言の変更や、あるいは地区公民館ではなく、自治会公民館などへ名称も変更する必要があると判断する自治会も出てくるかもしれません。そうすると、自治会に入らない人は今後公民館を使用できないのかなど、これらすべてそれぞれの自治会でやはりきちんと話し合いをしていただかなければなりません。今回、その区のそれぞれの総会で規約なんかは改正されたと思うんですけれども、あわせてですね、この公民館の使用規定などについても市では各自治会などにその助言などをされましたか。それとも、今後やはりしたほうが良いというふうにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員）　協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生）　全体的なお話で私のほうからさせていただきたいと思います。

地区公民館の整備、施設整備条例を持っております。これは各行政区に地区公民館を設置して促進を図っていくと。公民館活動の促進を図っていくということで、これ整備しています。先ほど本市のそういう行政区の生い立ちについてもお話をさせていただきましたし、変遷についてもお話をさせていただきました。確かに、転入した場合にある区ではその公民館設置に関した負担金を転入のときに負担をしていただくというような問題もあるということは伺っておりますけれども、あくまでもその行政区の中で運営されている公民館であると考えております。

それで、今ご指摘のところについては、所管の教育委員会のほうで現時点ではこの前の総務文教委員会のほうの分割付託されました条例審議の中でも話が出ませんでしたので、今後の課題になるのか、調査の対象になるのか、その辺は私のほうではお答えすることはできませんけれども、基本的には44行政区にある公民館、あるいは先ほど言いました新しく行政区を分区するという形になれば、そういう各区の地区公民館の必要性というのも協議の中ではお話をする対象になっていくだろうと思います。

○議長（不老光幸議員）　何か教育部は補足ありますか。ない。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員）　こういった細々とした問題がいろいろ出てくるといいますので、やはり時間をかけてですね、それぞれの自治会長さんとじっくりお話をさせていただきたいと思いま

す。

先ほど自治会の成立要件でですね、やはり自治会をつくるにはその行政区を設置する必要があるというふうにご答弁の中にあつたわけですが、これはその条例で行政区に1つ自治会をつくるというふうに条例の中にあるわけですけど、先ほどから言っているようにその自治会というのは任意団体ですから、市民がみずから、例えばこの20戸なら20戸で自治会をつくるよといったときに、行政がそれはつくっちゃいかんよということは、これはもう下手すれば憲法第21条の集会・結社の自由に抵触する可能性も出てくるのではないかと、そこまで大げさにはならないとは思いますが、そういう可能性もあるのではないかというふうに思います。したがって、その何が基準になるかという、行政がその補助金を出す基準だと思うんですね、補助金。結局、校区自治協議会なんかにその補助金を出すわけですけど、校区自治協議会にも自分たちは入っているよと。自分たちで自治会つくって、校区自治協議会にも入るよと。だけど、結局市がその補助金を出す規定の中にある一定の何というか規定みたいなのを設けて、そういう交付を行うことによって一定のその基準、行政が考える自治会の基準というのを示せるのではないかなというふうに思うんですけども、それは何か考えておられますか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 基本的なお話を最初に答弁させていただきましたけども、本市が進めます行政区自治会という制度については、従来からの行政区の組織をそのまま区長を通じてじゃなくて、自治会と行政とで地域のパイプ役として今から協働してまちづくりをやっていきましょうということです。当然、その名称が自治会という言葉を使われましたので、それが自治会になるのかどうかわかりませんが、そういう団体を促進しようということではありません。

それと、補助金につきましては行政区の設置に関する規定の中で、そういう行政区をどういうふうに設置するよ、44行政区を設置するよという規定を設けております。

それから、地域支援補助金につきましては、校区自治協議会の範囲が各どここの小学校区についてはどここの区までがその範囲であるよということを定めておまして、補助金については平等割あるいは世帯割等を基準に定めながら規定を設けておりますので、そういう基準に基づいて交付していくことになります。

それで、新たな行政区につきまして設置がされた場合には、新たな行政区自治会を当然従来からもあつておりましたように編成をしていただくということなるということでございます。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 確かに、その条例でそのように定められているんですけど、これはさっき申し上げたように憲法第21条にも抵触する可能性があるんじゃないかということは、これはもうあえて言っておきたいと思います。やはり、自治会は任意団体ですから、自分たちでこのグループをつくって自分たちの地域の問題は解決をしたいと。そういう有志が集まって、そういう任意団体をつくることは自由ですから、それを認めるか認めないかということは、行政

には言うことはできないというふうに私は思っています。

最後に、ちょっと私自身の意見なんですけども、今後でき上がってくる制度の中で市長に委嘱される6名のあの連絡協議会についてなんですが、私自身その役割がですね、余り見えてきません。自治会はさっきから部長もおっしゃっているように、それぞれが独立して行政と対等な立場にある団体なわけです。その横の連携は私も申しあげましたように必ず必要ですから、それは校区協議会とかそういったもので私は十分だと思います。独立した団体にですね、上部組織というのは必要ありませんから、単にその6名の連絡協議会というのが連絡調整を行うだけの組織だとしたら、その市長の委嘱を受けてまで行う必要があるのかなと私自身は疑問に思っています。ただ、今回もう制度が既に変更されて、行政側が制度変更を提唱して、議会のほうもそれに賛同をいたしました。ですから、その議会も行政もですが、住民の意識向上とか、あるいは制度的にやはりおかしなところ、これは少し不自然じゃないかと思うところは、やはりどんどん提案をしていきながら、それをよりよいものに変えていくような形で住民をバックアップしていかないと、なかなか住民の人たちにその法的な問題とかをいきなり言っても、難しいことがたくさんあると思います。特に、今年1年おっしゃったように経過期間ですから、行政側も議会としてもやはり全面的にその部分はバックアップして、よりいい制度をつくっていくような形で進めていかなきゃいけないと思います。私自身もこれからその住民自治ということ、それからこういった規約の内容についてもですね、できるだけ住民の方とたくさん協議をし、お話をする機会を持って協力をしていきたいと思っています。

先ほどから申し上げているように、やはり個々の自治会それぞれがすごく悩んでおられますので、行政としてもですね、自治会ごと、本当に一つ一つの自治会ごとに丁寧な対応をしていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 4番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

12番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔12番 大田勝義議員 登壇〕

○12番（大田勝義議員） 議長の許可をいただきましたので、通告しております3点についてお伺いをいたします。

1点目は、児童・生徒の携帯電話学校持ち込みについてお伺いをいたします。

今や携帯電話はだれでもが持っている時代となり、非常に便利になりました。いつでも、どこでも通話ができるし、日常生活の中で切っても切れないものとなりました。その便利さの中で児童・生徒が犯罪に巻き込まれるケースも増えてきております。最近のニュースですが、6

月5日の朝日新聞では、佐賀県の職員が当時中学1年生を18歳未満と知りながら、わいせつな行為を行ったと報じられていました。児童・生徒とどのようなことから知り合いになるのか不思議に思っておりましたが、携帯電話のゲームサイト内の掲示板を通じて知り合いとなり、大人からねられるケースが増えてきているということです。また、メールによる誹謗中傷などの書き込みにより、いじめに発展することも多くなっています。

大阪府は、小・中学生の児童・生徒が学校に携帯電話を持ち込むことを、原則禁止しています。橋下知事は、大人になればいや応でも携帯電話から離れられなくなる。子供のうちは携帯電話から離れて、ゆっくり自分の時間を使ってほしい。まずは、家庭の責任で親が制限をかけてくださいとコメントを出しておられます。また、芦屋町でも小・中学生の携帯電話所持の禁止宣言を行っております。

本市といたしましても、小・中学生の携帯電話所持、また学校持ち込みについてどのようなお考えなのかお伺いをいたします。

2点目は、集団登校についてお伺いをいたします。

太宰府西小学校で話をさせていただきますが、集団登校は過去には年間を通じて行われてきておりました。理由は、子供たちが安全に登校できるように、また異年齢のつき合いが希薄化する中で、異年齢の交流ができればという環境づくりのために行われてきたと思います。学校にお伺いいたしますと、集団登校は4月いっぱい行われて、5月からは自主登校になっていると聞いております。都市化が進み、治安は決してよい方向へは向かっておりません。まだまだなれない新1年生を持つ親にとって、非常に心配ではないでしょうか。いろいろ問題はありましたが、せめて1学期の間新1年生がなれるまでの間だけでも集団登校ができないものか。PTA、学校等の協議も必要と思いますが、伺います。また、ほかの6小学校ではどのようにしているのか、あわせてお尋ねをいたします。

3点目は、通学路の横断歩道の設置についてお伺いをいたします。

学校周辺を見回しますと、横断歩道が消えて、車の停止線がわからなくなっているところが多々見受けられます。私は西校南交差点で交通指導を行っております。子供たちには信号を守るように、横断歩道を渡るようにと注意を呼びかけておりますが、肝心の横断歩道が消えていては話になりません。筑紫野警察署との協議も必要かと思いますが、早急に調査され、対応していただきたいと思います。また、ほかの学校の通学路の横断歩道はどうなっているのか、あわせてお尋ねをいたします。

あとは自席にて質問をさせていただきます。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 1点目の小・中学生の携帯電話の学校持ち込みについてご答弁申し上げます。

学校への電話の持ち込みにつきましては、平成20年7月に文部科学省より通知があったところですが、国民の関心が大いことから、再度今年の1月に通知がございました。その中身

は、学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みは原則禁止とすべきこと。また、どうしてもやむを得ない事情がある場合は、保護者から学校長へ児童・生徒による携帯電話の学校への持ち込みの許可を申請させるなど、例外的に持ち込みを認めることも考えられること。このような場合には、校内での使用を禁止したり、登校後に一時預かり、下校時に返却したりするなど、学校の教育活動に支障がないよう配慮することなどでございます。

本市の小・中学校におきましても、持ち込みはこの趣旨に沿って原則禁止としており、その多くは口頭あるいは文書により保護者あるいは児童・生徒に伝えております。なお、学校外においても使用もあることから、児童・生徒をネット上のいじめや犯罪被害から身を守るため、保護者を初めとする関係者に対し携帯電話等を通じた有害情報の危険性や対応策について協議していきたいと考えております。

次に、2点目の集団登校についてですが、上級生のリーダーシップの育成や縦割り構成によって異学年間の交流が高まるという教育的意義も高いのですが、子供の数が減り、町内で班を組むことが難しくなったことや、適当な集合場所がないなどという一面もございますので、学校、地域、保護者間で十分協議をしていきたいと考えております。なお、太宰府市立の小学校で集団登校しているのは7校中2校で、ほかはグループ登校でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 3点目の太宰府西小学校付近の西校南交差点の横断歩道につきましてご質問にお答えいたします。

この西校南交差点の横断歩道は、ご指摘のように白いラインがかなり薄くなっておりまして、歩行者にとりまして横断歩道の位置が遠くからでは確認できにくくなっております。車両の一たん停止線及び横断歩道につきましては、公安委員会で管理されておりますことから、これらの線の引き直しにつきまして筑紫野警察署へ要望いたしておるところでございます。

市内のその他の学校の通学路におきましても、西校南交差点と同様に路面標示の一たん停止線や横断歩道のラインが見えづらいところがあることから、改めて市内全域を調査いたしまして、筑紫野警察署へ引き続き要望してまいります。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） まず、1点目からお話しさせていただきますが、原則持ち込み禁止ということでお話をされました。私もですね、新聞等でいろいろな情報を集めましたけれども、その中でですね、県内ですけれども、小・中学校の携帯電話の取り扱いについてということで、先ほど言われましたように文科省のほうで学校持ち込みは原則禁止というふうなことで通知が出されております。それから、県の教育委員会は2月に小・中学校に同様の通知をしているということですね、それは先ほどお話が出ましたとおりです。それから、通知前の昨年12月に調査をしているわけですが、県内の小学校の763校中738校、そして中学校では350校中348校、ここが持ち込み禁止としております。それから、通知後の2月にですね、県の教育委

員会のほうで追跡調査を行ったそうです。そうしましたところ、小学校、中学校それぞれ1校が禁止、未決定っていいでしょうか、そういうふうになっているということで、実質100%に近い持ち込み禁止というふうなことになります。

それから、先ほどですね、揚げ足をとるわけじゃないですけども、原則禁止ということでお話があっておりました。そこで、先ほどお話しされましたけれども、あえて再度確認したいんですが、原則禁止ということについて再度もう一度申し上げていただけませんかでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） これは各家庭の状況によりまして、携帯電話を持たせている家庭があるということでございます。例えば、帰りの時間とか安全上そういったもので必要というような事例もございますので、そういった場合には持っているというようなことでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） ありがとうございます。

それからですね、これもちょっと資料取り寄せましたけれども、東京都の教育長の資料によりますとですね、これは所有率ですね、所有率になりますけれども、携帯電話の所有率につきましては東京都ではですね、小学生が38.4%だそうです。それから、中学生が66.4%。高校生になりますと96.2%ということで、この中にはどうしても女子のほうが所有率が高いという報告が出ております。

それから、携帯電話の使用につきまして1日当たりの平均的な使用時間といいますと、小学校では通話が12.1分、メールが6.3回、サイトが5.8分と。それから、中学校におきましては通話が8.3分、メールが21.3回、サイトが35分ということになっております。

そこで、お伺いをいたしますが、本市でのですね、所有率というのはわかりましょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 本市でどの程度所有しているとか、またどの程度使っているかという調査は直接的にはしておりません。ただ、先ほど言われましたように東京都の例はございますが、文部科学省のほうから都市部と郡部というのに分けて所有率とか、また使用の頻度とか、または家庭でのルールのごあいとか、そういうふうな調査結果がございますので、大体その辺をめどとしてとらえているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） また、これは別のほうから探しましたけども、三重県の教育委員会、ここがですね、小・中学校の保有を規制すべきかということのアンケートに対して、親の73%が規制に賛成するというふうなことをしています。なぜかといいますと、一つはですね、GPS機能で子供たちの所在地、位置が確認できたりとか、いつでも連絡がとれて非常に利便性がある反面ですね、携帯電話などで有害な情報に触れ、犯罪に巻き込まれるケースも目立っていると。そういうことですね、73%の親がやはりその辺を心配してあるということですね。

それで、先ほど所有率についてもお話ししましたが、この辺のアンケートについても別

にとられてはいないですよ。どうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど申しましたように、特にアンケートをして調べているわけじゃございません。確かに、携帯電話の利便性と反面においていろいろな犯罪に巻き込まれる、そういうふうないろんなことがあるわけですが、やっぱり今後の社会ということを考えると、やはり携帯電話というのは避けて通れない話かなと思うときにですね、やっぱりこれだけ問題になっているのに業者といたしましうかね、そういうところそのフィルタリングとかいろいろなことが徐々に強化されているようでございますけど、そういうところに動いていかないと、全面禁止といたしても先ほどのように個別の事情があれば許可せざるを得ない。そういうことをすれば、それをよくない方向に使ってしまうような子供さんが出ることもあるというふうなこともあるなと思っております、そういうところも期待したいと思っております。とりあえずは、やっぱり家庭でルールをどうつくっていただけるかということが一番ではないかと思っております。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 伊賀市ではですね、インターネットの掲示板で子供同士のやりとりを把握して、いじめの芽を摘もうということで、市立の12の中学校の職員がネットの監視をするようになったということを言っているわけですね。どういうことかといいますとですね、各学校に監視用の携帯電話を1台ずつ支給して、悪質な中傷やいじめに先生たちが交代で目を光らせているというふうなことのようです。それで、伊賀市の携帯電話の所有率はですね、これは2007年の調査になっておりますけども、小学校5年生で21%、中学生で70%ということになっております。そこで、インターネットのサイトの書き込みで嫌な思いをしたというところを調査したところ、これは中学2年生の女子ですけども、3割があるということで答えているわけです。それで、全国的にはネットによるいじめや自殺に発展した例もあり、早く対処することが重要ですということ言っています。

そのことから、監視することによって一方では校区を越えた子供たちのつながり、それらがネット上で生まれている実態もわかってきており、教職員にとって今まで知らなかった子供たちの世界が見えてきているので、今後はこの情報は指導の現場に生かせるというふうなことになるようです。

そこで、私一昨日ですね、伊賀市に直接電話をかけまして、このことについてちょっと質問したんですけども、このようにするようなことになってですね、ネット上での書き込みが非常に少なくなったというふうなことを言っていました。

そこで、ちょっとお尋ねしたいんですが、各学校にですね、伊賀市がやっているような携帯電話を1台学校に置いて、そしてネットを監視するというふうな、これはアイデアだと思いますけれども、これについていかがでしょうか。何かお考えがあったらと思いますが。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 三重県の伊賀市ですか。ちょっと情報を聞かせていただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） それからですね、これはですね、福岡の芦屋町ですね。先ほど冒頭で私申しましたけれども、ここではですね、波多野町長がですね、ここは「こども、脱ケータイ宣言」ということを行っているわけですが、このことについて宣言に賛否両論あろうが、大人が率先すべきと考えて、行政が行動を起こしたということで町長が述べてあります。

それで、その後ですけれども、宣言文があるんですけれども、この宣言文というのはパネルにしてありましてですね、三六判というんでしょうかね、縦が1.8m、横が約800mmということで書いてあります。これをですね、玄関、役場の玄関の柱、それから町立芦屋中の校門のフェンス、それから町内の8カ所にも取りつけて、それからポスターも商業施設などに13カ所張りつけているというふうなことです。

そこで、ここもですね、やはり町を挙げてこのことについてですね、取り組んでいращやるということです。これはどうかといいますと、やはり子供たちがもちろん携帯電話は学校には持ち込んではならないということになっているかも知れませんが、学校外での使用もなくしないと犯罪被害を防げないという判断から、町を挙げてですね、携帯電話をできるだけ所持しないようにというです。

それともう一つは、家庭でそのことについて話し合うきっかけにしていきたいということで宣言を決めたということです。

それで、このじゃあ宣言文はどういうものかといいますとですね、携帯を持たない勇氣、持たせない愛、それから心が通う会話や温かなかわりがさわやかな子供を育てますと。そして、子供を携帯依存やネット犯罪から守るのは家庭の責任。このような宣言文になっております。

それで、芦屋町というのはそういうことですね、このことについては町を挙げて取り組んでいるようでございます。だから、参考になればと思って、今日そういうことでお話をさせていただきました。

それからですね、もう一つですけれども、これは筑紫野警察署に行きましてちょっとお聞きしたんですけれども、携帯電話による犯罪に巻き込まれた生徒は何人いるのかということで聞きましたところ、筑紫野警察署の管内では6名いるということですね、携帯電話で犯罪に巻き込まれる。その中に太宰府はじゃあいるのかということで聞きましたら、太宰府にも1名おりますと。これは中学生ですね。すべて中学生です、ということを言われました。

そういうことから先ほど冒頭で言われましたように、脱携帯電話、いろいろ事情はありましようが、できればそういうことで、携帯に依存しない社会が必要ではないかなという気が私はしております。いろいろ問題があろうかと思います。親として携帯電話がどうなのかという点とか。

そういうことで、ひとつこのことについてよろしくをお願いをしたいと思っております。

それでは、2項目めに入りたいと思いますが、ちょっと待ってくださいね。

集団登校についてですね。このことにつきましてはですね、私も長い間PTAのほうに携わっていたものですから、集団登校をやめた理由というのは、先ほど部長がおっしゃったようなこともありますね。子供が減ってきているということもありますし、集合場所がなくなったといいいましようか、そういう場所がないということですね。そういうこともあるかとは思いますが。

そこで、なぜですね、集団登校をやめたかという、この理由ですね。当時ですよ、私がPTAやっていたころですけども。そのときには集団で行くことでいじめに遭う子がいるということですね。だから、集まることによって嫌な子と一緒に会わなきゃならないということですね。それと、6年生になりますと、やはり全体を把握しなきゃなりませんので、責任が出てくると。だから、嫌だというふうなこと。それから、当時の教頭先生が親にアンケートをとられたんですけども、その結果賛成が大体60%だそうです。教頭先生いわく、80%ぐらいならそのまま続けたいけれども、60%では続けられないというふうなことを言われました。そういうふうなことから、このことが消滅したといいいましようか、集団登校がなくなったんだろうと思っております。

それから、先ほど7校中2校が集団登校をやっているって言ってありましたね。その学校はわかりましようか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学校はですね、水城西小学校と水城小学校です。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員。

○12番（大田勝義議員） 水城小学校と水城西小学校が集団登校をやっているということですけども、これは、水城小学校はそれこそ今から二十二、三年前ですかね、不幸な事件が起きましたですね。ちょうど私がPTAに携わっているころですから。今でも私は名前は覚えていますが、あえてここでは言いませんが、水城小学校の子供が青年ですよ、二十代の青年から連れ回されて、そして5号線に出て、それからずっと吉松のほうに行って、吉松の先の池の近くで殺害されたというふうなことがありましたですね。だから、そういうふうな苦い経験が水城小学校にはあったんですよ。だから、集団登校という形ですとされているかと思えます。

それからですね、集団登校は先ほど言われましたように、いろいろ問題があるかも知れませんが、私が言っているのは年間を通してではなくて、小学校の1年生がですね、やはり何とか1学期なれる間までですね。だから、今のところ入学しての1カ月間しかやっていないですよ。太宰府西小学校の場合はですね。だから、それをですね、1学期ぐらいまで何とかしていただければというふうな気がしております。といいますのも、私もあそこで登校指導しながら、やはり1人で行っている子も多々見受けられます。だから、グループで行っている

のはもちろんグループで集まって、そのいろんな場所に集まりながらグループで来ている子もおりますけれども、やはりどうしてもグループができていない子もいるみたいですね。だから、1人で行っている子供も確かにいるんです。だから、そういったふうなところも含めましてですね、再度お願いをしたいと思っております。

それから、3点目についてでございますけれども、これにつきましてはですね、先ほど言われたとおりだと思います。ぜひですね、横断歩道が消えているところがたくさんあります。そこを子供たちが渡っているわけですね。だから、ある意味では横断歩道がないところを渡っているような感じがしております。ドライバーからとりましても横断歩道がないとですね、どうしても停止線の位置とか思わずずっと先まで行ってしまう可能性がありますよね。もちろん信号機を見ていればいいんですけども、信号機だけじゃなくて、下の横断歩道も一緒に見えますからね。そうすると、停止線というのがきちっとわかりますから。だから、そういったふうなところでぜひともですね、筑紫野警察署公安委員会のほうと早々に協議をしていただいて、特に学校周辺の横断歩道につきましては早急に対応していただけるようお願いを申したいと思っています。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 12番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております2項目について市長に回答を求めます。

初めに、緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施についてどのように市民に対応できたのか、回答を求めたいと思っております。

その内容としては、政府は平成21年度、平成22年度雇用情勢の厳しい状況の中、ふるさと雇用再生特別交付金2,240万円、緊急雇用創出事業2,970万円が市に交付されました。内容としては不十分なものですが、緊急雇用再生事業の積極的対策の実施が求められているのが目的です。問題点として、交付金は何に使っても自由な財源といいますが、総務省としては自治体の知恵を生かして、市民の雇用の創出につながる事業実施を求めていましたが、補正予算の一般会計からの繰り出しも含め、緊急雇用としてどのような対応を行ったのかが基本です。

ところが、実施状況の内容を精査すると、平成20年度は臨時職員を4名雇用しているだけです。平成21年度は小・中学校の図書整理雇用を11名、保存文書、台帳整理雇用に2名、リサイクルボックス分別処理、落書き消去作業、違反広告物の除去処分、公共用地及び小・中学校の草刈り作業の委託事業に1,510万4,000円の予算支出が予定されております。私は本来失業対策、また前期高齢者、生活保護受給者等市内にはさまざまな生活困窮者がおられます。一日でも二日でも働きたい、その要望にこたえる必要が求められておりますが、行政当局としてはどのようにこの交付金を市民のために対応し、雇用創出事業を行うのか、精査、検討について回答をいただきたい。

また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金として1億8,100万円がこの太宰府市に交付されます。これは雇用対策、地元中小企業に対する緊急保障、セーフティーネットに対して市の認定が必要であり、また一般保証、特別枠保証、無担保保証制度が創設されております。この際、以前にも質問いたしましたが、一般市民を対象とした貸付制度はありません。社会福祉協議会にこの交付金の預託を一部行い、貸付枠の拡大を行う制度も設けていただきたいと考えておりますが、この辺についても回答いただきたい。この制度については、健康長寿、子育て、安全・安心の確保等の経済危機対策関係予算が主な内容です。太宰府市としては市民及び中小業者育成の立場で予算の執行を今後どのように行うのか、具体的に回答ください。

2点の最後の質問については、生活困窮者の増加対応をするために生活保護実施及び国民健康保険税滞納者に対する交付手続についてです。

雇用失業情勢が厳しい状況の中、失業や生活困窮により政府は閣議決定を行い、厚生労働省社会・援護局保護課長、国民健康保険課より職や住まいを失った方々への支援の徹底について平成21年3月18日、また被保険者資格証明にかかわる政府答弁書について平成21年1月20日、各都道府県を通じて自治体に通知を行っております。太宰府市は県下の中でも生活保護受給者世帯は少ない状況ですが、年々増加傾向にあります。一例ですが、所得の少ない要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助申請も増加傾向であります。国民健康保険では、加入者数の12%が保険税滞納世帯数で、短期保険証の交付数も600世帯近くになっております。

このような状況の中で、福祉事務所の体制整備、ケースワーカーの増員、就労支援専門員の体制充実、雇用創出事業の実施に伴い財政的支援を受けることも可能であると政府は通達を行っております。そのために、人員体制がとれるような検討をされ、生活困窮者の早期発見や関係部課との連携協議や民生委員、児童委員との連携を図り、福祉事務所の窓口につながるような仕組みづくり推進を国が求めています。太宰府市は、福祉事務所の体制については人員及び今後の生活保護受給者体制について検討すべき課題だとしておりますが、どのように考えているのか明らかにしていただきたい。

また、近隣4市の中で国民健康保険税の均等割、平等割が一番高く、所得が200万円から300万円の所得中間層ほど国民健康保険税の負担が大変な状況になっております。県下の7つの自治体では、介護保険料も含め国民健康保険税の引き上げを行いました。国も失業、中小企業経営悪化など収入や所得の少ない人たちに対して国民健康保険法第77条及び44条の適用を活用し、減免や徴収猶予を行った場合はその自治体に負担増に対する助成を行うと国会での質問に答えています。

太宰府市は、以前は一般会計から繰り入れが行われておりましたが、現在では法定繰入金額だけであり、滞納金の増加に対応するために収支バランスをとるために、前年度繰上充当金で歳入欠陥に対応しています。健康保険制度については、社会保険や共済組合には事業主の負担がありますが、国民健康保険制度は保険料に対する負担は国保加入者です。近隣の自治体では、一般会計から繰り入れ、加入者の負担の軽減を図っていますので、以前のように一般会計

からの繰り入れをぜひ行っていただき、国民健康保険税の軽減を求めたいと思いますが、市長の回答を求めます。

再質問は自席で行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 1点目の緊急雇用創出事業実績と今後の経済危機対策関係予算の実施状況についてご回答を申し上げます。

私は経営会議におきまして緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、あるいは地域活性化・公共事業投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金はもちろんでございますけれども、その他の臨時交付金につきましても、制度の趣旨によりまして事業の前倒しを図るなど、有効活用するよう指示をいたしておるところでございます。

全体的、詳細については、担当部長のほうから回答をさせます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、経済対策関係で詳細にわたりますので、私のほうから回答申し上げます。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業は、解雇や離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の次の雇用へのつなぎの雇用、就業機会の創出を行うために創設されたものでして、今武藤議員がおっしゃられましたとおり太宰府市には2,970万円の内示を受けております。3月補正におきまして326万8,000円、今6月補正におきまして2,274万1,000円をそれぞれ計上させていただいておるところでございます。また、筑紫野太宰府消防組合における緊急雇用分として124万円を合わせますと、総額で2,724万9,000円となっております。

なお、国はさらに経済危機対策の中で緊急雇用創出事業の3,000億円の拡充を今国会で予定しております。前回の約2倍の規模となっていることもありまして、庁内各課に雇用創出の対象事業の検討を指示しているところでございます。

もう一つのふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、地方公共団体の直接実施は不可であり、事業の実施を民間企業等に委託し、事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合が委託費の2分の1以上であることや、この基金事業終了後も独立採算で事業継続が見込まれるものを選定しなければなりません。要件が厳しく、使い勝手が悪いことから、太宰府市といたしましては現時点では事業計画を上げておりませんが、今後とも引き続き活用の検討をしてまいりたいと考えております。

次に、今後の経済危機対策関係予算の実施状況についてのご質問にお答えいたします。

国の平成21年度第1次補正予算におきまして、経済危機対策として地域活性化・公共投資臨時交付金1兆3,790億円と地域活性化・経済危機対策臨時交付金1兆円が計上されました。

公共投資臨時交付金とは、国の経済危機対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるように創設されたものでございます。現段階におきまして、本市では小・中学校

の耐震工事や地上デジタル放送に対応するためのアンテナ工事などが対象となる見込みでございます。

次に、経済危機対策臨時交付金とは、地球温暖化対策、少子・高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細やかな事業を積極的に実施できるように創設されたもので、本市には1億8,100万円が内示されております。本市におきましては、2011年度からの地上デジタル放送開始に対応できるよう市内の小・中学校を初め、各種公共施設のテレビの買い換えや学校の環境整備などを中心に、緊急性の高い事業から順次実施計画に取り入れるとともに、地域の中小企業の受注機会に配慮し、9月議会において予算を補正させていただき予定で現在事務をとり行っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金を利用しました一般市民向けの貸付制度として社会福祉協議会に預託を行い、貸付枠の拡大を行う制度を設けていただきたいとありますが、現在九州労働金庫に預託を行い、市内居住者の労働者の方々へ生活の向上でありますとか、福祉の増進を期するための貸し付けを行っていることはご承知のとおりでございます。

一般市民などへの貸し付けは社会福祉協議会、県社会福祉協議会でも貸し付けの事業を行っております。今回の経済危機対策臨時交付金がこの貸付制度そのものに交付対象となり得るのかどうか不明確な部分もありますので、調査研究が必要だと考えております。現時点では、当面既存の社会福祉協議会貸付事業制度を活用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まずですね、こういう国が緊急に行ったんですが、これに対してですが、まず県下の実情を調べてみたら、やはりこの募集をしているわけですね。太宰府市は先ほども言いましたように、平成20年度は4名で、今度は小・中学校の図書整理11名、文書保存整理に2名、あとは委託ということですが、この委託はシルバー人材センターか何かに委託されるんでしょうけど、やはり国から雇用創出ということになれば、福岡市もそうですが、福岡県の多くの自治体が国から来て一日でも二日でも働く場をという形で相談窓口を設置をして、こういう草刈りにしてもですね、そういうその落書きを消すにしても、そういう状況の中に市民のためにということになるわけですが、太宰府市ではそういう募集は一切なぜ行わなかったのかというのが1点ですが、この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 3月補正で今おっしゃいましたように今326万円で4名分ほど計上し、繰越明許として現在雇用しております。今議会に上げております6月補正でも、今言いましたように2,200万円ほど、延べで84名ほどの雇用の予定でございます。委託費も含めまして。そ

のような形で、ほぼ内示を受けた予算の大体ほとんどが今回の補正の中で消化するというふうな形になっておりまして、これ以上の事業になりますと予算の内示以上の事業というふうになるものでございますので、各課からの予定しておる考えられるもので今回は対応をしたということでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 総務部長、その84名の募集方法は登録をされた人、それからシルバー人材センターに早う言えば草刈りだとか、リサイクルボックスの分別、これはどういうふうな状況かわかりませんが、落書き、小・中学校とか公園用地の草刈りですが、これはどこに委託をするんですか。それとも、一般募集をして84名は集めたんですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 基本的に、委託につきましてはシルバー人材センターのほうに委託するように考えております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、雇用創出というのは早う言えば市が補助金を出している団体、しかも出資をしているシルバー人材センターの方々にお願いをするというよりも、目的自身が雇用創出、失業したりセーフティーネットで失業保険はもう切れている、そういう人たちのためにと、これが目的なんですよ。緊急雇用。ところが、シルバー人材センターにというのは今まであるいろんな形でやっているところにやるよりも、なぜこういう補助金があるものを募集をかけてやらなかったのかというのが私の考え方ですが。それは何に使っても構わないって書いてますよ。委託もしてもいいとも書いてますが、本来の雇用創出、緊急事態だと。麻生首相がこれだけ景気回復のためにということですが、シルバーに登録された方、会員でないという仕事が回ってこないというよりも、はっきり言って60歳で退職になり、わずかな年金で一日でも二日でも働きたい、こういう状況の中にやるのが緊急雇用創出事業じゃないかというふうに思っているんですが。こういうその募集のうち84名の部分、実質には臨時職員4名と小・中学校の図書整理11名、保存文書、台帳整理2名ですが、17名はこれは登録された者を雇用したんですか。一般募集ですか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今回このことにつきまして臨時職員等の登録の募集を広報のほうにも掲載しましてですね、この辺の登録していただいた方の中から、今回雇用として臨時対応を行っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そうすると、何名ぐらいの応募があったんですか。以前からの登録されている者と新規に応募したのかと。緊急雇用創出によるその公募を行ったというのは、広報私いつも目を通しておりますが、そういうのは載ってませんでした。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 広報のほうで随時臨時職員の登録は行っておりますけども、そのことについてまた追加で登録してくださいということを掲載、載せております。

それと、緊急雇用創出事業につきましては、この交付金の対象事業というのが直接雇用もいんですが、地方公共団体がシルバー人材センター等に事業を委託することも可能ということで、対象事業として上がってきておりますので、効果として非正規労働者等のための次の雇用へのつなぎの就職機会の創出ということが目的でございますので、今おっしゃいますように広く呼びかけてたくさんの方が雇用できればベストかなと思いますけれども、補助金の枠の中で今回市としては対応をしてきておるものでございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だからね、行政がやり方として国が国民の税金でこの不況をという状況の中で補助金が来た。だから、県下の中ではいろんな相談窓口を設けてやっている。そして、その再就職支援だとか緊急人材育成だとか就職支援活動、こういう国の予算があり、雇用創出として緊急雇用創出事業に3,000億円、それから生活福祉貸し付けの充実に702億円、それから住宅の入居の補助金だとか雇用、生活保護の適正な実施、それからセーフティーネットの貸し付けとして市が証明をすること、それから子育て応援特別手当、それから安心こども基金、高校の授業料、県の事業だとかですね、もうさまざまなものを国が出してきている。

こういう状況の中で、今のところ太宰府は最終的にはシルバー人材センターに委託をしてやろうとしているけど、本来からいうと一日でも二日でも働きたいという人たちはたくさんおられるわけですし、私としては2項目の質問状況にもなるんですが、生活保護の現在一般会計からの繰り出しは1億3,182万8,000円が当初予算にのっております。福祉事務所としてはですね、ぜひ働いてくださいとかですね、労働指導されている。そういう状況の中で軽作業としてこういう仕事がありますがといて、そこに行っていただくと、はっきり言って1日か2日で1万五、六千円ぐらいの収入があった場合は報奨金としてその金額がですね、本人のほうに幾らか生活保護に上乗せをされる。だから、そういう生活保護を受給されている方、そういう方々にもこういう窓口をあけるとかですね、やっていって、ある一定国の補助金も負担をより高率にするというのが基本じゃないでしょうかね。だから、わざわざ国からいただいた補助金の使い道が、私から言うならば間違っているんじゃないかと。何に使ってもいい、委託もしていいというけど、使い道が本来はどうあるべきかというのを私が聞いているんです。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいましたように、経済危機対策関係経費というのは15兆円ほどの国費、そして事業規模で56兆円ほどの大きな数字として国のほうが今紹介をされてきております。その中にはたくさんのメニューがございまして、大枠では示されておりますが、それが各省庁のほうに分割されまして、そして各所管のほうにいろんな制度としておりてくるということで、今とらえております。そういうことから、今現在の緊急雇用としては今申し上げましたように3月補正、6月補正等を出してまいりました。先ほど申し上げましたように、まだ

この後にも1億8,000万円の内示を受けておる分も緊急でまた出してまいります。そのような形でさまざまなスタイルで早急に、スピーディーに地域経済への波及効果があらわれるような事業として、市としても取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、またいろんな詳細がわからない部分も、メニューもたくさんございますので、その辺が見え次第ですね、今ご質問の趣旨にのっとったような形で経済波及効果を即効果が発揮できるような形で予算計上等をやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、国の交付金の7割を人件費に使いなさいという通達ですよ。それを市の外郭団体に委託をしてしまって、一番大切なその本当に年金暮らしで大変な状況、定額給付金について商工会に補助金を出して、プレミアムに1,000円つけただけで2日間でなくなった。この1,000円というこの重み、これが今の市の実態ですよ。そういう状況の中で、こういうお金をですね、どれだけ市民に行政が本当に真剣に考えているかというのをすべきじゃないかというふうに考えております。

それから、その間にちょっと先ほど部長が労働者には労働金庫がありますし、もうこれ以前も質問しました。ただし、今社会福祉協議会で貸してくれといっても、5万円が限度ですよ。しかも、保証人が要りますね。あなた検討したいと言いましたが、今度経済危機対策関係として行政に生活福祉基金貸付事業の拡充に702億円を国全体で交付したんですよ、702億円。だから、生活福祉資金貸し付けの事業がはっきり言ってこの1億8,100万円の中に入るとるんです。そのことをですね、やはりまず頭に置いていただかなきゃいかんと。ところが、社会福祉協議会に行ってもう原資はない。なかなかそういう状況ですが、労働金庫だとか事業をしている人ははっきり言って、この市の証明書をもらえればどのくらいまで借りれるかという、もうさまざまな大きな金額まで貸してくれるようになってますよね、今度の場合、セーフティーネットの関係で。倒産としたとか、就職したとか、中小企業の関係とかありますが。まず、福祉事務所長だけでは判断できないと思うんですが。市長、本当に市民の方が困っております。やはり、労働金庫が利用できるというのは、労働組合の職員組合に入っているとかですね、ダイエーの職員組合とかいろいろあるようですが、本当に退職した、年金だけで生活しよとか、国民健康保険の加入の関係もありますが、その資金をできれば今の社会福祉協議会の原資をですね、市からもう少し出してですね、枠を広げることができないかどうかは、今部長は検討したいということですが、その辺はもう少し国が今出した1億円の補助金の中にそういうものも含んでますよという指示ですが、これは検討いただけるかどうか。そして、結論をですね、もう予算上に上がってきますから。この辺はどうでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、現行の生活困窮者に対しますところの一時的でございますけれども、貸付事業制度がございます。これもむやみに増やしていきますと、貸したほうがいいのか、貸さ

なかったほうがいいのかというようなことにもなります。やはり、保証あるいは償還というふうな部分もございます。今、生活が困窮している一時的な形等々についても、いろんな要件がございます、私も社会福祉協議会の貸付制度を活用した形での相談は受けたことがございます。しかしながら、要件としてそこに財産があるとか、そういった形の中で貸し付けが要件に満たさないとかいろんなものがあるようでございます。今の5万円の範囲内でのものの貸し付けの限度額、そのものが10万円にとか、そういった形だろうというふうに思いますけれども、この辺のところ実態、状況等を把握しながら、その方向が可能であるかどうかというようなことを含めて、検討はしてみたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、私が言うようにやっぱり市民を大切にするならばね、その制度を充実してあげないとね。今、借りたいと思っても担保があるとかですね、事業をしているとか、そういう場合について国が今そういう手を差し伸べているんですが、やはり市民ではっきり言ってそういう組織的な事業をしていない。退職している部分、それから一時的に就職するまでの間とかですね、その窓口は今市にはありませんし、社会福祉協議会しかありませんから、そこに市が出資をしてやはり枠を少し上げるような状況。今、社会福祉協議会だってたった5万円借りるのに保証人が要るんですよ。だから、無担保、無保証は国ははっきり言って制度化してきたんですね。ただし、今の社会福祉協議会は保証人がありますが、そういうものもぜひ検討していただきたい。

それからですね、この1億8,100万円の中で小学校の耐震化、それからデジタル化、少子化、安全・安心という状況ですが、このこういう部分に使っていききたいと。ところが、小学校の耐震化はどのくらいの部分を考えているのか。それから、小学校の教室全部あのテレビをかえるのか、それともケーブルにつなげばデジタル化に対応できるわけですけど、そういう方法を考えるのかどうか。少子化対策については、どうしようと思っているのか。安全・安心という状況の中でですね、やはり火災警報機が義務化されますが、ある一定所得の少ない人たちにはそれなりに少しは補助をするとかですね、こういうものが考えられるのかどうか。それからですね、小学校の耐震化の問題がよく出てきますが、市営住宅も昭和五十二、三年ごろ初めて太宰府の五条にできましたが、西方沖地震で大変クラックが入って雨漏りがするようになったりしていますが、こういう市営住宅のああいうそのリフォームは考えていないのかどうか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 先ほど言いましたように、1億8,100万円の内示を受けておりますが、それ以外にもですね、まだまだ明確になっていない交付金等もございます。そういう中で今後検討してですね、9月補正までにはとにかくつくり上げて、9月補正までに計上をしていきたいというふうに考えております。その中で対象事業として該当すればですね、緊急性の高いものからやっていききたいと。もちろん、その中に市営住宅等が入ればですね、工事等でやっていき

たいというふうに検討したいと思います。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、経済危機対策臨時交付金ですから、この経済を活性化するために中小企業、そのデジタル化というとテレビ全部買いかえるというと、大手のテレビメーカーが来て全部やってしまうんですね。耐震といっても、本当にこの耐震は地元業者を中心に仕事をさせるかどうか。次から次に建設業者が倒産してますが。そして、安全・安心といえそうですね、やはり以前も原田議員が質問されていましたが、火災警報機が完全に義務化されるんだけど、所得によってはある一定の補助金も出してやるのかですね、そういう計画。それから、この市営住宅、ちょっと問題があって、あなたのほうにも相談が来ていると思うんですが、クラックが入って雨漏りがし出して、トラブルが出たというような状況があるんですが、もう30年近くたっていますし、そういう整備もやっていく。そして、この1億8,100万円について今後具体的に私どもに議会で審査もいただくわけですが、やはり当局としてどれだけ市民にこの緊急雇用を含め、そして経済危機対策をどう解決していくかはですね、執行部の中で検討していただいて、議会のほうに提案をいただく。そして、私どもと一緒に審議をし、市民に返すようにしていきたいと思いますので、1点目は終わります。

じゃあ、2点目の回答を求めます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 生活保護の相談件数を見ますと、今年の1月ごろから著しく増加をしております。前年の同時期と比較をいたしますと、2倍以上の相談件数となっております。それに伴いまして保護開始件数も増えておりまして、昨年来の経済不況が大きく影響しておるものと考えています。この景気の低迷につきましては、今後も続くものと思われれます。さらに、保護申請が増えるものと予想されますことから、福祉事務所の体制整備を図るため、今年10月から面接相談員を配置をいたしまして、体制強化に努めていきたいと考えております。

次に、失業対策としての国民健康保険税減免実施についてでございますけれども、個々の事情を見きわめながら個別に検討していきたいと考えております。滞納世帯に対します保険証の交付につきましては、病気等で急ぎ受診が必要な場合など事情をよく伺いながら短期証の交付を含め、納税相談の中で柔軟に対応していきたいと考えております。

次に、一般会計からの繰り入れについてでございますけれども、国民健康保険事業は独立した会計でございまして、運営していくのが原則となっております。医療保険としての独立性を基本にしながら、法定外の一般会計からの繰り入れにつきましては、今後の国保会計の推移を見守り、判断をしていきたいというふうに考えております。

なお、詳細につきましては担当部長のほうから回答させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 稼働能力がありながらも就労の場がなく、生活困窮に陥り、やむな

く保護を申請するという状況が多く見受けられます。これらの現状に対応すべく、福祉事務所の体制整備を図る必要があります。現在、ケースワーカー1人当たり受け持ちは100世帯となっております。国の標準80世帯を大きく超えております。このため、面接相談、申請受け付け、各種調査、家庭訪問などの業務に支障が出てきております。生活保護に関する専任の面接相談員を配置することによりまして、他の法律や他の施策の活用も含めたきめ細かな指導援助の実施及び処遇困難ケースに対する指導、援助体制の整備強化を図ることができると考えております。また、あわせてケースワーカーの負担軽減が図られるものと思っております。この面接相談員につきましては、国の補助事業でありますセーフティーネット支援対策事業費補助金の体制整備強化事業の中で配置を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、あなたのほうにですね、平成21年3月18日厚生労働省社会・援護局保護課長から福岡県を通じて通達が来たと。そして、まず福祉事務所のこういう不況時にですね、職員体制を充実しなさい、ケースワーカーの増員、それから事務補助員、就労支援専門員の体制を充実しなさいと。そして、これの人員体制については10分の10の国庫補助を対応しましょうと。緊急雇用創出事業が実施され、生活保護制度円滑実施支援事業を各自治体に指示をしているところです。特に、生活困窮者の早期発見を行いなさい。水道料金がたまっている、それから家賃がたまっておるとかですね、そういう生活困窮者を民生委員や児童委員と一体となって解決を図るようという通達が出されていることはおわかりだと思うんですが。

現在、県下の中でも太宰府市は生活保護世帯数については小郡に次いで少ない自治体ですが、やはり高齢化してくる。それから、どんどん生活困窮、年金だけでは暮らせない、失業しているという状況で増加傾向にあります。現在の状況では世帯主の指導ではないんですよ。1世帯当たりにやはりあればどういうふうに指導していくのかですね。だから、今の体制でいくのかどうか。ある一定、県に出した要望を見ますと、福祉事務所の体制については人員を要望しているということは、市は要望したものの、要望したけど今の財政じゃできんと。自立支援センターの実施については、実施の予定はないと。そういうホームレスだとか緊急一時施設については、実施の予定はないと。それから、生活困窮者の早期発見については、ここだけは実施しているという県にあなた方が回答しとんですよ。記憶になかろう。私のところにはいろんなものが入ってくるんでね。だから、問題は国が補助金まで出しましょうと言っているんですが、あなたがその職員を増やしてほしいと思ってもあれでしょうけど、市長今から先こんな100年に一度の不況時ですけど、やっぱり福祉事務所も強化しないとね。不正受給は私はいけないと思うんですよ。だから、さっき話したように、やはり自立をどうさせていくかというのが必要です。だから、一番問題はですね、今太宰府市で皆さん気がつくと思うんですが、ホームレスが見つからないでしょう。以前は、いきいき情報センターの昼間ずっと座っておられました。暑いときには図書館にいましたですね。それが今見当たらないというのは、そう

いうセーフティーネットという国の制度で、住居を一時的に3カ月間家賃の敷金も含めて、早う言えば国の制度で福祉事務所が具体的に指導してくれたんですよ。だから、今市内にホームレスがいないと。ただし、これは3カ月間の限定ですよ。この人たちに仕事をどうしてもしてもらわなきゃいかん。ずるずると健康である人に生活保護受給するというのもまたおかしくなるでしょう。この辺はどうですか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） ホームレスの仕事の指導につきましてでございますが、ホームレスの方につきましては福岡県から調査依頼が参りまして、目視をして決められた何月何日の何時から何時の間に見て回って、そこにおられたらそれはホームレスという報告をなさйтеという福岡県からの報告要請でございますが、太宰府市からはホームレスはいないという報告をしております。

また、仕事をしたいということであれば、まず私どもの福祉事務所にご相談においでいただくことが原則でございますが、こちらから出向いて仕事をどうでしょうかということにはならない。あくまでも、本人また周りの方のご支援があつて、福祉事務所に相談があつて初めて相談がスタートすると、こういう制度でございます。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、さっきも言いましたようにね、非常勤でも対応しなさいという通達が出ているんですよ。それで、非常勤職員にはっきり言って保護台帳、それからレセプト、そんないろんな部分をさせる、そしてもとの生活困窮者に指導すると。やはり生活困窮者には受給させるというのが出ていますし、市長、福祉部長を含めてですね、福祉事務所と今の実情、年々増加してくる中で対応できない、トラブル続きじゃ問題がありますので、ぜひひとつ内部検討をしてですね、福祉事務所の充実をしていただきたいと。

残りもあと十三分になりましたが、ちょっと国民健康保険の問題について次の質問に入ります。

まず、お聞きしますが、納税課、税務課職員がですね、大変納税に努力いただいて徴収率も大変向上しておりますが、やはり固定資産税だとか市民税が最優先されて、最終的には国民健康保険税が滞納になる経過があります。それで今、健康保険証を送っていただきましたが、やはり健康保険証はあなたは資格がありますという白い健康保険証が送られております。だから、そういう滞納世帯、私の手元にありますのは、昨年の9月15日現在で1,127、前年よりも少し減っております。短期の部分についても、前年よりも、6月よりも少なくなっておりますが、子供のいる世帯として乳児が12、小学生が35、中学生が28、こういう状況になっておりますが、まず以前質問をしましたように、子供には何も罪もないという状況の中で、この方たちにはまず健康保険証を送られたのかどうか。それから、滞納者には資格証明書を送付したのか。この辺をまずお答えください。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） まず、子供さんの保険証でございますが、義務教育までの子供さんのおられる保険証については、全員送付をいたしております。

それから、資格証明書でございますが、410世帯に送っております。これは前年度と比較しますと、マイナス17となります。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） だから、あなたが国民健康保険の加入者で滞納しておりますよ、資格証明書があります。これを持っていけば、普通は3割負担ですが、10割負担で治療ができますよと言いますが、国が通達を出したのははっきり言って緊急やむを得ず滞納者でも特別な事情があれば短期の保険証、この早う言えば資格証明書を短期保険証にかえるということですね、特別な事情という問題が出てきましたが、国保年金課でそれを対応するのか、納税課で対応するのか、この辺はいかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 対応につきましては、国保年金課で対応をいたします。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） そこで、国が言い出したのは後期高齢者で、無年金者で健康保険証の取り上げはできるだけ病気にかかっている人について、また病気にかかろうとする人には取り上げてはならない。国民健康保険も特殊な事情があれば、滞納者にも健康保険証を出しなさいという通達が出ました。だから、それを守っていただきたい。

ところが、今の太宰府の国民健康保険連結決算しまして、今までは国民健康保険というのは長年1本でした。ところが、いつの間にか次から次に国民健康保険の業務というのは大変な状況です。前期があったり、後期があったりですね、早う言えば介護があったりですね、老人医療とかもういろいろ実務も大変な状況であれですが、今春日市も那珂川町も筑紫野市も、それから大野城市もやはり一般会計から繰り入れを行っています。それなりに太宰府市の国民健康保険というのは応能応益や均等割もこの辺高いわけですが、このままだと国民健康保険が赤字になる可能性があります。太宰府市はどういうわけか知りませんが、医療機関も多い関係があるかわかりませんが、先ほども質問あっておりましたが、どうしても基金もないと。基金も10万円そこそこしかないですよ。これでインフルエンザが起こったり、何か大きな病気があったらもう大変ですよ。だから、それなりに一般会計からの繰り入れを、経過を見て判断ということですが、以前は私も国民健康保険の運営協議会をずっと長くさせていただいたことがありますが、一般会計から繰り入れてどうにかこうやっていたんですが、それなりに一般会計に繰り入れていただいでですね、やはり安定化する必要があるんじゃないかと。そうしないと、連結決算じゃ完全な国保の国民健康保険赤字になりますが、その辺は今年の判断が必要になってきますが、今年は繰上充当しましたからどうにかいいですが、来年どうするのか。だから、その判断力が早く求められますよね。その辺、最後に市長の考え方を。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ただいまご指摘のように、現在の国保事業等については収入のほうが入りが少ないというようなことがありまして、赤字を出しておるのも事実でございます。そういったことがありまして、一昨年税率の改定をいたしました。累積赤字が今年までございます。来年度等については税率をアップしておりましたので、その辺のところ等については吸収できるのではないかなと。そのことが何年継続して黒字に転換するのかなというようなことについては、医療費の伸びとの絡みがございますので、ここの中で断言はできませんけれども、一時的な形として数年は黒字のまま行くのではないかなというふうに思っています。ただ、国のほうが国保の改正を行うようでございます。中間の部分に負担が来ないように、限度額を引き上げるというふうな新聞報道等もございます。私どもはこの医療費の問題、国保の問題等々については、むしろ県市長会、あるいは九州市長会、全国市長会通じて医療費の一本化の問題、大きく言いますと一元化をしてほしいというふうな要望をしておるところでございます。

それから、一般会計の繰り入れ等々については他の社会保険あるいは職域保険とのバランスもありまして、これは限界があるのではないかなと。一定程度独立採算制でございますので、そういった営業、あるいは経営努力をした中で判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ぜひ国の緊急雇用創出事業として、経済対策として1億8,100万円、これを本当に経済対策としてこの地元の雇用や中小企業の育成、市民が安心して暮らせるような形で検討をいただきたいのと、平成21年3月10日に生活保護関係の通達、それから平成21年1月20日に国民健康保険に対するこの支給と補助の内容の通達が出ておりますので、やはりこの内容を含め今後緊急雇用や福祉、健康保険の運営についてはですね、国の指示に基づいて運営をしていただくことを強く願って一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、明日6月16日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年6月16日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|---|
| 1 | 小 柳 道 枝
(10) | <p>1. 学童保育所の環境整備の充実について
市内7つの学童保育所の環境整備がなされている中、太宰府東学童保育所の改善が遅れている理由と今後の計画について伺う。</p> <p>2. 観光と交流について
機構改革で観光交流課が太宰府館に設置された。そこで伺う。</p> <p>(1) 本市の目指す観光と交流とは。</p> <p>(2) 姉妹友好都市等との今後の交流計画</p> <p>(3) 国際交流の視点からの観光と交流について</p> |
| 2 | 清 水 章 一
(13) | <p>1. 新経済危機対策と本市の取り組みについて
国の平成21年度補正予算案には環境、福祉、子育て支援などに重点を置いた地方向け「基金」などが数多く盛り込まれている。昨年度の第1次、第2次補正予算、新年度予算、補正予算で示された国の施策と本市の取り組みについて伺う。</p> <p>2. 健康診断について
健診は、健康を保つためにも大きな役割を占める。受診率アップのための施策について伺う。</p> |
| 3 | 福 廣 和 美
(18) | <p>1. 少子高齢化対策について</p> <p>(1) 交通対策
まほろば号とデマンドタクシーについて</p> <p>(2) 住宅対策</p> <p>2. 定額給付金支給について</p> |
| 4 | 長谷川 公 成
(3) | <p>1. 市民農園について</p> <p>(1) 本市が取り組んでいる事業の目的。また、農地の他に附帯して貸し付けできるものはあるか。</p> <p>(2) 今年に入ってからの新規申し込み者数は。</p> <p>(3) 今後新たに農地を増設する計画はあるか。</p> |

| | | |
|---|----------------|---|
| 5 | 門 田 直 樹
(9) | <p>1. 総合体育館の建設について</p> <p>現在の体育センターでは小規模のイベントしか行えず、各競技団体の大会等では市内の高校や大学の体育館を借用している。中には地元が主催でありながら市外遠方の公共施設を借りる例もある。総合体育館の建設について今後の見込みを伺う。</p> <p>2. 男女混合名簿の問題について</p> <p>相変わらずジェンダーフリーの考えによる男らしさや女らしさの否定が散見される。特に教育現場における男女混合名簿は、成長期の人間にとり、自我の確立の過程に強い悪影響があると思われる。各学校の実態と改善策について伺う。</p> |
| 6 | 橋 本 健
(7) | <p>1. 教育行政について</p> <p>(1) 学校における現状と対策は。</p> <p>沈静化した雰囲気の中、実情はどうか。市内小・中学校11校のいじめや不登校の現状と対策について伺う。</p> <p>(2) 青少年対象の社会教育強化策は。</p> <p>青少年の非行や凶悪な犯罪は後を絶たず、日本の将来を悲観する声は多い。我々大人が正しく導く責任があるが、行政として今後青少年育成をどう考えるのか。その強化策について伺う。</p> <p>(3) アンビシャス広場づくりの推進について</p> <p>本市には5カ所のアンビシャス広場があり、それぞれが特徴を出し地域で子どもたちの育成に力を注いでいる。外遊びを通して心と体が育つアンビシャス広場づくりの推進について市長の見解を伺う。</p> |
| 7 | 佐 伯 修
(15) | <p>1. 吉松・向佐野地域の道路計画、危険な交差点について</p> <p>(1) 市民プール前、落合橋の交差点の横断歩道設置について</p> <p>(2) 吉松、山崎設計前の変形した交差点改良について</p> <p>(3) J R 水城駅前通りの拡幅、また、旧百田商店前の J R 踏切交差点改良計画の進捗状況について</p> <p>(4) 下川原橋近く的高速道路トンネルから吉松 J R 中道踏切を
通り、県道31号線への道路計画について</p> |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | |
|----------------|----------------|
| 1番 原 田 久美子 議員 | 2番 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番 長谷川 公 成 議員 | 4番 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番 後 藤 邦 晴 議員 | 6番 力 丸 義 行 議員 |
| 7番 橋 本 健 議員 | 8番 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番 門 田 直 樹 議員 | 10番 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 安 部 啓 治 議員 | 12番 大 田 勝 義 議員 |

13番 清水章一 議員

15番 佐伯修 議員

17番 田川武茂 議員

19番 武藤哲志 議員

14番 安部陽 議員

16番 村山弘行 議員

18番 福廣和美 議員

20番 不老光幸 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市長 井上保廣

教育長 關敏治

協働のまち
推進担当部長 三笠哲生

健康福祉部長 松永栄人

会計管理者併
上下水道部長 宮原勝美

総務課長 大薮勝一

協働のまち
推進課長 諫山博美

環境課長 篠原司

福祉課長 宮原仁

国保年金課長 木村裕子

都市整備課長 神原稔

観光交流課長
兼太宰府館長 城後泰雄

教務課長 井上和雄

生涯学習課長 古川芳文

副市長 平島鉄信

総務部長 木村甚治

市民生活部長 松田幸夫

建設経済部長 新納照文

教育部長 山田純裕

経営企画課長 今泉憲治

市民課長 木村和美

人権政策課長兼
人権センター所長 蜷川二三雄

保健センター所長 和田敏信

子育て支援課長 原田治親

建設産業課長 伊藤勝義

上下水道課長 松本芳生

学校教育課長 小嶋禎二

監査委員事務局長 井上義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 松島健二

書記 浅井武

書記 茂田和紀

議事課長 田中利雄

書記 花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（不老光幸議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔10番 小柳道枝議員 登壇〕

○10番（小柳道枝議員） おはようございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、2項目について伺いいたします。

まず1項目めは、学童保育所の環境整備の充実についてお尋ねいたします。

本市では、かぎっ子、共働き家庭、母子、父子家庭の子供たちの放課後の生活の場づくりとして、一定の時間、生活指導を行うことにより児童の健全育成を図るため、昭和50年に条例を制定し、同時に7つの学童保育所を各小学校の敷地内に設置されました。当時の学童保育所は、プレハブづくりの建物で冷暖房もなく、夏は扇風機、冬はストーブなどで対応されていたようであります。年月がたち、建物の老朽化が進む中、夏休み、底冷えする冬休みの期間中に朝8時半から夕方5時までプレハブづくりの建物で過ごすのは、非常に厳しい状況であったと想像いたします。

そういう状況の中で、学童保育所に子供を預ける保護者の間で、子供たちを安心して預けられるような環境整備を求める声が学童保育所において要望として出てきたようであります。しかしながら、全学童保育所がすべて同じ要望ではないことから、市の担当課との相談窓口を一本化することを目的として代表保護者会を設け、担当課との話し合いをされていたようであります。その当時は、学童保育所の所管は福祉課であったことから、学校の敷地内にある学童保育所がなぜ学校教育課の所管ではないのか不思議に考えておりました。その後、保護者会と市の相談窓口が一本化されたことで各学童保育所の条件整備が進められ、水城学童保育所の建てかえなど対応がなされてまいりました。また、平成15年の機構改革において、学校の余裕教室活用のため学童保育所の所管が学校教育課へと移行されたことにより、各学童保育所の環境整備がより一層進められたことは、本当に喜ばしいことだと思います。

このように、各学童保育所が建てかえ、余裕教室の活用、増設と進んでいく中で、なぜ太宰

府東小学校内の学童保育所だけが以前のままなのでしょうか。今まで改善されなかった理由と今後どのような計画があるのかお伺いいたします。

次に2項目めとして、観光と交流についてお尋ねいたします。

本市では、九州国立博物館の開館とともにさらに観光客も増加し、天満宮参道には観光客の人並みが絶えることもなく、にぎわいを見せております。観光都市、学園都市太宰府として、国内はもとより海外からの観光客、またアジア諸国からの留学生も数多く市内の大学へ通学されている姿をお見かけいたします。また、本市は韓国の扶餘邑とも姉妹都市、国内2つの都市と友好都市を結んでおり、相互に行政間、市民レベルでの交流を深められております。

そのような状況の中、本年4月1日の機構改革において新たに観光交流課を太宰府館内に設置されておられますが、留学生や市民との交流という観点から見ると、とても人的な交流が行える場所とは思えません。このようなことから、次の点について質問いたします。

- 1、本市の目指す観光、そして交流とは。
- 2、姉妹都市、友好都市との現在の交流の状況と今後について。
- 3、国際交流の視点からの観光と交流について。

以上、3点についてお伺いいたします。再質問は自席にて行います。答弁につきましては、項目別をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 学童保育所の環境整備につきましては、開設年度の古い順及びその他改修などの必要が生じた学童保育所から順次整備をいたしております。ご質問の太宰府東学童保育所は、開校年であります昭和59年6月に開設をし、市内で一番遅く開設された学童保育所であり、必然的に整備は最終となりましたが、今後整備が必要な箇所につきましては整備を行ってまいります。

また、国の放課後児童クラブガイドラインで1放課後児童クラブの規模は最大70人までとされており、年間平均70人を超える放課後児童クラブにおいては分割等を行うなどして適正な規模を保つこととなっております。平成22年度から70人を超過するクラブについては運営費の補助金申請ができないとなっております。その関係で、平成20年度は水城西学童保育所を2分割いたしまして、今年度は水城学童保育所を2分割するため教室を改修する予定でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ただいまのご答弁では、昭和59年に太宰府東小学校は建てられて、一番開校が遅かったと、それで年次をかけて古い学校のほうから建てかえられたというご答弁と思います。そしてまた、水城学童保育所が改修されるということは、本当にすばらしいことだと思います。

でも、そのような中でですね、なぜ、実はこの質問は平成11年から私は3回にわたって学童

保育所の充実を訴えてまいりました。その中で、あれから10年たっているわけなんですよ。10年の間に6つの学童保育所は余裕教室、それから建てかえ、改善がなされてきました。そういう状況をですね、太宰府東小学校の学童保育所の保護者はもちろん、そこで生活している子供さんというのは考えたことありますか。改修の予定はいつごろあるのかなのか、日時、予算、その辺をお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 各学童保育所それぞれ今まで改修してきた経過につきましては、児童数が増えたとか、それから先ほど申し上げましたように開設年次が古いために老朽化したということで取り組んでまいりました。先ほど申し上げましたように、太宰府東学童保育所につきましてはいろいろ点検もしておりますし、改修ということは今後考えておるところで、改修というか整備を含めてですね、老朽化した箇所ないし危険な場所につきまして安全策をとりたいというようなことも確認しておりますので、そのあたりを順次年次計画で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） その年次計画とはエンゼルプランか何かに入っているんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） これは私どもがいろいろ学校からの要望というか、そういう要望を聞きながらですね、建設計画、改修計画を立てていくという計画でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということは、太宰府東小学校の保護者会のほうからは要望がない、そして、今こちらにありますけれども、太宰府東小学校の児童数は全校で320名なんですよ。クラスにして13クラスなんですよ。ということは、設立当時にはこの学校はとても児童数も多かったと思うんですよ。今現在ですね、余裕教室がたくさんあると思いますが、その辺の把握はされ、そしてまた保護者からの要望がないから手つかずにあったということなんですか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 要望と申しますか、実際そういうそのお話、改修ですかね、改修しなければならぬというようなことも、ちょっと今の時点では緊急な分ということではとらえてはおりませんで、今後そういう計画を持って水回りとか老朽化した部分の改修、それから今おっしゃってますように余裕教室も確かにあると思いますので、余裕教室のほうがいいのか、それとも現在の分を改修して、また整備していくほうがいいのかということも含めましてですね、近々そういう計画を持っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） いや、ちょっと現状申しますけど、今の太宰府東小学校の学童保育所は40名ほど入所、通ってらっしゃるようです。ただしですね、プレハブのまま、網戸はあり

ます、冷暖房も整備されました。ただし、校庭開放でいろんな団体が校庭を使い、その中で子供たちは学童保育所に通ってます。そして、それで一番困るのがですね、学校開放のトイレを使っております。雨が降ったときには傘を差して行きます、トイレに。50mあるかないかの距離ではありますが、ただしこのトイレはですね、管轄外かとも思いますが、電気がないんですよ。ご存じでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） トイレに電気がないということは知りませんでした。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ということはね、前その以前は厚生労働省の管轄で福祉課にね、担当でした、子育て支援課が。何のために学校教育課に移ったんですか。その辺を少しですね、歩いて回ったらわかることでしょ。子供たちが不便さを感じているんですよ。その対応はどのようにお考えですか。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 私の手元にあります資料ですと、例えば太宰府学童保育所ですと、昭和51年に開設いたしまして平成14年に改修というような状況でございます。太宰府南とか水城、水城西あたりはちょっといろんな関係がありますが、国分学童保育所が昭和57年に開設いたしまして、ちょっと人数が増えた関係で増設するというなことを平成20年にしております。こういう単なる年度だけで割り切るわけにはいきませんが、大体経過年数等々、それから施設の現状等を見るとですね、補修なり改築なりそういうふうな時期に入ってきているということは把握しております。ただ、さきに部長が申しましたように、ちょっと申請の基準等が急に変わったりして、水城小学校のほうを先にしなくてはならないというな突発的なこともございます。そういうこともございますので、何年度にどうするということをはっきり申し上げた方がいいんですけれども、そこまで申し上げますとやはりそのときにしないとまたいろいろ説明が難しくなりますので、そういう状況にあるということは認識しておりますし、また市長部局とも十分話し合いたいと思っております。

それから、校舎のほうをですね、使えばという話ですけれども、やはり部屋はあいておりますけど、使うとなりますと施設の改修、区切りとかを含めてですね、しなくてはなりませんので、あいているから即使えるというな状況じゃなくて、やはり計画的な使い方、それから今後の太宰府小学校の校舎をどんなふうを活用するかという見込みもしながら改造しなくてはならないと思っておりますので、どうかよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 本当にほかの学校が整備が進んでいるのはですね、通っている子供さん、安心して預けている保護者の方ですね、本当に喜ばしいことだとは思いますが、しかしながらですね、こういうね、取り残されたって言い方ちょっとひどいかもわかりませんが、取り残された太宰府東小学校の子供たちのことも考えてほしいなと。そして、できるだけ早急

にですね、改修。改修といいましても、結局あの場所に改修の計画、だから私は先ほどから計画があるのかないのかそれを聞いているんですけども、その辺は計画はあるんですね。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 整備をしていくということは、今、幾つかの問題点、今現在ある施設の危ないところとかということも把握しておりますので、そういったものを含めて整備をしていくということを含めましてですね、計画を持っているということです。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 計画があるということだけみたいですけど、なかなか前に進まないような話なんですが、それと同時に先ほど私がトイレの問題を話しましたが、その辺はどのように対応なさいますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 先ほど申し上げましたように、トイレの分については私もちょっと現場までですね、知りませんでしたので、もう一回現場に入りまして、そしてまた改修の方向とかいろいろな今後の手だてを考えていきたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） これは急を要するんじゃないかなと思うんですよ。結局、今は6月、7月、8月と日が長うございますが、雨が降ったりしますとね、やっぱり周りが暗くなりますので、そういう電気のないところに子供さんたちが傘を差して、ね、そのトイレを利用する。そしたら、またその中には、校庭で利用されている大人もいろんな方がいらっしゃいます。どなたが入ってもおかしくないトイレなんですよ。ですので、その辺をですね、十分に把握なさって早急な対応をお願いしたいと思います。

そして、この学童保育が今充実されたのはですね、せんだっての10年前の保護者たちですね、行政が言うことを聞いてくれんて、だけんどしたらいいかねって、その中で保護者会を立ち上げて、自分たちが今動いたら、自分たちの子供はこの学童保育所には入れないかもわかんないけども、整備はできてない学校で卒業していくかもわかんないけど、次の世代の保護者、子供たちが安心して生活できるような、暮らしていけるような学童保育所になってほしいという強い要望があったということをお忘れにならないように。そして、全学童が、太宰府の子供たちが、未来を担う子供たちが安心で、ね、安全で、そして豊かに生活できるような場づくりを強く要望いたしまして、この質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、2項目めの観光と交流について3点お尋ねでございますので、私のほうからお答えします。

まず、1点目の本市の目指す観光と交流とはについてですが、観光は地域経済の活性化、雇用機会の増大など経済の発展に寄与するとともに、国際相互理解を増進するものと考えております。今後とも観光基盤の整備を図るとともに、古都太宰府の魅力を引き出し、向上させて、

国内外を問わず、より多くの来訪者の確保を目指してまいります。また、交流については、高速通信網や情報通信技術の発達に伴いまして、社会、経済、文化などあらゆる面で国境や自治体の枠を越えた地域間交流の推進が今後ますます求められていきます。そのため、長期的視野に立ちまして、市民全般にわたる広範な草の根交流を推進してまいりたいと考えております。また、本市は、国内はもとより海外からも多くの観光客が訪れる目的地となり得る財産とも言うべき名所、旧跡、歴史があり、九州国立博物館の開館もその価値をさらに高めているところでございます。このように、本市が有する観光地としての財産を活用し、友好都市間において互いの都市を多くの市民が相互訪問するような観光交流も推進してまいります。

2点目の姉妹、友好都市等との今後の交流計画についてですが、現在締結している3都市との連絡や情報交換をこれまで以上に密に行いまして、小・中学校の教育交流や文化、スポーツ交流等に取り組んでいきたいと考えております。現在、太宰府西小学校ほか2校において大韓民国、扶餘の小・中学校との姉妹校交流の取り組みが行われていますほか、昨年は姉妹都市締結30周年を記念いたしまして市民訪問団を結成し、扶餘を訪れ、百済祭りへの参加や扶餘郡長さんとの歓談もできました。また、平成22年度には、奈良市の平城遷都1,300年祭が大々的に開催されます。当市といたしましても、友好都市でもある奈良市、また平城京ゆかりの地ということもあるため、例えば市民訪問団による交流ができないかなど、できる限りの平城遷都1,300年祭の盛り上がりには協力をしていきたいと考えております。

3点目の国際交流の視点からの観光と交流についてですが、4月の機構改革におきまして国際交流協会も太宰府館の中に入っております。太宰府館には駐車場がなく、車での来館が不便であるため、以前のいきいき情報センターのように気軽に立ち寄りにくくはなったかと思われます。しかし、天満宮参道にはさまざまな国の言葉が飛び交っておりまして、太宰府館を拠点としての事業、例えば留学生による通訳ボランティアを兼ねた観光案内などを計画していきたいと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 立派なお答えで。おっしゃっていることはよく理解できます。けども、市民レベルはどうなっているんですかね。確かに、観光と交流が機構改革において太宰府館になされました。太宰府館はもう皆さんがご存じのとおり、駐車場なし、交通の利便性なし、留学生は九州情報大学、ね、があります。でも、短大も大学もバスを利用して、駅前からピストンで学校まで行きます。けど、あの太宰府館にですね、駐車場がないでしょ。まほろば号はありますよ。私どももいろんな用件があって太宰府館に行くときには、500円を支払いまして行きます。それか、ちょっとごめんなさいと知り合いのところに車をとめさせて行くかバスで行くか電車で行くか。これだけですね、例えば留学生がですよ、これだけ300人、400人、500人と太宰府に通ってます。以前、その太宰府館にあったときにはですね、触れ合いができました。やっぱり会議だけでね、交流ができるとは私は感じません。ふだんのおつき合

い、ね、本当に殻を破った、あ、こんにちは、今日何しているのと言えるようなところから留学生、外国の方は近づいてきます。心の交流が必要だと思うんですよ。

観光というのは、今説明がありましたけども、今現在、太宰府には本当に中国、台湾からの豪華客船でお見えになっている富裕層がいらっしゃいます。太宰府に参拝なさる、天満宮さん行って参道を歩かれてますけども、お買い物するものがないんです。お話を聞きました、ほとんど天神の大きなデパートで何十万円とお求めになって船にお乗りになります。太宰府には何しに来るんですか、何を求めてお客さん来るんですか。私たちも、観光に行くときにはお店に寄りますよ。そしたら、あ、お漬物一つでも買ったりとか、あ、これお土産にしようとか、これが普通の観光客のあり方じゃないんでしょうか。太宰府で梅ヶ枝餅を一つ食べて中を歩くと、思います。ただ、その交流の場というのが必要だと思うんですよ。太宰府館で本当に交流できてますか。再度お尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 観光と交流というですね、2つの概念のようなご質問でございますけども、観光というのは地域のすぐれたものを見る、見せるというようなことの本質であるというふうに考えております。そういうことから、交流の本質でもあるお互いを尊重して相互理解するというようなことの平行線として同じようなものであろうというふうに考えております。そういう中で、物理的に太宰府館のほうで交流が行われているのかと言われますが、今現在はまだ移ったばかりで、国際交流協会としての事業はそれほどまだ組んではおりません。しかし、あそこへの来訪者の方、前の小鳥居小路を流れる外国人の方の数も増えてきておりますので、今後そういう方たちに対する外国語表記での案内板とかですね、そのようなものも物理的なものを含めて広げていく。そのためにも、国際交流協会が入ったその有効性、効果を出していきたいというにも考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 今のご答弁の中で、国際交流をも含めたところで活用していきたいと、おいおい小鳥居小路にも外国の方がお見えになっているということでございますけども、そこでお尋ねなんです、平成15年から平成21年4月までの機構改革の図を今持っているんですが、平成15年にはたしかいきいき情報センターにですね、文化振興課の中に国際交流はあったように思います。そのころからが大体国際交流の充実という形でなってきたと思います。その後、平成19年も庶務課で3名の職員さんでございました。その当時は、観光課というのは建設部にあったようにあります。その後、機構改革がころころころころ変わって、建設経済から庶務課、総務のほうに移りましてこの4月1日になったんですが、今、観光交流課の職員は3名となっております。以前は、庶務課のほうで3名、それから観光係で3名、6名おりましたのが、観光交流課になって3名というふうになっているんですが、それと同時に今、国際交流委員さんという形で韓国のほうから1人お見えになっておりますけれども、その方たちの

活用方法と、その3名で観光と交流をどのように進めていかれるおつもりなんですか。3名で大丈夫なんでしょうか。前は6名だったと思います。いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） これまでの組織改革の中でいろいろと人数及び配置、所属課が変遷をいたしてきております。現在、今おっしゃいますように、太宰府館の中でも観光交流課として3名ですかね、課長入れて4名の職員及び韓国の交流委員、そして国際交流協会の嘱託職員という形の中で対応を行っております。多い少ないという議論もございますけれども、そういうことも含めてちょうど国際交流協会が30年たって、やはり一度原点に返っての見直し、そして事業のこれからの将来を見据えてですね、交流面も含めた事業を組み立てていかなければならないというふうに考えております。そういうことから、人的なものは今後の事業計画やその辺の活動方針、そして活動のあり方について、また組織としても対応を考えていかなければならないと思っております。一人一人の行動のですね、職員の活躍を期待しておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） 職員さんの活躍に期待するということですが、職員さんの環境づくりが先ではないかなと私は思うんですよ。もう言わずともわかると思いますが、あの狭い中に何人ですかねえ、6人、観光課も入ってますね。だから、7名ほどいらっしゃるんですよ。あの坪数、何坪ありますか。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 坪数としてはちょっと正確には記憶しておりませんが、確かに全員がそろそろ少し息苦しいぐらいのですね、部屋の窓がまたちょっと少ないもんですから、ちょっと厳しいかなという気はいたしております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） そこまでご存じならですね、なぜそういう狭いところに押し込めないかんですか。私たちは行っても、立って話をしなきゃいけないんですよ。お客さんが見えてもね、座るスペースもないんですよ。わざわざ外に出て、そうすると具体的な話はできませんよ。そういう環境整備というのはお考えになられることはありませんかねえ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 非常にご迷惑をおかけしておると思います。あそこの基本的に職員そのものが全員がそろそろということがちょっとないという前提でですね、土日もそれこそ最初は365日あいておりましたので、ほぼ全員がそろそろということではなく、それぞれまた日常の日勤のときにおいては中の案内のカウンターにいるとかということで考えておったものですから、だからそういう形で今のスペースの中で動いております。そういう中に、またいろんな観光、国際交流協会ですか、そちらのほうも入ってきたという形で厳しいとは感じておりますけど

も、打ち合わせ等については、そういう打ち合わせするスペースは逆にいろいろ持っておりますんで、そういうところの活用をしていただくというのが現実的対応ではないかというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） ぜひともですね、職員の働く場所の環境整備と、それからまた太宰府館という観光地の一等地にありますので、エントランスというんですかね、前のほうのあいたところですね、週に何回かイベントをすとか、例えば朝市とか夕市とか、地元ね、名前も地域活性化複合施設という立派な名前がありますので、太宰府館だけではありませんから、地域に還元されるような、本当に喜ばれる太宰府館の活用をお願いをいたしたいと思います。

そして、その中にですね、ゆめ畑さんとか、今結構アンテナショップというのがはやってますよね。友好都市、ね、韓国もあれば奈良もある、ほれから多賀城もありますよね。だから、中にもフリマボックスというのがありますよね。フリマボックスを活用したり友好都市のアンテナショップをですね、つくったりとか、いろんなバージョンもあるんじゃないかなあと思うんですよ。だから、友好都市であればこそできると思います。今度、政庁まつりに多賀城さんとか対馬のほうからも交流がお見えになるという話を聞いております。その辺を踏まえても、太宰府館の活用をもう少し具体的にお考えになることはありませんかねえ。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、ご提言いただきましたように、いろんなスペースの活用の中にフリマボックスと同じような形で、アンテナショップというのは当初のほうから大体考えとしては持っておりました。そのときに、利益を上げるようなことになるのかどうかというですね、その営業関係のものもあって途中で頓挫したようなところもございますけども、常にその辺考えておりますので、今回のご提言いただいたこと含めてですね、今後の計画の中でまた検討して、できることなら実施していきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員。

○10番（小柳道枝議員） だから、利益を上げたらいけないというところはもうちょっと突っ込みませんけども、例えばですね、アンテナショップがわりにすとか、市民の方が、あの地域の方がちょっとお野菜を買いに行くとか、そういうスペースを業者に貸すとか、そういうふうに考えていけば人も動く、人も見える、お買い物もできる。いいんじゃないかなあと思うんですが、そういう方向性も考えていただけたらと思っております。

ですので、これからはやっぱり国際都市太宰府、学園都市太宰府、本当に観光客が毎年毎年多くなりよります。そういう中で、太宰府の歴史と文化を大事にし、そして人と人が交わえられる交流、本当に心で触れ合えるような、そういう国際都市を目指してほしいと私は思います。本当に役所の方も大変かもわかりませんが、ね、行政間、市民の草の根交流とおっしゃってますので、それを支援するような形で、どうぞこの交流を続けていってほしいと思います。ど

うぞよろしく願いいたします。

以上をもって終わります。

○議長（不老光幸議員） 10番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず最初に、政府が行っております経済危機対策と本市の取り組みについてお伺いをいたします。

昨年の9月、リーマンショックが引き金となりまして、100年に一度と言われる経済、金融危機が日本に大波のごとく襲いかかり、政府・与党は切れ目ない連続した経済対策に取り組んできました。しかし、想像をはるかに超える景気後退の中でいま一段の対策を講じなければ、景気は底割れしかねない状況が続いています。

そうした中、市長も本会議冒頭に述べられましたように、本市においても4月、定額給付金の支給が始まり、太宰府市商工会が発行したプレミアム付き商品券も発売翌日には完売するという予想以上の反響で、大変驚いております。これにあわせまして、子育て応援特別手当、高速道路料金1,000円などの施策で、街角景気の物差しである景気ウォッチャー調査にもあらわれ、5月中旬に内閣府が公表した4月の調査では4カ月連続上昇と公表をされました。こうした経済対策をばらまきということは無責任に述べる人がいますが、私は違うと思います。何をばらまきというか、答えられる人はいません。要するに、選択と集中があるかどうかが大事なのではないのでしょうか。

経済は人々の感情で動きます。需要創出につながる対策は当然として、公明党は生活の安心があって初めて消費が拡大できるとの考えのもと、国民の安心感をはぐくむよう強く主張し、その先頭に立って取り組んでおります。昨年度の第1次、第2次対策が本市ではどのように展開をされたのか、市民にどのような生活の安心をもたらしめているかを総括しながら、国の総力を挙げた矢継ぎ早の史上最大の経済対策に呼応して、我が市も時を逃すことなく、適切かつ大胆に次の一手を打っていくことが極めて重要であります。

そこで第1点目に、昨年度の国におけます第1次、第2次補正予算の取り組み状況についてお伺いをいたします。

第1点目に、その第一は何といっても雇用の安心対策です。国の雇用調整助成金は、本年2月だけで約187万人もの雇用を守るなど大きな効果を発揮しております。本市としても、国のこうした雇用対策で地域の元気回復のために現在どれだけの雇用の対策が行われているのかお伺いをいたします。

第2点目に、本市の中小、零細企業は、業況の悪化により、昨年末から年度末にかけての資金繰りが大変に苦しい状況に追い込まれている声が私どもに寄せられております。国の中小企

業の資金繰り支援策を利用するためには市町村の認定が必要ですが、本市ではどれだけの認定がなされているのでしょうか。本市の中小、零細企業の経営状況をどのように認識され、支援をされようとしているのか、あわせてお伺いをいたします。

第3点目に、2兆円を超える家計緊急支援対策費による定額給付金、子育て応援特別手当の本市の進捗状況、出産育児一時金の増額、妊婦健康診査臨時特例交付金、介護従事者処遇改善臨時交付金、障害者自立支援対策特別交付金、地域活性化・生活対策臨時交付金などの本市の取り組み状況についてお伺いをいたします。

第2項目に、国の新年度予算、補正予算で示されました経済対策への取り組みについてお伺いをいたします。

第1点に、平成20年度までは地方道路整備臨時交付金であった財源が、新年度から道路財源の一般財源化で創設された地域活力基盤創造交付金については、本市においてはどのような政策意図でもって取り組まれようとしているのかお伺いをいたします。

2点目に、平成21年度の補正予算が成立し、現在、関連法案の審議が国会で行われているところです。新経済対策で示されているさまざまなメニューは、都道府県に設置される基金によるところになりますが、各自治体からの積極的な取り組みが何よりも大切になります。

そこで、本市は新経済対策に示された、特に市民の安心に直結して関心が高い次の項目について、市長はどのような考えで取り組まれようとしているのか伺います。

第1点目に、女性特有のがん対策について。

2点目に、グリーン・ニューディールと太陽光発電の導入加速について。

3点目に、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用について。

4点目に、地域活性化・公共投資臨時交付金の活用について。

以上、4点についてお答えを下さい。

次に、健康診断の受診率アップについてお聞きをいたします。

本年4月に発表された経済対策の中に、我が国経済は構造的な危機に直面していると述べ、これからの経済を展望すれば、低炭素や健康長寿への対応が重要性を増してくると今後のあるべき姿を示しております。いかにして健康長寿を確立していくかが大事であることを示唆いたしております。その一つの施策に、健康診断があると考えます。受診率をいかようにしてアップをさせていくのか、本市の取り組みについてお聞かせをください。

また、市民の中には以前、誕生月に健康診断のお知らせがはがきで来ておりましたが、そういった施策も再度検討する必要があると考えますが、市長の所見をお聞かせください。あとは、自席にて質問させていただきます。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 新経済危機対策と本市の取り組みにつきましてご回答申し上げます。

アメリカの金融危機に端を発しました世界的な景気後退によりまして、雇用情勢の悪化でありますとか、あるいは個人の消費の減少など、我が国経済は深刻な状況に陥っておるところで

ございます。このような中に、国は補正予算におきまして、過去最大規模の経済危機対策を打ち出されておりました。その早期実行によりまして、3年以内の景気回復を目指されておるところでございます。本市といたしましても、国の対策に則しまして、さまざまな臨時交付金等の制度を有効に活用いたしまして積極的に事業を展開していきたいと、このように考えております。

それから、健康診断についてのお答えでございますけれども、法改正によりまして平成20年度から医療保険者によります特定健診あるいは特定保健指導が導入をされました。その目的につきましては、医療費の伸びの要因となっております生活習慣病の発症でありますとか、あるいは重症化の予防に重点を置いた特定健診、あるいは特定保健指導を行うことによりまして、健康の維持、増進を図るということにあるわけでございます。太宰府市といたしましても、健康づくりのスタート地点となります健康診断の受診率の向上に最大限の努力をしてみたいと思っております。

なお、それぞれ詳細につきましては、担当部長のほうから詳細に説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） それでは、私のほうから昨年度の第1次、第2次の補正予算に関連する市の取り組み状況についてご回答をいたします。

1点目の雇用対策につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業として平成20年度3月補正において措置し、臨時職員を4名雇用いたしました。また、今議会におきましても、補正として延べ84名相当の緊急雇用の事業予算を計上いたしております。このベースといたしましては、本年度の臨時・嘱託職員雇用の当初予算ベースにおきましても削減を強く進めるのではなく、継続雇用というベースとしての本年の当初予算の計上の仕方がございます。

2点目の本市の中小企業の経営状況や支援につきましては、認定する指定業種についても760種となっており、本市の認定件数は平成21年5月31日までで332件となっております。また、中小企業の支援につきましては、太宰府市中小企業資金融資規程に基づきまして引き続き行っております。

3点目のさまざまな交付金などの取り組み状況でございますが、まず定額給付金支給に関する進捗率は、6月9日現在、給付対象件数2万8,194件に対しまして給付済み件数2万5,640件で90.9%、また給付済み金額での進捗率は94%となっております。

子育て応援特別手当は、5月28日現在、対象者909名、対象児童945名に対しまして支給済みが842名で、支給率は92.6%、支給済み金額での進捗率は92.4%となっております。

次に、出産育児一時金の増額につきましては、国民健康保険の出産育児一時金を平成21年10月1日以降、平成23年3月31日までの出産について4万円増額するように条例の改正を予定いたしております。

次に、妊婦健康診査臨時特例交付金に関する妊婦健康診査につきましては、平成21年4月か

ら公費負担を10回としたところですが、本6月議会に14回分としての補正予算を計上し、7月1日施行、4月1日遡及適用を行いたいと考えております。

次に、介護従事者処遇改善臨時交付金につきましては、基金を創設し3,419万982円を積み立てているところでございます。

次に、障害者自立支援対策特別交付金につきましては、利用者が容易に利用できて負担の軽減を図る通所サービス利用促進事業のほか、オストメイト対応トイレの整備として、観世音寺駐車場の身障者用トイレ及び水城跡第2広場の公共施設トイレにオストメイトの改修工事を行っております。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金は、本市に対し7,754万6,000円交付され、きめ細やかなインフラ整備などを進めるために、3月補正において市営土木工事、環境美化センターの改修、ハザードマップ作成の予算を計上いたしております。

続きまして、国の新年度予算、補正予算で示された経済対策への取り組みについてご回答いたします。

1点目の地域活力基盤創造交付金につきましては、本年度、県が行う地域活力基盤創造計画の策定作業に対し、関連社会整備事業及び効果促進事業を要望しております。本市としまして、道路網の整備として道路整備計画を策定し、地域活力基盤創造交付金制度を積極的に活用してまいります。

2点目の女性特有のがん対策につきましては、対象者の抽出事務等現段階では詳細が不明であることから、内容が明らかになり次第取り組みたいと考えております。

3点目のグリーン・ニューディールと太陽光発電の導入加速につきましては、省エネルギーやグリーン化の推進等について、機会あるごとに市の広報やホームページで市民啓発に努めております。本年度と来年度の2カ年で策定予定の環境基本計画との連携をとりながら、今後この基金を活用して実効性の高い観光関連エコ事業を展開していければと考えております。

次に、太陽光発電の導入加速につきましては、国の動向を勘案しながら研究してまいります。

4点目の地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用につきましては、本市に対して1億8,100万円が内示されており、その活用につきましては教育予算を中心に緊急性の高い事業から順次実施計画に取り入れてまいります。

なお、現段階ではまだ2つの臨時交付金の活用方法の詳細につきまして未確定な部分がありますので、調整ができ次第、9月議会において補正させていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 健康診断につきまして私のほうから説明をさせていただきます。

平成20年度の特定健診の実績につきましては、2,844人が受診をされまして24.5%の受診率

となりました。筑紫地区の状況を問い合わせましたところ、受診率の高いところで26%、低いところでは17%となっております。受診方法を前年度までの誕生日健診から希望月健診へ変更したため、被保険者の方々に戸惑いもあり、お問い合わせも少なからずあったところでございます。

平成21年度につきましては、前年度の反省を踏まえまして、受診率を上げる工夫を検討しております。1つ目は、未受診者の方に個別通知を差し上げ、健診を勧奨してまいります。2つ目は、商工会と連携をしまして、本人の同意を得た上で事業所健診のデータを提供してもらうことによりまして、受診率の向上につなげてまいります。3つ目は、受診券の送付に当たりまして、他の郵便物と差別化をするためカラー用紙を使用し、記憶にとどめるように考えております。また、お知らせはがきによる誕生日健診につきましては、制度変更に伴いまして実施期間を7月から1月の期間で実施するため、未受診者に対する個別勧奨を実施し、受診率の向上を図ってまいります。今後ともさまざまな課題を検証し、受診率の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） たくさん内容がございまして、全部聞くわけにいきません。幾つかその中でちょっとお聞きしたいこともありますので、代表して幾つか取り上げさせていただきたいと思っております。

まず最初に、市長のお考えと申しますか、確認をしておきたいなと思っているんですが、政府が実施しました経済対策の中で定額給付金というのがありました。当初はですね、先ほど申しましたように、非常にこのマスメディアの影響と申しますか、どこへ行ってもこの評判が悪いというのですかね、経済評論家は全部ほとんどの人がこの定額給付金に対しましていろんな形で批判をされておりました。私も、みんな右から左へ同じようなことばかり言うもので、どのチャンネルを上げててもそういう形の中で、本当に経済対策につながるという意見は私は余り聞いたことがなかったんですね。だから、あ、マスコミというのは皆、右っちゃあ大抵右に行くのかなあというぐらい、そういう形で私自身もチャンネルを動かすたびにそう感じました、聞かたびに同じでしたので。ところがですね、そういった経済評論家の人たちが、この青森県の西目屋村で実際に定額給付金が支給をされ始めました。これがやはりマスコミで報道されまして、やっぱりもらっている人の、実際にもらっている人たちのその顔というんですか、笑顔というんですか、喜びがテレビで放映されたものですから、それからころっとまたですね、このやっぱりどうせもらんなら景気対策のためにやろうじゃないかという、そういうまた今度は右から左にそういう形で流れていったわけですけども。

その中で、リビング福岡南というのが5月23日に無料で配布されていてですね、この定額給付金のことについて、近場の主婦の声を書いておる、代表してですね。これちょっと読みまして紹介させていただきたいなあとと思っているんですが、定額給付金の使い道で一番多かったの

は、旅行、いろいろアンケートとったわけですね。近場で家族みんなでゆっくり楽しむという意見が大半ですと。理由は、何に使ったかわからないような使い方はしたくない、毎日毎日へとへとになるまで働いた疲れを吹き飛ばしたい、日々のリフレッシュに、家族のよい思い出づくりをしたいと。中には、貯蓄に回そうかとも考えましたが、いつも仕事を頑張っている夫、日々節約に頭を痛めている私、そして子供と一緒にゆっくり心の洗濯をしに温泉旅行に行くことにしました。旅行後はまた頑張れそうな気がしますという人も。そう、主婦が定額給付金で手に入れたいの、家族のささやかな幸せや充足感。回答の中によく出てきた言葉が、少し、あるいは足して、ぜいたく、もう少しプラス、機会、思い切って。最近大分切り詰めた生活をしているので久々にみんなで焼き肉でも食べたい、いつも自分のものが買えないのでアクセサリを買いたい。こういうさまざまなことがずっと定額給付金のことで書いてあります。あ、これ現場の声だなあという思いがいたしました。

太宰府市でもそういう形の中で、商工会のプレミアム付き商品券が、私もすぐ、まだ二、三日ごろに電話しましたらもう売れてますということでびっくりしたんですけども、予想以上の反応があったと。太宰府市が経済効果、発行額は6,000万円ということでございますが、この経済効果、実際にはなかなか見えませんが、政府がやっている分に関しては先ほど述べたように、そこそこの経済の多少なりにも明かりが見えてきたんじゃないかということ言っていましたけど、市長としてですね、やっぱりこの定額給付金のこの一連の対策についてですね、私は経済効果があったんじゃないかなと考えておりますけども、どのようにお考えになったのでしょうか。わからないはわからないで結構ですけど。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご回答申し上げましたけれども、世界的な景気後退がございました。それに對しまして、国におきましては大型の経済危機対策の一環として、今、指摘がっております定額給付金を全世帯に配布すると。このことによりまして、日本経済を浮揚させるというようなこと、内需拡大をするというような視点の中からの施策でございます。私はこの施策については、以前からもいろんな会合の中で支給前からお話を申し上げておりました。皆さん方は、こういった定額給付金、いろいろな意見がありますけれども、もらわれますかというふうな質問をしましたら、全員が私の周囲においてはもらうと、そして経済対策に寄与するというふうな意見等々がございました。その後、決定をし、4月に入りまして、本市におきましても全額で総額10億4,000万円の給付金額総額でございます。今、担当部長のほうから説明をしましたように、支給済額ベースでいきますと94%の支給済み率でございます。私は商工会とタイアップをいたしまして、だざいふ得とく商品券というものを発行を決意をいたしました。そして、発売をいたしましたところ、ご指摘のように5月12日には完売というふうなことで、市内の商店街でこの10億4,000万円を使っていただきたいというふうなことで宣伝もしたところでございます。

私は、繰り返しますけれども、この施策が果たした役割というものについては非常に大きい

というふうに評価をしておる者の一人でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） テレビ等で、マスメディアがいろんな形でこの定額給付金について支給前と支給後では随分変わりました。その中で、支給後のですね、言っていたことの言葉に印象に残っておるのは、そこそこの商店街、お店、事業所、いろんな形でこの定額給付金を何とか使っていただきたいということで、いろんなアイデアを出し合った、出し合っているということに、またいろんな面においてですね、いい意味においてのこれからの景気対策にもつながっていくんじゃないかというようなことが非常に私は印象に残りました。そういう意味において、今後いろんな形で政府もやっていくかと思えますけども、本市もですね、それにきちっと見きわめをしながら対応していただきたいと思いますと思っております。

それと次にですね、雇用対策についてちょっとお伺いをしたいんですが、昨年が4名で今年が延べ84名というお話でございました。この雇用創出臨時特例交付金というのは、今回だけじゃなくて過去も国から交付金としておりてきた経緯があります、何回かあると思うんです。私、前のときもそう思ったんですが、市の場合のこの雇用創出臨時特例交付金の使い方というのは、どうしても何か登録された方々を中心とした、言うなれば市の予算を少しそれで賄おうというような部分が何かどこかあるような感じがするんですね。それで、今回もまた似たような部分を感じているわけですが、前のときの、以前のこの雇用創出の、国が緊急的に出した交付金を本市も使ったわけですけども、それが本当にどういう形で実績を生み出したのか、雇用創出に効果があったのかという検証はされたんですか。そのされた中で、今回もやっぱりそれは効果的だという形で、同じような形でされたのかですね、その辺のところをですね。私これ、どうもこの雇用創出という形の中で、本当にそうなるんだろうかという疑問をですね、ちょっと今の答弁を聞きながら思っているんですけども、そういう過去のやつを検証した結果で、これは有効であるという判断のもとで今回も同じような形でいこうという判断をされたのかどうか、そのところをちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 以前の例でいきますと、不法投棄パトロール関係で雇用して、実際の不法投棄のパトロールに効果を発揮したということではございました。今回の雇用につきましても、ハローワーク登録者の募集とかいろんな形が望ましいということにはなっております。そういうときには直接雇用、あるいは民間への委託事業としてそういう方々を雇用するという幾つかの流れで今回の交付金の制度が成り立っております。直接雇用の場合は、市のほうは既に登録された、地域の方々の登録者もおられるものですから、どうしてもそこに予定者の名簿があれば、そちらのほうから優先して雇用するというようなことで取り組んできたというのは現実でございます、ハローワーク等の募集については民間委託、シルバー人材センター、あるいはそのような組織を、NPO等を使いましてですね、行ってきたという経過でございます。

今後また、この部分が追加等であってくればですね、その中で今おっしゃいましたような雇用のあり方についての検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員）　ここで11時15分まで休憩します。

休憩　午前11時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午前11時15分

○議長（不老光幸議員）　休憩前に引き続き再開します。

13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員）　検証して効果があったという話ですが、今回の緊急雇用創出事業の仮称で国の第2次補正予算、これは国が出している資料ですけど、それが正しいかどうかちょっとわかりませんが、この緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の概要という形の中で、交付金を財源として県が基金を造成すると。この中にですね、今いろいろ言われています、マスコミで騒いですが、企業の雇用調整等により解雇あるいは継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規雇用労働者、中高年齢者に対し、緊急一時的なつなぎの雇用機会を提供するというのがこの基金事業の目的のように書いてあるわけですね。それが今、本市がやっているこの緊急雇用創出事業は、実際にこの基金事業の言おうとしている趣旨に合っているのかどうかね。実施主体というのは地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に委託、地方公共団体には直接実施で、いろんなことが書いてありますけども、そしてこの事業の中の委託事業をする場合の、あるいは直轄事業の対象範囲としてここにも同じような内容で、離職した非正規雇用労働者、中高年齢者等のための短期的、6カ月未満のものであって、その後の雇用へのつなぎの雇用、就業にふさわしい事業とあるわけですね。

先ほどの部分だとか予算の中身を見たりすると、例えば文書収受・発送事務でどれだけの、予算的に見れば81万7,000円とあるんですかねえ。そういう形で4名ぐらいなんですけども、実際に政府がやろうとしていたことに本市がやる部分に関してはそういう、私から言わせれば一時的に仕事がないと、要するに何とか市のほうで国のお金を使って、6カ月未満であるけど、その間仕事探していきたいと、食いつなぎをしていきたいという内容ではないかなと思っ  
てはいるんですけど、先ほどからお話があった分はこういう形に実際に該当するのかどうかね。本当に離職した方なのか、非正規雇用労働者なのか、そういう方々なのかということを答えていただければと思います。ただ、あくまでも今まで、言うなれば臨時職員に登録をされた方とは書いてないわけですね、国の指針の中には。だから、本市がやろうとしているのは、あくまで登録をされた方を優先的に採用していくと書いてあるんですけど、今いろんな形で職がないという人がたくさん出てきて生活が非常に厳しいという人たちのために、政府はこういう形でやろうとしているんじゃないかなあと私は思っ  
てはいるんですけど、どうなんですかね。

○議長（不老光幸議員）　総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、清水議員さんおっしゃいましたように、国のほうでもですね、離職した非正規雇用労働者ということで、最近のマスコミ等と言われております派遣切りの状況でございますとか、そのようなものが想定されてあったのかなというふうに推定はいたしております。そして、6カ月未満という非常に厳しい制約もございますもので、そして緊急対策ということで国の補正予算等で上がってきた交付金でございます。そのような中で、緊急雇用としてこの登録者、臨時雇用の名簿登載者で現在職についてない方という前提の中で、6カ月だけですという形で現実的には対応をしておるところでございます。事業内容の要件に合致しておるといえば合致しておりますけれども、派遣切りに遭ったとかですね、その離職された個別の案件については、そこまでの調査というのは現実的にしておりません。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、通常国が施策を展開しなくても市としては常にそれはやっているわけですね。そういう臨時・嘱託職員の募集をやってますので、やっぱりこの事業内容に合った、そして五、六カ月間雇って、その人たちが実際に本当に新しい職についたと、そういうことを私は検証すべきではないかということが先ほどの一番最初の質問なんですね。こういう目的に合わせた形できちっとやっぱり一人一つやっていかないと、あ、お金が来るけえ自分たちでどうせ使うんなら、ほんならこれやらないかん、これでお金使おうというような発想がどこかあるんじゃないかなあというね、私はちょっと思っておりますので、これからさらに3,000億円の緊急雇用創出事業としてやろうとしてますので、目的に合った形ですね、私はやっていただきたいと思っております。市長、どうでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） ご指摘のとおりだと思います。派遣切りでありますとか、現時点において離職者の方々、そのつなぎというふうな形の中におきましても、この雇用を創出する上におきましては必要だろうというに思っておるところでございます。個々に見ると、そういったこと等の対応もしておりますけれども、全般的にやはりきちっとした募集といいましょうかね、そういったところ含めてご案内申し上げて取り組む必要があるだろうというように思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） じゃないとですねえ、一つ一つ聞いてみましたら、一人当たり81万7,000円とかというのが前、最初の平成20年度の3月の補正予算で、これで4名なんですね。この人たちが本当に81万7,000円ぐらいで本当に食いつなぎになるのかなあと思ったりしてるものですから、今、市長がおっしゃいましたようにきちっとそういう募集等をかけながらも少しお金をですね、予算も組んでいただいてやっていただければと思っております。

あわせてですねえ、ふるさと雇用再生特別交付金というの、これもかなり国のレベルとして大きいんですが、要件が非常に厳しいということで、この部分に関しては本市としては検討

というような話ですが、実施をしようとしているのかどうか、ちょっとここの辺のことについて。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今ご説明いたしましたけども、これは平成20年度予算から平成23年度までという3年間という制約がございます。そして、現在ニーズがあつて事業は行いますが、その後、独立して事業継続が見込まれるものという事業に対しまして、県あるいは市町村が委託する委託事業として行いなさいということでございます。そういうことから、これまでも検討はいたしておりますし、近々会議も行うようにしておりますが、3年間でひとり立ちするといえますか、独立していかなければならない。事業を行って1年、2年、3年たつてこの交付金がなくなったときに事業が立ち行かなくなる、そのときにじゃあどうするかというようなことも課題としてはあります。そういうことから、これが地域での今後の発展に資するという事業で、それを起こしていかなきゃならないと、起業しなきゃいけないということでございますので、その辺がありまして、今、各課会議を持ちましてですね、寄り集まってどのような事業を行っていけばいいかということを検討中でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） こればかりやっておられません。

もう一点、雇用対策の中で政府がですねえ、いろんな形で、今は本市ね、地方公共団体がやる役割としてあるわけですけど、ハローワーク等でもさまざまな形でやっております。そこで、雇用調整助成金制度というのがありまして、これは企業によって違うわけですが、中小企業の方々が言うなれば事業を縮小したり解雇をしなければ、9割ですか、給料の保障をするというようなこともあるわけですけども、こういった内容のいろんな形で政府がやろうとしている施策、これはハローワークの部分であるんですけども、雇用全体ということを考えていったときに、また私としてもこのハローワークがやっているようなこともですねえ、広報等でお知らせをするとかですね、そういったようなことはやっているのかどうかですね。やってなければそういうようなこの、大事なことです。これ政府が出しとるやつですねえ、これ新聞の広告の中に入っていました。これ、随分これは大事な内容が書いてあるねえと思ったわけですけども、こういうような形の中で市としてもですね、もう少し、やられているかどうかわかりませんけども、こういういろんなことがありますよと、太宰府市以外にもですね。そういうようなこともやっていこうという考えがありますかどうかね、これちょっと1点。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今、雇用調整助成金ですか、国及び県が担当しております労働行政の中でそのような助成金があることも承知いたしております。市町村におきまして、なかなかそこまでの労働関係の行政事務というのが非常に難しい面もございまして、そういうところから今後の検討課題としておるところでございますが、直接市町村ができることといいますと、直接雇用する臨時あるいは嘱託職員の雇用については、なるだけこういう緊急雇用制度が創設され

たようなときに当たりまして、本年の当初予算関係についても臨時・嘱託職員関係の予算については厳しく削っていくのではなく、現状維持あるいは増やす方向で当初予算計上もいたしております。そのような中で、雇用人数も昨年よりも増やして、約五、六十人の雇用数の確保という形で、増という形で当初予算にも反映させておりましてですね、できるところからやっていきたいというところで対応を考えております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 市がやるという形じゃなくて、こういうことを国としてもやってますよというお知らせを載せるぐらいですので、そんなに難しい話ではないんじゃないか、スペースがあるかないかだけの話じゃないかなと私は思ってます。

次にですね、これからやろうとしております経済危機に対するさまざまな支援の内容があるわけです。地域活性化・経済危機対策臨時交付金という形で1億8,100万円あるということでございまして、これから小・中学校のアナログのテレビを大幅に買い換えたいというお話がありましたけど、このねらいは一つはですね、中小企業の支援に資するということがあるわけですが、昨日もちょっとお聞きしたんですが、それは大事なことで、どうせやらないかんことですけども、これ本市のその部分の、中小企業の現実的な支援につながるのかどうかというのをちょっとお答えいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、先ほども説明いたしました1億8,100万円の内定を、内示を受けております。この分につきましては今ご質問されましたように、地上デジタル放送関係の改修、整備というのは一つの事業例として上がってきておりますので、その要領に従って今回計上しようというところでございます。また、同じようなですね、名称等でたくさんの経済危機対策の交付金のメニューが出されまして、各省庁に分かれて国土交通省経由あるいは総務省経由、それこそ定額給付金のように、定額給付金は総務省経由、そして子育て支援の特別給付金は厚生労働省経由という形で、同じようなメニューがいろんなルートを通じておりてきております。今、ご質問の分につきましては、事業例として地球温暖化対策でありますとか公共施設等のデジタル化ということで、そのようなものがメニューとして上がっておりましたので、そのような事業、これから必ずやっていかなきゃならないと思われる分を前倒しという形で計上するようなことで予定いたしております。それ以外にも、今度は道路特定財源関係でもまた今メニューがおりてきておりますので、その辺はその辺でまた検討いたしましてですね、補正予算等の中でまた議論いただきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） だから、わかっているんですが、交付金の活用に当たっては地域の中  
小企業の受注機会に配慮するよう要請するという形で、国のほうの指針としてあります。です

ので、この辺のところを先ほどから話がありますけども、入札の問題だとかいろんなことがあるかと思いますが、やはりせっかくいただくお金ですので、地元の中小企業の、この地域の活性化につながる、名前も地域活性化でございますので、そういう形の中で予算等の計上をやっていたきたいと思っております。

それで、私もですね、先ほどずっと議会で述べたんですが、この平成20年度の第1次補正、第2次補正、平成21年度の本予算、そして今回の補正予算といろんな形でメニューがたくさんありましてですね、非常に何がどうなのかというのがこんがらがってわかりませんので、やっぱりきちとした形で交付金、基金などの使い道を何か一覧表みたいな形をつくらどうかということで、これちょっと資料を配ろうかなと思ったんですけども、史上最大の経済対策と我が町と、太宰府市がどういう形で使われようとしているかということで交付金の名前を挙げて書いてみたんですけども、これはちょっと中途半端な書き方ですから、執行部のほうですね、こういうものをつくっていただければなあと思っておるんですけども、どうでしょうかねえ、一覧表がわかるように。

○議長（不老光幸議員） 総務部長。

○総務部長（木村甚治） 今おっしゃいますようにたくさんのメニューがありましてですね、例えば工事につきましてもどの交付金を使うのか、あるいはその交付金を使った後の起債の充当にまた交付金が入るといような、非常にメニューが複雑多岐にわたっております。そういうところから、正直私もその分をつくらないとわからなくなるぐらいのメニューでございましてですね、その辺今後、事業を確定していく中でわかりやすい明細、説明資料つくってですね、お出ししたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 次に、がん対策についてお尋ねをします。

これ国からまだ通知というか、この女性特有のがん検診について経済危機対策の中には載っておるんですが、市のほうに、まだ県のほうから何も言ってきてませんか。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 女性特有のがん対策につきましてですが、昨日、福岡県による市町村説明会が開催をされたところでございます。実務上の問題点もあるようでございますので、今後、筑紫地区の担当者による協議を行う考えでございます。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 非常に死亡率が高いということで、先ほどの健診につながるんですけども、特にこの厚生労働省の、6月12日に、昨日お話があった県からの通知文書だと思いますが、がんは昭和56年から死亡原因の第1位と。年間30万人を超える状況であると。しかし、診断をしたり治療をすることによって、早期発見、早期治療が可能となってきたと。がんによる死亡者数を減少させるためには、次ですね、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に

発見することが極めて重要であることにかんがみ、特に女性特有のがんについては検診の受診率が低いことから、経済危機対策における未来への投資につながる子育て支援の一環として平成21年度補正予算に設置されたということであります。検診が、先ほども非常に有効であるという形で述べておられました。

この中で、この検診の中でですね、昨日の通知文書の中に、本事業にあわせて対象者が胃がん、肺がん、大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めることとこの中にもあるわけですが、私このがん検診の助成の部分进行いろいろ調べておりましたら、これは5月29日ですかねえ、厚生労働省が今年の1月1日に市区町村におけるがん検診の実施状況の調査結果というのを発表いたしました。調査対象となった市区町村が1,818団体あります。回答のあった市区町村が1,818団体で100%の回収率ですね。この中で、がん検診の実施状況ということで、胃がん、子宮がん、肺がん、乳がん、大腸がんというのがありまして、ほとんどが99.9%。その中で、肺がんというのがちょっとほかのところに比べますと低い、それでも95.4%あるわけです。4.6%の市区町村がこの肺がんに関しては実施をされておきませんが、この実施をされてない4.6%の中に太宰府市が入っているんですね、未実施団体として。福岡県の中でこの肺がんの検診をやっていないのは太宰府ともう一つ、2つの市だけなんですけども、このがんの中でもいろいろ胃がんだとか子宮がんだとか肺がんだとか乳がんだとか大腸がんだとかあるんですけど、その中でも死亡率が一番高いのが肺がんだということも言われているわけですが、なぜ太宰府市においてこれが実施されてないのかですね。私は、先ほどの国の昨日の通知、6月12日の通知によりますと、この女性特有のがん検診をやることによって、胃がんだとか肺がんだとか大腸がん検診を受診しやすい環境づくりに配慮するよう努めるということがあります。あわせて、この肺がん検診の実施についても私はやるべきじゃないかなと。いろいろな市町村の例規集を見ましたら、健康増進法に基づいてということでこの5つのメニューがあるわけなんですけど、うちだけが4つしかなかったんですね。そういうことで、その理由とですね、今後実施すべきではないかという思いがあるんですが、お答えをいただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（松永栄人） 肺がん検診を実施をしていない51市区町村の中に、残念ながら太宰府市が該当をいたしております。厚生労働省の実施状況等の調査結果によりますと、肺がん検診を実施していない理由でございますが、他に優先すべき事業があるため、27団体、検診の有効性に疑問があるため、26団体、予算を確保ができないため、18団体などとなっております。本市を見ますと、肺がん検診を平成15年度に廃止をいたしております。理由といたしましては、国の調査と同じように財政状況が当時非常に悪かったこと、本市の医師団からエックス線の間接撮影での精度の問題が指摘をされておりました。しかしながら、今後につきましてはがん検診の受診率を向上させる必要がございますので、国が示している検診項目でもあることから、がん検診については検討をしていきたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしくをお願いします。

最後に、まとめての大枠で結構でございますが、私はやっぱりこれからいろんな経済危機対策をやっていく中で、今までは日本は輸出が中心の経済をやってきたと。しかし、よその国がこういうような形になってくると、やっぱり日本も一緒になってくると。そういうことで、構造的な改革をやっていかなくちやいけないということで、国として先ほど冒頭、演壇で述べましたが、低炭素社会、地球温暖化対策、これをやっぱり一つのこの経済の成長の柱にしていきたいということで、グリーン・ニューディールとかという形で取り組みをしようという中で、先ほど申しました臨時交付金の中でも4本の柱の一つになってます、地球温暖化対策。この低炭素社会をどういう形で築いていくか、これはダイナミックなものもあるでしょうし、また市町村もやるべきこともいろいろあるんじゃないかなあと思っております。詳しいことについてはお聞きをいたしませんけども、国がいろんな形でメニューを示しておりますので、市としてはですね、この低炭素社会を新たな日本の経済戦略の柱にしていきたいという考えが国にあるわけですが、市としての考えをお聞かせいただければと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今言われましたグリーン・ニューディール政策でございますけれども、地球温暖化対策に伴いますところの経済成長を原動力にこのことを改革していこうとするような政府の考え方でございます。本市におきましても、今般のそういった金融危機に対しますところの経済対策として、環境あるいはエネルギー関連の公共投資等々を大々的に行うというふうなこと等がございました。本市におきましても、雇用あるいは産業、経済対策のみならず、温暖化あるいはエネルギー対策等の解決にもこのことを延長上で必要だというに思っております。本市にありましては、現在進めております修景、景観の取り組みも行っております。あるいは、個々の問題でいきますと、大きな福岡市を含めた4市1町でのごみ等の一部事務組合を使いながら、ごみの減量化等についても進めておるところでございます。そういった国あるいは県の動向と歩調を合わせながら、この地球温暖化の政策については取り組んでまいりたいというように思っておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

次に、18番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔18番 福廣和美議員 登壇〕

○18番（福廣和美議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

まず初めに、少子・高齢化社会における対策の中から、今から迎える超高齢化社会における



交通対策としてコミュニティバスまほろば号とデマンドタクシーについてお伺いをいたしますが、市民待望のバスが平成10年4月、太宰府市内を走り始めて11年、運行コースも7コースに広がり、また試行として走っているマミーズ・まほろば号を合わせますと8コースとなり、市民は大変喜んでいます。そして、この11年間、担当された職員の皆様のご苦労に対しては、敬意を表しておきたいと思います。

しかしながら、現在でも道幅の問題があり、市民の要望にこたえられない地域がまだまだあります。そこで、今、全国の自治体の中で新しい交通システムとして、会員登録制、予約型で、自宅と目的地を結ぶデマンドタクシーを採用しているところがあります。私は、太宰府市においてもまほろば号と併用して運行することで、コミュニティバスの運行の基本方針2にある高齢者や障害者、子供などの交通弱者が気軽に安心して地域社会に積極的に参画できるように配慮し、健康で生きがいのある福祉社会の確立を図る、というのが実現の方向に向かうと思いますが、いかがでしょうか。

また、そのためにも市が中心となり、調査研究を目的として各種団体や民間会社などにも協力を得て協議会を開催したらと思いますが、いかがでしょうか。

次に、住宅対策ですが、太宰府市の特徴として、新興住宅は多くが山を切り開いて造成され、坂道が多いところであります。市民の中では、まだ多くの声ではないかもしれませんが、年をとったら平地に住みたいとの声を聞きましたが、今後このような悩み、要望が出てくる可能性があるとは私は考えますが、いかがでしょうか。福祉でまちづくりを標榜する太宰府市としての回答を期待いたします。

2点目は、もう何人もの方が質問されましたが、定額給付金支給について質問したいと思います。

その前に、まだ申し込みが終わっていませんが、給付金支給に伴い、額には満足はしていませんが、プレミアム付き商品券、だざいふ得とく商品券発行に際して協力された市並びに商工会の皆様、そして登録された会員の皆様に感謝をしております。

そこで、1点だけ伺いますが、先日、井上市長の報告で90%、先ほどの報告で新たな数字が出ましたが、90.9%が既に申し込みが完了しているとありましたが、残りの約10%弱の中に問題があるかについて、その点についてだけ回答をお願いをしたいというふうに思います。昨日の回答の中で、ひとり暮らしの高齢者に対する回答はもう既に聞いております。私は、ひとり暮らしの高齢者のみならず、残りの10%弱の中にいろんな問題があって申請をされてない、またまだまだご存じない方、いろいろあると思いますので、その点についてだけ質問をさせていただきます。

あとは、自席にて質問します。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 少子・高齢化対策について、順にご答弁を申し上げます。

最初に、交通対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

ご指摘の少子・高齢化対策につきましては、太宰府市にとりましても重要課題でございますことから、計画的に各種施策や事業を展開をしておるところでございます。

まず、交通対策につきましては、1つ目の平成10年から開始をいたしましたまほろば号、2つ目には平成20年から開始されておりますマミーズ・まほろば号、3つ目には昭和60年から開始をした障害者の福祉タクシーを日々運行をいたしまして、市民の交通手段、皆様に気軽に利用していただいているところでございます。既に、本市の高齢化率が20%を超えてございます。超高齢社会を迎えようとしている状況が今の状況だというように思っております。この現状を踏まえまして、今後の高齢者社会におけますところの交通ネットワークの対策は重要な施策であると、このように考えております。今述べました3つの交通形態の目的も十分に踏まえまして、他市において導入されております、また福廣議員もご指摘のデマンドタクシーの活用につきましても、今後調査研究してまいりたいと、このように考えております。

次に、住宅対策についてのご質問にお答えを申し上げます。

太宰府市は、昭和40年代から福岡都市圏の住宅都市として市内全域で丘陵地での団地開発が進みまして、本市の環境に魅力を感じて大幅な人口増をなし遂げた経緯がございます。しかしながら、年数が経過することに伴いまして、核家族化の現象も反映をいたしまして、年々団地での高齢化率が進んでいるのが現状でございます。確かに、高齢者にとりまして買い物や外出はライフサイクルの中でも欠かすことができないことでございまして、高台での日常生活に不便を感じられることから、駅近くや、あるいは平地での生活を望んでおられる高齢者の声もございます。福祉でまちづくりを推進する視点からも、太宰府市といたしましてもどのような高齢者の住宅対策が適切であるかにつきまして、今後引き続きまして調査研究をしていきたいと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 調査研究していただけるということでございますので、まだ何点かだけちょっと考え方といいますか、紹介だけさせていただきますが、今先ほど言いましたように、まほろば号に十分感謝をしますし、この重要性は私も特に感じてはおります。しかしながら、まだまだまほろば号が利用し切れない市民もたくさんいるわけございまして、そういった地域の方々がおられる中でこのまままほろば号を走らせようという努力をするのか、違った方向を向いたといいますか、それと併用したですねえ、考え方というものも私は必要であろうというふうに思っております。

これで先日、我々、茨城県の石岡市というところへ視察に行っていました。そこでのこのデマンド型交通システムということを採用されておりますが、ここに一般質問の中で市長が答えた部分があるわけですが、デマンド交通システムはドアからドアへのサービスを基本とすること、また比較的安価な料金で利用していただけること、事前の要求や要望に沿って走行ができ、お客のいない空車の運行を避けることができるなどの特徴が上げられている。人に優し

い交通として、少子・高齢化社会への対応、市街地の活性化などに有効な公共交通と考えられますという、こういう質問に対しての答えをされております。なぜ茨城県の石岡まで視察に行ったかといいますと、実を言うと石岡市から我が市に視察に来られた折にこういう話題になったわけで、石岡市はコミュニティバスをやめてこの交通に移行したと。そのときの最初に登録した数からすると、これも間違っていればまた訂正しますが、たしか今回も先日行ったときには9,000人に達していると、登録が。ここの場合は一番特に進んでるかなと思いますが、面積がですねえ、我が市の約10倍あります。2コースに分けて運行をしてあります。1日に、一つの時間帯は決まっております、10回。最後の便が17時になってますから夜は今ないわけですが、北部と南部に分けてされている。30分前までに予約をすれば、自宅まで車が迎えに来ますというシステムをとっておられます。

私は、一つの考え方であろうと思うし、このやり方がまほろば号と併用してやる方がいいのかどうかというのはなかなか難しい問題もあるでしょうけど、しかし今まほろば号が通ってなくて買い物に行くのにも不自由する、自治会等のいろいろな問題等も上げられておりましたけれども、もう道を改良することなくそういった方向でいけば、今、石坂地区もそうでしょう、つつじヶ丘とか国分のほうもそうですけども、そういったところにも行くことができる。必ずしも毎日行くわけじゃありませんから、予約がなければ、要望がなければ行かないわけですから、行きたい方がいるところに行くわけですから、必ず空車では運行しない。だから、まほろば号は今、1人しか乗ってなくてどうのこうのとか空車が目立つ時間帯があるとか、そういったことはなくなるだろう。時間帯もまほろば号のほうも考えることはできると思いますし、東観世のマミーズ・まほろば号が乗る方が多いというのは、そういう利便性があるからだろうというふうに私は思っております。ですから、そういったことを市だけで考える、なぜ先ほど質問の中で市だけの協議会じゃないということでお話ししたかというのは、今、全国各地でやっておられますが、その中で運行主体がですねえ、商工会がやったり自治体そのものがやったり、また各自治会でやっているところもあるんですね。これはバスという形じゃなくて、そういうシステム化をしている自治会もある。社会福祉協議会とかいろんな団体がありますので、どういうものが太宰府市に今現在として将来合うのかどうかというのを鋭意研究をしてもらいたいというふうに思っております。そうすることによって、またまほろば号が生きると思いますし、今使っているお金もですねえ、有効に使えるのではないかなというふうに思っております。北谷方面でよく太宰府小学校のバスの問題も出ますけど、私はそういったところでですねえ、午前中は今走っているまほろば号を、朝の通学時間帯はスクールバスとして使って昼間は観光に使うというようなですねえ、そういうことも今のこういったことと併用していれば台数も減らすことができるでしょうからいいのではないかなというふうに思っております。余りこのことをしつこく言う気はありませんけれども、市長、もう一遍今の私の考え方についてご答弁いただければ助かります。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 基本的に、今、福廣議員からご指摘あるいはご提言がございましたことについては、全く私も同感でございます。まほろば号を開設いたしまして10年が経過いたしました。平成10年に市民の皆様方、特に水城ヶ丘あるいは水城台、あるいは大佐野、あるいは西校区の要望等が非常に多くありましたために運行を開始した経緯がございます。10年が経過いたしました。人に優しい、町に優しい、環境に優しいまほろば号でございます。しかしながら、その形態の中におきまして、今マミーズ・まほろば号を運行をさせていただいております。これは、私はその背景にはいろんな形態があつてしかるべきだということに思っております。まほろば号だけに限定した市だけが運営主体として行うというふうなことについては、現時点においても考えておりません。それ以上のものが市民にとってそのことが必要というような形であれば、いろんな形態のチャレンジはしていいということに思っております。その一つがデマンドタクシーでありまして、その運営主体につきましても、例えば雇用の創出とあわせ持つて総合的に行うというようなことが大事ではないかなと。あるいは、地域コミュニティづくりの視点からこれを行っていく。具体的に申し上げますと、今、さきも問題、指摘ございましたけども、失業されておる方々、あるいは団塊の世代を迎えておる方々と、まだまだ長年の経験等々が豊富な方々がいらっしゃいます。今まだ70歳といっても若うございます。やはり地域に貢献をしていただくというふうなことから、そういった志のある地域貢献、社会貢献の崇高な方々を募集をし、そしてそういった運行業務そのものも手伝っていただくというふうな形だつてできるのではないかなと思う。いろんな形態を私は考えていきたいというふうに思っております。道そのものがご指摘のように湯ノ谷、湯ノ谷西あるいは観世団地もそうでございますけれども、狭うございました。道をつくって拡幅して行うことは無理でございます。むしろ、それに合わせた、道に合わせたタクシー型でございますとか、あるいは小型の車を使いながら、高齢者の皆さん方が外出支援できるように、あるいは買い物サポート等も含めまして、今後とも研究をしていきたいというふうに思っています。高齢者の方が住みなれた地域の中で安心して安全に暮らすことができるように、心して努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今の問題につきましては、次の住宅問題もそうですが、今、高齢化社会を迎えて、次もうそこに迫っている超高齢化社会というのはどういう社会になるか、我が国でも初めて迎えるわけですから、私は想像はなかなかしにくい部分があるだろうというふうに思っております。そのときに対応するために今から準備をしておかないと、高齢化社会にも対応できないものが超高齢化社会に対応できる社会ができるはずがないというふうに思っております。

次の住宅問題にしましても、今まではやはり持ち家ということが重要視されてこられたのは、その需要と供給といいますか、そういう要望が強かったというふうに私は思っております。

す。しかし、これだけ核家族化が進み、今から団塊の世代が高齢化を迎えたときに、果たして持ち家中心主義かどうかというのもですね、私は疑問があるのではないかというふうに思っております。それよりも、便利なところがあれば、そちらのほうに住むという声ですね、私は増えてくるような気がしておりますし、そういう声も聞きます。私のイメージだけ、ちょっと時間ありませんので部長から怒られますけど、ちょっとだけ要望だけ、今回はですね、とにかくこういうことはどうですかという疑問点の投げかけをしたいというふうに思っておりますので。

自分の家を持ってある、しかし後継者がいればいいと思いますよ、後継者、後継の方が家族の方がそれをどうするかは決められるし。自分でそういうことが、処分ができるって方がいらっしゃればそれでいいと思いますが、しかしながら今度は何で少子・高齢化と言ったかといいますと、若い人にも太宰府に来ていただきたい。だから、高いところには若い人に住んでもらって、高齢者が希望する方は町なかといいますか、便利がいいところに住んでもらう。そのお金をどうするかということからすれば、一軒家を借りるのには若い人たちには多額な金額になる。そこで、市の補助を何とかしてそこに住んでもらうような形にすれば、結構安いその補助で若い人たちにも住んでもらえる。その人たちには、マンションなりアパートにお年寄りには住んでいただいて、その収入をいただければプラスアルファの部分も出てくるようなこともですね、太宰府市の場合は市営住宅がありませんのでそういったことも考えてもいいし、また空きアパートがいっぱいありますのでそういったところも利用可能かなということで、こういうことも一遍ですね、市のほうで考えていただきたいと。今後の問題として、住みやすい太宰府を長く続けることができますようにですね、ぜひ考えていただきたいということを申し上げます、1項目めは終わりたいというふうに思います。

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩いたします。

休憩 午後0時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

総務部長。

○総務部長（木村甚治） 定額給付金のことでございますので、まず私のほうからご回答申し上げます。

定額給付金支給に関する進捗率は、先ほど申されましたように、6月9日現在で給付対象件数2万8,194件に対しまして給付済み件数2万5,640件で90.9%、また給付金額のベースで進捗率は94%となっております。申請期限が11月1日までとなっております。現時点で、現在でも毎日40件から50件の申請書が返送されてきております。そのことからまず、広報紙やホームページにおいて、残った方に申請をされますよう広報を行いたいと思っております。次に、7月上旬には申請書の再送付を行うように準備を現在進めております。それでもなお、申請されない

方につきましては、問題点などの分析を行いまして、でき得る限り一人でも多くの方に給付金が受け取られるよう体制をとっていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） この問題は先ほども壇上で言いましたように、既にある観点からすれば一般質問の回答がありましたし、あらかたはわかるんですが、当初からこれは自分が一番心配をしている点についてはですね、もちろん原田議員が言われたようにおひとり住まいの高齢者の問題もありますし、2月1日が基準日になっておりますので、それに関しての、死亡された方とか移転をされたとか、そういった方がとか高齢者にかかわらず病気で入院中とか、若い方でも1人で住んであって、いないとかですね、そういうこともいろんな観点で、知っておるけれどもその手続きができないとか。今言われましたように、また再交付するというお話をこの前もお伺いをいたしましたので若干は安心はしておりますけれども、知っておってももう必要ないからされないという方も当然中にはいらっしゃるかもわかりませんのでなかなか難しいかとは思いますが、最大限の努力をしてですね、よりその業務に携わっていただきたいというふうに思っております。その点はもう何遍も回答をしていただいておりますのでこれ以上の回答は求めませんが、ぜひその点だけはですね、よろしく願いをしておきたいというふうに思っております。

それと、この得とく商品券の問題も、先ほど清水さん二、三日後と言いましたが、私は当日、商工会の会長とお会いしたらもうありませんよというふうなことで、余ったら買いに行こうと思うとりましたが、もうとてもじゃないけどそんな段じゃありませんでした、買いたいけれども既にもうなかったというですね。ということは、一部の人しか行き渡らなかったということにもなるのではないかなというふうに思いました。この前、冗談みたいにですね、今回、人事院勧告によって賞与の、職員の方もカットという部分がありました。ということは、その分をこういうことにですね、したらどうかというようなことを立ち話でお話したことありますけれども、このプレミアム付き商品券が実質的に効果があったかどうかというのはまだ先の話ですから、今の段階で話は難しい点があるかもわかりませんが、効果があるとなった場合にね、また来年もこういったことをやられてもいいのかなという思いも私にはあります。それには、やっぱり地域の活性化につながるのであれば、また商工会の皆さんにもご苦勞をいただきながら、と思っておりますが、その点ちょっと市長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 今、定額給付金に伴いますところの得とく商品券を発売をしました。そして、そのことについても2日間で完売をいたしました。そのことがどういうふうに本市の商店街含めた中で効果が出たのかどうか等については、今後検証を後日、追跡調査する必要があるだろうというふうに思っております。それを受けまして、今回の景気対策に限らず、今後にお

いても定期的なそういった商工会、商工業の発展のためにそういった施策が必要であれば、その分も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員。

○18番（福廣和美議員） 今回のこの件に関しましては、いいことばかりではないのかもわかりません。いろんな問題点があるのかもわかりませんし、今回は福岡県が相当また経費的な負担もされた。それで、今後について、市がやる場合は市が負担せないかんとかですね、そういう問題点はあろうかと思えますし、給付、受給に対してもまだ目に見えない問題点が出てくる可能性もありますけども。と言いながら、やはり今回、地域の中でこれだけ市並びに商工会の方々のご苦労によってですね、これだけの話題にもなりましたし、実質的にそれで買い物するんであろうというふうに私は思っておりますので、今回は一般質問という形でこの場で発言をさせていただきましたけれども、お礼を兼ねて質問させていただいたというふうに理解をさせていただいてですね、今後ますますの商工業の、太宰府市の活性化を願って、一般質問を終わります。

○議長（不老光幸議員） 18番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

次に、3番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔3番 長谷川公成議員 登壇〕

○3番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました市民農園について質問させていただきます。

農林水産省は、平成14年に食と農の再生プランを発表し、都市と農山漁村の共生、対流を重要な施策と位置づけ、農山漁村の各種資源の最大限の活用と都市と農山漁村で交流できるライフスタイルの実現に取り組むこととしました。平成15年4月には構造改革特別区域法が施行され、農地の遊休化が深刻な問題となっている地域では地方公共団体及び農業協同組合以外の多様な者による市民農園の開設が可能になり、平成17年6月に特定農地貸付法が改正され、同年9月から全国でだれでもが開設できることになりました。

市民農園の形態としては、都市住民の人々が自宅から通って利用する日帰り型と農村に滞在しながら農園を利用する滞在型の市民農園があるほか、近年では農業、農作業の教育的な機能や医療上の効果が認められ、学校法人、福祉法人等がみずから農地を保有し、農業体験や園芸療法を目的とした学童農園、福祉農園も増加しているそうです。これらの市民農園の中には、土地を耕しながら培われていく人間関係で農家を含めたコミュニティがつけられ、さまざまな農園利用のイベントにより、新しい農村風景を生み出している例があります。また、近ごろは家族で市民農園を利用する人や定年後の余暇に始める団塊世代が増えているほか、一方で高齢化社会の中で年金生活を送る人々が健康な日常生活を過ごす場としての活用、野菜や花の栽培が持つセラピー機能を生かした園芸福祉の場としての利用も増えているそうです。

近年、我が国におきましても、食品偽装問題や産地偽装問題が相次ぎ、食に対する安全・安心の意識から、手づくり野菜に目覚める人も多いと聞きます。また、高齢化などで農業人口が

減り、耕作放棄地が増えているのも事実としてあります。

そこで、伺います。

現在、本市が取り組んでいる事業の目的と、農地のほかに附帯して貸し付けできるものはあるのか。

次に、今年に入ってから市民農園の新規申込者数はどれくらいあったのか。

最後に、本市でも遊休地、耕作放棄地を見かけるが、今後新たに市民農園として農地を増設する計画はあるのか。

以上、1項目3点について伺います。

なお、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 世界の食料事情がこれまで以上に過剰傾向から逼迫傾向へと転換をしております中、自給力及び自給率の向上がクローズアップをされてまいっております。本市の農業におきましても、高齢化の進行に伴いまして農業者の世代交代がスムーズに行われ、食料自給率の向上を図ることが望まれております。また一方で、どうしても一部、耕作放棄地とせざるを得ない事情の方もおられますことから、視点を変えて新たな利用者の健康増進とレクリエーションを兼ねた市民農園が全国的にも展開するようになりました。太宰府市におきましても、農地の保全にも気を配りながら、前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

なお、詳細については、担当部長よりご回答を申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、1点目の本市が取り組んでいる事業の目的と農地のほかに附帯して貸し付けできるものということでございますが、本市の市民農園は市民の皆様へ農業への関心と理解を深めてもらうこと、そして健康的な市民活動を行う場の提供、農地の保全等を目的として開設しております。また、農地のほかに、農園に附帯しました移動型の農機具収納倉庫を設置しておりまして、利用者の皆様に使っていただいているところでございます。

次に、2点目の今年に入ってからの新規申込者数につきましては、現在、利用待機者が増大している現状でありますために、本年はやむなく希望者登録の募集は行わず、追加登録も停止させていただいております。

次に3点目でございますが、今後新たに農地を増設する計画はということでございますが、市民農園の多くの利用希望者に対応できますように、また耕作放棄地の有効利用を目指すためにも、市民農園の運営について発展的な見直しを検討してまいりたいというふうに思っております。また、今後、増設に向けまして、地権者のご理解をいただきながら市民農園として利用できる農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

それではですね、現在ですね、本市内の市民農園のその箇所数ですね、それとその区画総数

及び面積はどれくらいありますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） まず、箇所数でございますが、市内8カ所ございまして、区画が205区画に分けております。1区画当たりが約30㎡でございます、総面積はおよそ6,000㎡ということになっております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） それでは、1区画当たりですね、利用料をお尋ねいたします。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 契約の締結によりまして、年間3,000円ということになっております。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 年間3,000円ですね。

利用者のですね、住宅地の裏側に見かけたりするんですけども、利用者のマナーの問題もですね、あると聞いていますけども、留意すべき事項はどのようなものを設定されていますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 契約のときにですね、それぞれ利用者についての利用の注意ということでチラシを差し上げておりまして、その中には7項目定めさせていただいておりますけども、主なものとしましては、まず苗とか農機具、肥料、水などが必要になりますので、これは各自で準備をして管理をしてくださいということです。特に管理をしてくださいということで重きを置いております。そしてまた、農園内で火を使うことはできませんので、野焼きなど、これは法律で禁止されてますが、ということもお伝えしております。また、一番の問題でありますごみの問題があらうかと思いますが、このごみと、あるいはまた草等を、草取りのですね、後の草の処分でございますけども、これは必ず各自で家に持ち帰ってですね、処分をしてくださいということであっております。そのほか、まだ全部で7項目あるんですけども、特に他の入園者の方、利用されている方ですね、この方と、あるいはまた近隣の住民の方に迷惑がかからないようにということをしっかりうたっております、場合によっては退園していただくこともございますということでございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

市民農園をですね、借りる際なんですけども、地権者と利用者との契約になるんですかね。

それとも、太宰府市と利用者の契約になるんですか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 契約につきましては2つの契約を結んでおりまして、まず一つの契約につきましては、地権者と太宰府市が農園設置をする契約を締結をするということになって

おりまして、まず地権者の方につきまして対象となる土地と、あるいはまた市が行う目的がございますけれども、その目的等一定のルールを示しました契約を相互に交わすようにしております。そして、その中で利用者をあっせんする旨の契約の中にも入っております、市のほうが利用者をあっせんしますという契約でございます。これが一つの契約でございます、この契約につきましては地権者と利用者と市が行う３者契約でございます。先ほどあっせんしますと申し上げましたが、まず地権者の方と、そして利用者の方が契約を結びまして、市は仲介をしますということでございまして、３者の契約を締結させていただいております、内容につきましては、市のほうが先ほど申し上げましたように進める目的と、あるいはまた約束事等がございますので、それをすべて守っていただいて、そして利用料も契約と同時に納付してくださいというようなことでございまして、２つの契約を交わしてこの事業を進めているところでございます。

○議長（不老光幸議員）　３番長谷川公成議員。

○３番（長谷川公成議員）　その契約に関して伺いたいんですけども、契約期間はですね、最大何年の契約を結んでますか。また、契約終了後の更新はどのようになっていますか。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文）　契約自体は１年でございます。また、自動更新は行いませんけれども、更新を希望されている場合におきましては、毎年契約を交わしながら更新をさせていただいております。現在も更新の期限がないということで非常に問題が起きてんじゃないかなあというように思っています。先ほどの待機の関係もございましたけれども、そのようなことでその待機者の方々も一応考慮いたしまして、今後発展的な見直しを行っていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員）　３番長谷川公成議員。

○３番（長谷川公成議員）　答弁の中でですね、今現在、市民農園の新規申込者の募集は行ってないと伺ったんですけども、実は現在、市民農園のですね、利用申し込みをしてもあきがないということで募集はされてないと思うんですけど、その待機者の人数とかがわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文）　現在73名でございまして、申込者順に登録をしております。

○議長（不老光幸議員）　３番長谷川公成議員。

○３番（長谷川公成議員）　それでは、もし本市がですね、今後、市民農園をですね、増設していくに当たりまして、その市民農園の増設に伴います地権者や利用希望者に対する呼びかけなどはですね、今後どのように行っていく予定ですか。

○議長（不老光幸議員）　建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文）　市のほうの広報紙をまず活用したいというように思っております。

て、そしてまたホームページでも行いたいというふうに思っております。また、地権者につきましては、いろんな情報を私どもも集めておりまして、いろんな情報は、例えば耕作放棄地の情報がありましたら、直接地権者の方々に面接しましてお願いに出向こうかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員。

○3番（長谷川公成議員） 最後になるんですけども、やっぱり見た目が今まで悪くてですね、荒れ果て、草が生い茂って防犯上やっぱり危険箇所になっていった土地がですね、市民農園に変わることによって、団塊の世代の退職者や高齢者などのですね、外出支援にもなりますし、昨日、市長も申されてましたけど、畑仕事をされる方々は特に朝と夕方によく見かけます。朝と夕方といえば、やっぱり児童・生徒のですね、登下校時の時間帯にぴったり合うということで、防犯上ですね、自然と見守り活動にもつながると思うんですよ。

それで、環境面に目を向けますと、家庭からやっぱり排出される生ごみの堆肥化などごみの減量化、再資源化を図るために、生ごみ処理機購入者に対し補助金を交付されていると思うんです。コンポストですね、コンポストの普及促進にもなりますし、やっぱりごみ減量になればエコ対策にもつながります。

しかし、このコンポストなんですけど、コンポスト利用には注意する点があるようです。ちょっと調べてきたんですけども、そのまま生ごみを堆肥として使用することはできないそうです。熟成、2次発酵という過程を行う必要があります、この熟成という過程は大変重要で、熟成が不十分のまま投入すれば、土の中で酸素を奪って植物に有害なガスを発生したり、熱を持ち植物の根の呼吸作用を妨げて、植物にとって逆に有害なものになってしまうおそれがあるそうです。コンポスト利用者にはですね、生ごみからつくるその堆肥マニュアルをですね、配布してはいいのではないかと思います。これは要望にしておきますけども。

続けますが、やはり市民農園が増えることによりまして、防犯面やですね、地域活性化、コミュニケーションの場、まさにいろいろな面で考えますと、市民農園が増園、増加することはいいことづくめだと私は思います。今後は、先ほども申しましたけども、市長がですね、昨日やはり外出支援対策、力強く申されておりましたけども、やっぱり本市の市民農園を増加すれば外出支援対策につながると思いますので、市民農園増加を期待いたしまして、私の一般質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（不老光幸議員） 3番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

次に、9番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔9番 門田直樹議員 登壇〕

○9番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

総合体育館の建設について伺います。

現在の太宰府市体育センターでは、小規模のイベントしか行えず、各競技団体の大会等では市内の高校や大学の体育館を借用しています。中には、地元が主催者でありながら、市外遠方の公共施設を借りる例もあると聞いております。以前、総合体育館の建設について請願が提出、可決されましたが、その後の基金の積立状況を見るとまだ遠い道のりと感じています。

平成15年の豪雨災害復旧事業のため、総合体育館の建設については後退をやむを得なくしていたところがあったものと思いますが、井上市長の就任から2年がたち、財政状況もやや好転してきた中、新体育館建設について今後の見込みをお伺いします。

1つ、建設の場所は看護学校跡地でよろしいでしょうか。

2つ、どれくらいの規模、機能を考えてあるでしょうか。

3つ目、見込みとしていつごろの建設予定となるでしょうか。

4番目に、事業完遂に係る費用の総額と国、県からの補助見込み額。

以上についてお答えください。

次に、教育現場における男女混合名簿の問題についてお尋ねします。

今まで何度となく男女共同参画について質問をしてきましたが、相変わらずジェンダーフリーの考えによる男らしさや女らしさの否定が散見されます。特に、教育現場における男女混合名簿は、成長期の人間にとり自我の確立の過程に強い悪影響があると言われています。この問題につき、市内の全小・中学校の実態と改善策について伺います。

1つ、まず出席簿、指導要録、卒業証書授与台帳等の公簿は混合名簿にすべきでないと考えますが、各校の実施状況について校名と各公簿につきそれぞれ別名、混合がわかるように答えてください。できれば、資料として配付願います。

2つ、また男子のさんづけ呼称をしているかいらないか。運動会の騎馬戦で男女が混合で競技しているかいらないかについても、学校別の実態を明確にお答えください。

3番目に、太宰府市男女共同参画推進条例の第12条に、市は学校教育、社会教育とあらゆる教育の分野において男女平等を促進する教育の推進に努めるものとするがありますが、混合名簿の使用を求めているものではありません。男女平等教育は、男女の違いを尊重しながら進められるべきものであり、混合名簿の使用は児童・生徒、保護者に混乱と不快感をもたらします。市執行部におかれては、このような現状、問題があることの認識をお持ちなのか、どう対応されるのかお聞かせください。

4に最後に、本人並びに保護者が混合名簿への記載やさんづけ呼称を明確に拒否した場合、市はどういった対応をとられるのか、真摯にご回答をお願いします。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 総合体育館につきましては、市内のスポーツ団体でありますとか、あるいは市民の皆様方から建設に向けた要望が強く、実現の必要性を私は認識をしておるところでございます。総合体育館の建設につきましては、財源等の課題もございますけれども、今年度、本

市のスポーツ振興のかなめとなりますスポーツ振興基本計画を策定中でございまして、現在10名の各スポーツ団体等の代表者から成りますスポーツ振興審議会の中で審議をまずもっていただくとにいたしております。そして、平成21年度の予算におきまして、ご承知のように建設に向けた調査費を計上をいたしております。

私は、市民を初め各種団体、あるいは利用者の皆様方から具体的な要望等を聞いていきたいと、まずもってそういった要望をまとめていきたいというように思っております。その中で、まずもって基本構想を固めてから、建設に向けて努力していきたいというように思っております。そのプロセスの中におきましては、門田議員が述べられております建設の場所はどうするのかと、どこがいいのかと、あるいはどれぐらいの規模、機能をとった方がいいのかというような問題、あるいは見込みとしてじゃあいつごろから建設予定するのかというようなこと、あるいはその事業を完遂するためには費用の総額と補助等をどこから求めていくかというようなこと含めて、そのプロセスの中で具体化していきたいというように思っております。私は、初めに官が、私どもがこうあるべきだというふうな形は、今回については本来のはそれが私の手法です。民意を反映して、そしてそれから禍根を残さないような総合体育館をつくっていききたい。この動機の一つには、10年後等について合併を4市1町、もしくはいろんな形態の中で道州制も含めて形が変わったとしても、太宰府エリアの皆様方が使うスポーツ施設等については私は必要だというふうに思っております。これは、今の体育センターのほうに各種イベントが数多く催されております。その中からも近々の問題でいいますと、事象でいいますと、レディース卓球大会が1週間ほど前に開催をされました。その中におきましても、皆様方から今日まで総合体育館の必要性、特に駐車場が狭い、あるいはないというふうなこと等が主なものでございます。それから、そういった体育の試合をしますにおいても、劣悪な条件下、空調設備等の問題等々もございます。あるいは、柔道、剣道等のそういった道場をどうするのかというふうな問題、あるいはそれに附帯した会議室等々をどうするのかというふうな問題等々がございます。そういったこと等を多く市民、あるいは体育協会でありますとかいろんな皆さん方の声を聞きながら、禍根を残さないような形の中でまとめ上げていききたいと、これが基本の考え方でございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） ありがとうございます。

実は、今までたくさんの議員が一般質問で取り上げてきておられます。また、私、この総合体育館について一般質問をするのは初めてでございますけど、体育協会の役員でもある後藤議員が平成15年に口火を切って、私が1期目からの話ですが、何人か質問されてこられてます。基本的に、今、市長がお答えになった内容とそう内容的に違わないんですけれども、幾つか具体的なところを答えていただいて少し見えてきたような気がします。今までですね、質問された方々のその概要をちょっとまとめてきたんですよ。ちょっとそれ眺めながらですね、幾つかこの中でいま一つ理解をもうちょっと深めたいところ聞きたいと思っております。

まず、平成18年3月議会で片井議員、懐かしいですね、が総合体育館建設を前提とせず、さまざまな観点から再検討する余地があると、どちらかといえば反対の立場ですね、一般質問をされてますね、唯一の反対ですが。当時の佐藤市長は、県に対して用地提供の経緯、いきさつもあり、太宰府市に提供してほしいと、他の用途に使いませんということから始まったんだということで、有効活用について体育館等の提言もあったけど、まだ決定はしてない。仮称JR太宰府駅を含めて西地区の新市街地形成または市街地の今後の計画のためになくてはならない大変必要な、また中心を占めるような用地だから、本市で絶対確保したいと、将来見据えながら用途を考えたいということですが、ここでまずこの他の用途ですね、ということはこれは要は県との約束ですね、他の用途というのはいわゆる公共施設以外の民間に譲渡とかしないということと単純に理解してよろしいでしょうか、担当をお願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 現在は、福祉施設として使うと、あるいは防災、総務部門の中で使うと、あるいは教育部門の中で使うというようなことの前提の中で、県のほうから払い下げを2分の1でもって価格で引き受けておるというふうなこと等がございます。そこに制約があるのは当然でございます。しかしながら、時代の変化とともに、それも最終的にその用地をどうつかっていくのかというふうなことを固めていく時期も来ると思います。私は、ここで看護学校も有力な候補地の一つであろうとは思いますが、それに限定せず、市民の皆さん方からのご意見等々についてはいろんな角度から聞いていきたいというふうに思っております。例えば、北谷の地域の広場もありますし、あるいは梅林だってあると思います。あるいは、国士館を売却されるのであればそういった状況等もいろいろあると思います。市内全域を100として見た形の中で特定は、今現時点においてはどこどこという形においてはいたしておりません。いろんな候補地の中から絞っていくというような考え方でいいのではないかなというように思っております。つくるというふうな、建設するというふうな前提でもって進めていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） その後もですね、平成19年6月議会は佐伯議員が総合体育館が必要だと単刀直入に明確な質問をされてまして、井上市長なられたばかりですね、このときに必要性については十分認識していると今さっきお答えいただいたような内容で、この中でですね、福岡都市圏におけるスポーツ施設広域利用に関する協定書も整備していると。これは大きな大会の開催等についてということでご答弁されているんですけど、これがあるからじゃあ体育館が要らないのではなくて、これは要は料金のすり合わせみたいなたしか内容だったと思いますけど、それでよろしいでしょうかね。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 文化施設でありますとかそういった劇場でありますとか美術館等々については、それは単独でつくる必要は私はないと思います。むしろ、福岡市にゆだねたりそこに行く

というふうなことが距離的にもできます。しかしながら、この今申し上げております総合体育館等については、先ほども申し上げましたようにいろんな形態が変わったとしても、自治体の形態が変わったとしても、太宰府地域のエリアの方々が体育増進、健康増進のためにそこを使うと、あるいは各種の試合をするというふうなこと等については必要だというふうに思っております。それには、駐車場も一定程度の規模が必要であろうと。そういったことを含めた形の中で、私はこの総合体育館の建設については必要だと、建設の必要性があるというふうなことに踏み切って、どうしたら、どういうふうな形の中で建設していったらいいのかというふうな方向に知恵を絞っていきたいというふうに思っておりますのでございます。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員。

○9番（門田直樹議員） わかりました。

いろいろなご答弁の中で、なかなか具体的な場所ですね、時間、規模等については、まだ今の段階でというふうに感じたんですが、この今の総合計画が平成22年度で終了すると。その後に、明確にしていくというお答えもされておられます。その中で、去年の6月議会、ちょうど1年前ですが、我が会派の後藤議員から同じようにスポーツ振興計画について質問があった中で、当時の松田教育部長が具体的には7万2,000人、これは総合計画の本市の将来人口ですね、はそれぐらいだろうということを出してあるんですが、平成22年ですかねえ、まだ3,000人ほど足りんのですが、この数字というのははっきり出されているので、ここに行くまでにできる、つくるぐらいのあれなのか、それともこれになったら、よし、そろそろというのか、その辺のですね、それとこの人数というのもいわゆる1次関数というか直線じゃなくてですね、2次曲線で目標値に行くとだんだん鈍化すると思いますので、その辺の踏み切る時期ですね。先ほどの次の総合計画というのはわかるんですけども、やっぱり人数というのは少し大きなところですよ。

それともう一つが、将来的に広域行政なろうと、あるいは合併問題が出てこようと、この件に関しては必要だということも明言されておられますので、その辺のところですね、市の今後の発展のぐあいと総合体育館ということについて、もう一言お願いします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 財政状況を見ますと、平成24年度につきましては、ほぼ予定しておりましたように財政的にも若干ゆとりが出てまいります。それには、今、喫緊の課題として団地の中での道路整備の問題でありますとか、あるいは側溝の問題でありますとか、そういったことも含めてやり遂げた中での部分、100%できるかどうかわかりませんが、今回の経済対策債等々も使いながら、この辺のところ等についても充足させていきたいというふうな考え方は持っております。その延長上の中で、この総合体育館の見通しというようなこと等を、あとは財源的なものを、バックの財源をどうするのかというふうなことになってまいりますので、いろんな国のほうのメニュー化の問題、あるいはいろんな支援される団体等々も出てくるかもしれません。そういった資金面等々については、いろんな角度からいろんな基本構想、基本計画、

あるいは実施計画ができるまでの間については、きちっと整合性を整えていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） ありがとうございます。

一つは、ちょっと冒頭言い忘れましたが、いわゆるちまたで市長がもう建てるというふうなことを言われたとか、あるいは業界誌に何かそういう、何か基本設計ができたとか出たとか流れたとかという話も出てましたので、非常に私どもは体育の中でいろいろ活動しておりますのでよく尋ねられるわけです。そういうことで、質問したんですが、非常に念願でもあります。ただ、やはり太宰府にとっても大変な事業になるのはもちろんでございます。やはり母屋がしっかりせんと離れのことは到底やれませんか、まずは財政再建しっかり頑張られて、ぜひともこの我々の楽しみです、まず命にかかわるところ、教育とか医療とか、あるいは日常使う道路とかそういうのはもちろん大事ですけども、やはり人生楽しみがないとやれません。そういうまた健康の問題ですね、等々考えまして、もちろん身の丈に合ったということなると思いますが、早い実現を期待しまして、1 問目を終わります。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 男女混合名簿の質問に対してお答えいたします。

1 点目につきましては、平成19年度以降、小学校 7 校、中学校 4 校、全部で11校ございますが、11校につきましてご質問の出席簿、指導要録、卒業証書授与台帳は全部男女混合名簿でございます。

2 点目につきまして、さんづけの呼称は学校単位としては統一してはおりません。担任によっては、さんづけしている場合もあるようでございます。中学校では、さんづけはしていない場合が多いように感じております。

運動会の騎馬戦での男女混合で競技しているかにつきましては、ございません。ただですね、同一時に男女別々に行っている学校がございます。

3 点目につきましては、確かに即男女混合名簿を求めているものではないということはいえると思います。しかしながら、男女共同参画を考えたとき、男女が平等の立場で社会参画をしたり利益を受けたり、また責任を負うことは求められております。そのため、男女平等感の形成や人権学習などの男女平等教育を推進することが必要でございます。これらを考えたとき、男女それぞれ分ける必要があるときは別々に、そういう必要がないときはある決められた順で並べればよいものではないかと考えております。これらの事柄につきましては、私が知っている範囲でも私が校長をしておりました10年少し前から論じられて、今日の形に落ちついているものととらえております。

4 点目につきましては、さきに述べたように、教科指導や学校運営上から、また児童・生徒の発達等から論議され、今日の形になっております。今後の男女共同参画社会を見据えたとき、この男女が相互に尊重し合うという能力は欠くべからざるものと考えます。このような視

点から、ご理解いただくよう努力してまいります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 長いことこの問題をですね、いろいろ質問させていただきました。前教育部長のね、ど忘れした、部長ともよくいろいろやりましたが、部長さんも非常に見識のある方ですねえ、非常に真っ当な方というたら失礼ですけど、ごく普通なんですけど、要するに国の基本法があるからとかその他もろもろ世の流れみたいなことでご理解くださいというふうな、最後はこうなるんですよね。一方通行じゃないですけど、主張はするけども、なかなかうまいことかみ合っていないというふうなですね、ことなんですけど、ただ一般市民ですね、サイレントマジョリティーというかそのほとんどの市民は知らないとか関心がないとか、声を上げてない人たちは関心ないんですよね、それがどうしたのと。だけど、知らないうちにじわじわじわじわそこまで、足元まで非常に危ない毒が迫ってきていると私は思います。声を出してある方々は、何かしら思想なり、あるいは運動にかかわってやるような方が多いと私は思います。

でですね、結局はジェンダーフリーということにかかわっていくんですが、ちょっとまとめたというか引用したんですが、男女混合名簿の理由ですね、これはそれを推進する側の理由ですね、は男女別名簿だと、別ですね、だとそこに前後、上下、優劣などの序列が生まれると、男が先、女が後とか。序列が生まれると抑圧が生まれる。抑圧は支配、性支配の始まりである。これは支配、服従の関係である。ここから性別役割分担が始まる、いわゆるジェンダーですね。男らしさ、女らしさが生まれる。男は君、女はさんづけが始まる。これはつくられた性だと、自然の性ではないと。つまり、ジェンダーである。ジェンダーがあるから不平等が起こる。不平等をなくすには性差をなくそうと。つまり、ジェンダーフリー、性差否定をしましょうと。混合名簿というのはそのとおりじゃないですか、混合。なぜごちゃごちゃにする必要があるんですか。ごちゃごちゃにすることが、ごちゃごちゃにすれば何かそれが男女平等になるわけですか。本当にそうお考えかなあ。例えば、あいうえお順にしたら、うちでいったら安部議員は優秀で渡邊議員は劣るわけですか。そしたら、渡邊議員怒りますよねえ。その辺のことをもう少しお考えをお聞かせください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ある決まりによって並べるといいますから、別に安部議員がどうの、渡邊議員がどうのということではございません。ですから、あいうえお順でもあればABCの順でもあるんじゃないかと思います。私が小さいころは、たしか行政区ごとに並んでいたというような記憶はっております。でですね、先ほど確かに門田議員が言われるような論があることは否定いたしません。それに対してですね、また違った考え方、違った論を持ってある方もおられるのも、これまた事実だと思います。ですから、そういう論議をですね、学校に持ち込まれますと、学校は混乱するだけでございます。先ほど法律が云々という話が出ましたけれ

ども、私ども行政に携わっている者ですね、法律とか条例とか、またいろんな全体的なプランとか、それから例えば通知文書なんていうのは余り市民の方には拘束力はないようだけれども、行政にとりましてはかなりの拘束力があります。だから、そういうふうなものから、そういうものを軸にして現在の形をつくっているというふうにご理解いただきたいと思います。ですから、ジェンダーという言葉は私どもは使わないようになっているんですけど、そのジェンダーフリー、概念いろいろあると思いますが、そういうことがあるからですね、男女共同というんじゃなくて、先ほど申しましたように男女共同参画社会をつくっていくときに、男女平等とか人権尊重とかという立場を考えたときに、そういう教育をするその環境としてですね、必要なときは男女は同じような立場で一つの決まりに沿って名前順に並べればいいし、男女を分けなくてはならないときは分ければいいんじゃないかというふうにとらえているということでございます。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 今、学校に混乱をと今おっしゃられたんですけど、逆ですよ。学校が混乱を生み出しているんですよ。それを社会に、家庭に持ち込んでるんですよ。私はそう思いますよ。だから、何にもこういうふうなところが、門田一人が世の中で思っているんだったらこんなのはばかみたいな話で、たくさんそう思われて実際行動に起こしたり、あるいはあちこちで問題が起こっているからこういう質問をしているわけです。

また、先ほどから教育長、このご答弁の内容というのは、国の基本法とかその附帯決議ですね、に関しての通達等々に沿われたものだとは理解できます。だからといって、その地方の裁量が全くないのかというと、じゃあそもそも地方は要るのかなと、こういう行政組織が思ったりもしますね。一つ一つの文言というのは、主に2年といいますか、抽象的なことが多かったと思いますけれども、特に何々をしろとかですね、特に混合名簿なんていうのは、その言葉すらも出てきてません。これは、教育現場で特定の、そういう言い方はよくないかもしれないけれども、教育現場が主体となってやってきたと、いつの間にかやってきたとそういうことに、10年前からと言われましたけど、そうですね、それぐらい前からこれは自然自然と知らない、さっき言いましたようにいつの間にかこれが広まってきています。いずれはやめてもとに戻すべきだと思います。

まず、2つお答えください。

異なる性があり、性差が存在するのに、それを無視して一緒くたに、一緒にですね、扱うのは、児童の人権の侵害ではありませんか。

2つ目に、社会通念や慣行を一方的に差別的と決めつけ排除するのは、親の教育権の侵害ではありませんか。お答えください。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 繰り返すようですけれども、法律とかですね、条例というのは、行政はそれに沿ってやっていかなくてはならないわけですので、そこはいろんな考え方、意見がありま

しょうけど、そこは行政の立場ということも理解していただきたいと思います。ですから、そういう立場でやってきておりますので、一つの考え方に対して別の考え方というものを論戦合いますと、学校というのはこういうことでやっているとは言いながらも、いろいろな混乱を招くことになるんじゃないかと話しているのでございます。男女は確かに違うところは違うわけですから、違うときには分けてつくればいいじゃないかと先ほどから話しているところでございます。

それから、差別云々につきましては、別にそういうことを考えているわけではございません。でですね、確かに広く考えますと、男女別の名簿というのはほとんどないんじゃないかと思います。例えば、ここに議員さん方おられますけれども、別に男女別になっているわけじゃないんじゃないかと思います。

それから、これは随分昔の資料でちょっと記憶も定かじゃないと思いますが、こういうですね、男女別名簿を持っている義務教育レベルの幾つかの国で調べたところですね、当時で日本ともう一カ国ぐらいしか男女を別にしているところはなかったというような社会的な状況もあったということも背景にあります。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 社会一般と学校、私は学校のことを聞いているんですから、それは問題のすりかえだと思います。学校現場でのこういう混合名簿は問題だということを今、質問しているわけです。

広島県の、これ安浦町というんですかね、で議会で2003年12月議会でこういう質問があつとります。ある議員が、小・中学校の現場においてジェンダーフリー教育はどのように実行されているか、その内容を公表できる範囲で教えてください。また、今後どのようにされるかについてもお伺いしますという質問をされたんですが、教育長、長谷川教育長という方ですけどね、こっからが大事、よく聞いてください。ジェンダーフリーという意味は、社会的、文化的に形成された性別のことだと理解しております。人間として生まれた後に固定化されたような性差別を解消しようというのがジェンダーフリー運動だと言われています。全国あちこちの県で運動が行き過ぎていないかという論議がされているようですが、この運動が教育現場に持ち込まれてはならないのは当然でございます。具体的には、男女別名簿を男女混合名簿にしたとか、運動会においては男女混合の徒競走とか、呼び名もすべてさんづけで呼ぶなどのことが行われています。男子は君、女子はさんが日本の呼び名の文化だと思います。広島県内でも、過去、学校教育の現場にそうしたことが持ち込まれた経緯、いきさつがあります。学校教育は、指導要領に基づき公正中立でなくてはなりません。すべての教育活動について、それを行う理由を保護者にきちんと説明ができなくてははいけません。本年度、既に町内の校長会に対して、このような運動にかかわった教育活動について見直しをするようお願いしているところです。これが2003年12月ですね。そして、その後、4月1日にこの安浦町の小学校、学校では職名で

すね、職名が出て、校長の職名で今年から男女別名簿にする、男の子は君、女の子はさんと呼ぶを実施させたということですね。まさに、炯眼というか良識そのものであるし、正鵠を射ていると思います。

なかなかこれ以上議論といいますか、話しても少しすれ違いがあるんですけども、やはり大もとの法律をね、いつかどうかせないかんと思います、これは国の問題ですから。しかし、自治体でやれる、いろいろ判断できることはまだまだあると思います。この件に関しましてはまだ始まったばかりです。ちょっと私ごとで恐縮ですが、うちのちびもあと2年後に小学校入ります。それで、断固別にしろと私は、これは通知ですね、話し合う必要はないと思いますから、通知をする、いたす所存です。同志も募ろうと思ったりします。まだ始まったばかりで、今後また質問させていただきます。よろしくお願いします。終わります。

○議長（不老光幸議員） 9番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、7番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔7番 橋本健議員 登壇〕

○7番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の教育行政について1項目3点に絞り、質問させていただきます。

日本の教育を顧みますと、我が国において1872年、明治5年に学制が發布され、新政府のもと、全国的な学校教育が始まったわけですが、低学年の初等教育4年間は国民のすべてが就学すべきことを定め、数年間で2万校以上の小学校が整備され、約40%の就学率だったようです。この時代は、まだまだ生活苦で学校に行けない子供たちが大半であり、また教科書も十分に整備されておらず、就学の強制力も非常に弱かったようで、教育が制度化され、義務教育という文言が登場したのが明治19年と言われております。その後、数回の教育令が改正され、太平洋戦争突入の昭和16年、国民学校令の公布、初等科6年、高等科2年の義務教育8年に規定されておりましたが、戦時下で教育もままならなかったようです。そして、終戦を迎え、昭和22年に教育基本法及び学校教育法が公布され、小学校6年、中学校3年、計9年の義務教育が施行されて現在に至っているわけであります。

さて、主要国の就学率を見ますと、日本が99.9%と一番高く、次にアメリカ、イギリス、ドイツ、そして99.0%のフランスの順となっております。確かに、我が国は高い就学率を誇っておりますけれども、経済的な理由や病気により、わずかではありますが、長期の欠席者があり、問題は30日以上の不登校、ひきこもりによる児童や生徒が平成19年度で13万人いると言われ、年々増加の一途をたどっていることです。特に最近は、ネット上における誹謗中傷が拍車をかけ、人間不信に陥り、不登校に発展してきているケースも出てまいりました。また、親のしつけや家庭の教育力が低下し、子供にとって家庭が何よりのかけがえのないよりどころであるべきなのに、親との会話や団らんもなく、寂しさの反動で非行に走り、警察のお世話になる子供たちのいかに多いことか、大変嘆かわしい事態を迎えております。

そんな中、平成20年度は強盗、暴行、傷害、脅迫、恐喝、窃盗、詐欺、横領、強姦、放火な

どの刑法犯で検挙された青少年は、福岡県内で7,085人、非行率でいきますと6年連続全国1位の不名誉な記録をつくってしまいました。さらに、夜回り先生の著書にもありますように、劣悪な家庭環境から家を飛び出し、薬漬けで生きる目的を失った子供たちが全国至るところに存在しているという現実も忘れてはなりません。また、殺人事件が毎日のように新聞やテレビで報道され、だれでもよかったあるいは殺してみたかったなど尋常では考えられないショッキングな発言があり、将来を担う子供たちが屈折した精神状態にならないよう、我々大人が正しくかじ取りをしていかなければなりません。このような現状を打開するためには、各自治体あるいは教育委員会が中心となり、学校、家庭、警察、地域が一体となって真剣な論議を重ね、防止策に取り組み、強力な歯どめをかけていくべきではないかと痛感する次第であります。

そこで、質問をいたします。

1点目は、学校現場における質問ですが、鎮静化した雰囲気の中、実情はどうか。太宰府市内の小・中学校11校のいじめや不登校の現状と対策についてお伺いいたします。

2点目は、青少年の非行や凶悪な犯罪は後を絶たず、日本の将来を悲観する声はとて多く、不安です。我々大人が正しく導く責任があると思いますが、では行政として今後の青少年育成をどう考えるのか、その強化策をお尋ねいたします。

3点目、本市には5カ所のアンビシャス広場があり、それぞれが特徴を出して地域で子供たちの育成に力を注いでいます。外遊びを通して心と体が育つアンビシャス広場づくりの推進について、市長の見解をお聞かせください。

以上、1項目3点につきましてご答弁をお願いいたします。再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） ここで14時15分まで休憩します。

休憩 午後2時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

教育長。

○教育長（關 敏治） 市長へのご質問でございますが、教育全般でございますので私から答弁させていただきます。

まず1点目ですが、本市におきましては、平成20年度では不登校は小学校で17人、中学校は37人でございます。いじめは、小学校で1件、中学校で3件の報告をもらっております。対策につきましては、スクールカウンセラー、養護教諭、生徒指導担当教諭、担任、校長、教頭がいろんなケースに対しまして児童・生徒の今後の対策を協議する場を設定しております。また、不登校対策といたしまして、心理的、また情緒的等の理由で登校したくてもし切れない児童・生徒に対しては、適応指導教室、つばさ学級に入校してもらい、保護者と学校との連携をとりながら、さまざまな活動や体験を通して自立や学校復帰を目指す援助、指導を行っており

ます。さらには、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行い、その児童・生徒の悩みや相談に対する助言を行っているところでございます。今後とも、福岡県いじめ問題総合対策に基づき、いじめの早期発見や指導に努めますとともに、一人でも不登校が少なくなるよう努めていきたいと考えております。

次に、青少年の社会教育強化策についてですが、福岡県の少年非行の情勢を言いますと、非行者率は6年連続全国ワースト第1位で、検挙、補導された生徒の数は悪いほうから4番目となっております。このような中、筑紫野警察署、行政、関係団体等と連携をとり、毎月第2、第4金曜日の午後10時から2時間、補導連絡協議会を中心に小・中学校、PTA、保護司等による夜間巡回指導を実施しております。今後、青パト、赤色回転灯装着パトロール車による地域巡回活動を警察、行政、各関係団体とも連携をとり、青少年の非行防止に向けた活動を強化したいと考えております。他方、青少年を育成するという観点からも、少年の船を初めジュニアリーダーズクラブ、子ども会リーダーの育成等にもより一層取り組んでいきたいと考えております。

次に、アンビシャス広場づくりの推進についてですが、青少年アンビシャス運動は、福岡県が豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持ったたくましい青少年を育成するために、平成13年から県民一体となって取り組んできた運動です。本市においても、平成13年に国分、平成15年につつじヶ丘、三条、平成16年に青葉台、太宰府南小の5広場が開設され、今日に至っております。今後、明日の太宰府を担う子供たちを育てるために必要な事業と考えております。ただいまの貴重なご意見を参考にさせていただき、アンビシャス広場づくりの推進に向け、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） では、まず1点目の学校における現状と対策ということで、今、不登校、いじめの平成20年度の件数をご報告いただきましたけれども、教室にですinee、入らずに保健室登校というのも最近の傾向でありまして、これが実際どれぐらい小・中学校であるのか、これはわかりますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 保健室登校の人数につきましては、本年度は6月9日現在でございますが、小学生が2人、中学生が10人となっております。その内訳でございます。小学校は太宰府小学校1人、太宰府南小学校1人、また中学校では学業院中学校3名、太宰府中学校2名、太宰府西中学校5人となっております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 詳しいご報告ありがとうございます。

不登校に戻りますけれども、平成20年度の今の報告では17人の37人で54名になりますよね、小・中学校合わせまして。それで、平成19年度がですね、12人の44人で66人あったんですよ。

ね。平成18年度も11人の46人で57人と。平成20年度は若干減って、やはりその対策、先ほど申されましたスクールカウンセラーですか、これの効果がちょっと出ているのかなという感じもいたしております。

質問に入らせていただきますけども、その教育現場を預かる先生方、本当にこれは大変な苦勞があると思うんですね。そこで、学校教育課の協力のもと、教育委員会でその対策をこれからもしっかりとですね、講じていただきたいというふうに考えております。ここにですね、教育委員会がおつくりになった太宰府市教育施策要綱がございます。その中に、悩みの相談体制の充実に努め、不登校児の指導体制の充実とうたっておりますが、そのほか先ほど申されました対策のほかにですね、どのような教育相談体制を実施されたのか。もし新たなですね、今年、今年度でも結構ですが、ご計画があるのか。相談体制についてちょっとご回答をお願いしたいと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今のご質問でございますが、済いません、子供の相談でしょうか、それとも先生の……。

（7番橋本 健議員「いやいや、子供の。子供を対象にした」と呼ぶ）

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど不登校の件数を申し上げましたが、これは1回不登校としてカウントしますと、その人数はずっと行くわけですが、その中には昨年の場合、小学校が2人と中学校は2人が復帰しているんですね。それは、不登校の集計の中にはその復帰した分が引くということはあっておりませんので数はそのままなんですけど、今言いましたように合計4名が復帰しているんですが、特に中学校のですね、復帰に大いに効果があったんじゃないかと思われまして、先ほど申しました保健室指導をですね、特に学業院中学校はワラビー学級という名称で、先生方がかわりばんこに指導に当たったり相談に乗ったりしてですね、それが学校への復帰の効果になったというふうに聞いております。そういうふうないろんな学校でも取り組みをいただいているところでございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 中学校は今、スクールカウンセラー体制をとられてますよね。これは4中学校全部なのかですね、それからその実施校と実施回数、年間ですね、そういった実施状況をちょっと教えていただければと思うんですが。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） スクールカウンセラーは、中学校4校すべて実施しておりまして、毎週1回4時間ないし8時間、カウンセリングを行っております。相談者は、保護者だけとか子供だけとか、あるいは子供と保護者とかいろいろなケースがございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 中学校はスクールカウンセラーが入って、今、ご答弁ありましたけれども、充実しているということなのですが、小学校の相談体制というのはどういうふう  
に。さっきのやっぱりワラビー学級という形で、先生方が相談体制をしかれているのか、小学校の場合はどんなでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど部長が申しましたように、このスクールカウンセラー等の配置が中学校単位になっておりますけれども、特に小学校のほうにもですね、そういう相談の必要性があるときには小学校に行っていただいたり、または中学校に来ていただいたりしながら相談を受けているという現状でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） わかりました。

この不登校やいじめに関してはですね、学校教育課や教育委員会が中心となってですね、カウンセラーを交えた適応指導教室ですか、つばさ学級、これらとの連携、つまり協力体制をとってですね、意見交換や強化策についての定例会議などをぜひ実施されたらどうかというふうにちょっとご提案したいんですが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 今後は、学校、それから担任、養護教諭との連携を深めますとともに、市内の小・中学校の校長及び教職員、それから生涯教育関係団体、識見者等も含めました、交えまして、太宰府市適応指導教室運営委員会を開催したいというふうに思っております。登校できない状態にあります児童・生徒に関する実態調査や情報交換を密に行っていきたいというふうに考えております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ実施していただくよう強く要望しますけれども、これはやっぱりいろんな立場の違ったですね、教育に携わる関係者の方々のご意見あるいはいろんな問題をですね、話し合うということ、こういう横のやっぱり話し合いというのが必要だと思うんですね。それらによって、いい対策が生まれてくるかもわかりませんので、ぜひよろしく願いをしておきます。

今、学校現場というのは非常に難しくなっておるというふうに聞いております。例えばですね、自己中心的な親が少しずつ増えていると。全国的な傾向として、保護者から学校あるいは先生に対する理不尽な要求、例えばですね、うちの子供に掃除をさせないでくれとかですね、学校で洋服が汚れたから学校で洗濯してくれと、あるいは風邪で休んだので、その分の給食費を返してくれ、こういったですね、さまざまな親のいちゃもんですね、こういったものの、モンスターペアレントが多くなってきたと伺っております。教育委員会内にその対応専門チームを設置するという提案もあるようでございますが、本市はどれくらいこういう親のい



やもんがあるのか知りませんが、こういう深刻な問題などですね、情報収集をさせていただきまして、またその対応策についての教育委員会で論議をしていただければなあというふうに思っております。

2点目の青少年対象の社会教育強化策について質問をいたします。

答弁の中にもありました太宰府少年の船、これも私も乗船をさせていただきましてね、すばらしいイベントをされ、またすばらしい子供たちを見ることができました。例えば、規律を大切にですね、協調性を重んじた団体行動、こういったことには大変感心をさせられましたし、また青少年健全育成の一環としてその参加ですばらしいジュニアリーダーズというのもございます、ジュニアリーダーズクラブですかね。いずれもやっぱり私、個人的にはですね、もっともっと支援というか応援をしてあげたいというふうに考えるんですけども、もっと予算づけをしてですね、活動の支援をしてほしいと思うのは私ばかりではないと思うんです。教育分野に力を注ぐとおっしゃいました市長、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 太宰府ジュニアリーダーズクラブにつきましては、少年の船を卒業されたOBの青少年の皆様方で結成をされております。市内在住の中学校あるいは高校生で組織をされておりますボランティアグループでございます。その活動の内容等については、地域の子ども会活動に協力でありますとか、あるいは地域ボランティア活動、あるいは指導技術等の向上並びに会員自身の精神向上を図ることを目的として活動をされております。また、太宰府少年の船協会も、市内に在住されるボランティアで構成をされ、少年の船を通して青少年の健全育成に寄与することを目的として活動されておることについては、私も承知をしておるところでございます。今日までもこの少年の船、あるいはこういった青少年の育成等については、以前は観世音寺の区画整理地内の一つの掘っ立て小屋的な形での少年の船の事務所でございました。私も総務部長のときでしたけども、現状をかいま見たときに、これで青少年の拠点、センター的なものはこれでいいのかというふうなことを強く思った時期がございました。そういったことがありまして、ちょうど食堂として開設をしてありました図書館の横、中央公民館の今の現状の地でございますけれども、青少年の育成のセンター、少年の船の事務局として提供、便宜供与しておるといふような、そういった無償の中での支援、それから予算的には本年度81万円という少年の船の支援をいたしております。総合的なそれ以外の不言の協力も含めて、私どもは支援をいたしております。可能な限り、この活動等ができるような形の中で努力をしていきたいというふうに思っております。その評価については、私もこの身の中で体を通してわかっておりますので、後方支援をしていきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ゼロが2つつくようにですね、支援をしていただければと。来年度でも結構ですが、ひとつよろしく願いをしておきます。

それから、青少年健全育成のもう一つの組織ですね、補導連絡協議会。このやっぱりいつも

私、思うんですが、非常にやはり青少年の非行の抑止にですね、非常に貢献されているというふうにとらえております。議員の方もですね、補導員として熱心に活動されておりますけども、議員のほかに今、警察署の方、それから教職員、PTAの方というふうに聞いているんですが、構成メンバーが何名ぐらいいらっしゃるのかですね。いつどのような活動をされているのか、ちょっと詳しくわかりましたらお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 太宰府市補導連絡協議会の構成メンバーでございますが、筑紫野署署長委嘱の補導員が22名、内訳としましてはボランティア、それから少年指導員、民生児童員、保護司さん等でございます。それから、筑紫地区少年センター少年指導員8名、それから小・中高、短大、大学の生活、生徒指導等の先生20名、総計で50名で構成されております。活動の状況でございますが、毎月第2、第4金曜日午後10時から12時まで夜間街頭補導をしていただいております。それから、長期休暇前後の定例会、これは年5回ほどいろいろ集まって協議をしていただいております。それから、市、天満宮等のイベント等の街頭補導と、それから白いポスト等の回収というようなことで活動いただいております。最近の巡回補導の成果といたしましては、西鉄五条駅前広場の環境浄化につながっております。これも大きな成果だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 夜間巡回といいますか街頭補導活動を第2、第4にされているということですが、先ほども申しましたように非常にこれは少年非行阻止のですね、貢献度が高い。それから、こういう青少年の環境浄化活動のおかげで、本市は問題行動といいますか少年の犯罪も少ないんじゃないかなと思っております。これは大変ありがたいですね、今後もやっぱり補導連絡協議会やおやじの会というものもあるそうですが、大いに期待をしたいと思っております。

3点目の質問ですけれども、第四次総合計画後期基本計画に家庭や地域の教育力向上を目指した社会教育の推進をうたっております。どのようなことを実施されてきたのか、あるいはされているのか、今までの実績がございましたらおしえていただけますか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 教育委員会では、保護者などが家庭教育に関する学習を計画的、継続的かつ集団的に行う事業として家庭教育学級を1971年、昭和46年から開設し、継続して開催してまいりました。家庭における教育力の育成、支援策として、元気と笑顔の親育ち、子育てを目指し、市内小・中学校において12学級を開催いたしております。家庭教育はすべての教育の出発点と位置づけ、基本的な生活習慣や豊かな情操、善悪の判断、社会的なマナー、自制心や自立心など、生きる力の基礎的な資質や能力を育成する上で重要な役割を果たすと考えており、推進していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7 番橋本健議員。

○7 番（橋本 健議員） 何か昭和46年から実施されているということですが、非常に伝統があるんですね。この家庭教育学級、やはりこの今はやっぱり先ほども申しましたようにですね、親の教育が、親を教育したい、しなくちゃいけないという状況になっていると思うんですね。ただ、難しい、さっきのモンスターペアレントじゃないですけど、こういう親ほど参加しないんですね。そこにまた問題があるということで、非常に難しいということがあると思うんですが、ぜひこれは家庭教育力の向上につながりますので、ぜひ継続してやっていただければなと思っております。

子供の教育は何といってもですね、家庭が原点であることは言うまでもありません。子供は親の鏡と言われるように、親の生活態度あるいは言動、接し方など家庭環境に影響を受け、心豊かに育つかは親次第と言えるでしょう。家庭でのしつけや教育力の低下、また共稼ぎによる親子の対話や団らんの欠如は愛情不足を招き、問題行動を起こしがちです。したがって、時間的な余裕のある地域の方が見守り、応援する、これがアンビシャス運動なんです。

3 点目のアンビシャス広場づくりの推進に入らせていただきます。

先ほどは教育長にもご見解を述べていただきましたけども、十分にご理解いただけているというふうに思っております。このアンビシャス運動は、将来を担う豊かな心、幅広い視野、それぞれの志を持ったたくましい青少年の育成を目指した福岡県の県民運動であります。

ここでちょっとリーフレットをごらんいただきたいと思うんですが、開いていただきますと、今、太宰府市内には5つの広場がございます。基本的には、子供たちの自由遊びでございます。いろんな昔遊び、それから道具、遊び道具ですね、これらをいっぱいそろえて、それぞれが自分の好きな思い思いの遊びを自由に楽しんでおります。一番先に取り組みされました国分アンビシャス広場、ここはこま回しが非常にうまいといいますかレベルが高い広場でございます。私たちも小さいころ、こま、けんかごまやっておりましたが、私も一回参加させてもらったんですけども、子供に勝ちません。すごくレベルが高くてですね、手乗せなんかは1時間とか2時間回す子がいます。こまも非常に凝っておりまして、けんを研いだりですね、すごい子供たちが小さい子から大きい子まで一緒になってけんかごまに今、夢中になっている広場でございます。それから、三条アンビシャス広場は、田植えとか稲刈り、脱穀、それから草木染めとかこういった伝統行事をですね、重んじておられて、子供たちの育成に努力されている広場と。それから、太宰府南小アンビシャス広場は、放課後ですね、学校の施設、体育館や運動場を使って子供たちが伸び伸びと遊べる雰囲気をつくってらっしゃる。ここも季節に応じてですね、節分の行事、あるいは端午の節句、七夕祭り、お月見、こういった伝統行事も取り入れながら育成活動に当たっておられます。それから、つつじヶ丘アンビシャス広場と青葉台アンビシャス広場、私どもも自由に子供を遊ばせておりますが、ここではですね、3年生の総合学習の中に授業に入りまして出前アンビシャスというのを実施しております。つつじヶ丘と青葉台でスタッフ23名が学校に行きまして体育館に入って、8種目の競技を、種目を子供たちに体験

させるという学習、これ授業の一環として取り組んでおります。こういったそれぞれがですね、いろんな特徴を出しながら広場で子供たちの育成をしているわけでございます。

後ろのほうには、横山先生の記事が掲載されておりますけれども、これは自宅に帰られてしっかり読んでいただければと思っております。レポート提出は要りませんので、よろしくお願いいたします。

昨年度はですね、昨年度からこの5つの広場が協力し合いましょうと、何か連携事業をやりましょうということで実施をいたしました。連携事業の準備と事業の実施は大変ハードでございましたけれども、アンビシャスのますますの発展を願い、普及促進のためにですね、頑張った次第であります。例えばですね、どんなことをやったかといいますと、リモコンカーを製作して別の日に水城小体育館で、フィールド内でピンポン球使ってリモコン動かしながらサッカー大会をやらせるとかですね、それから地域の教育力を考えるシンポジウムを開いたり市民政府まつりへの出店とか、それから紙飛行機大会、これは日本紙飛行機協会の専門の指導者の方に来ていただきまして、普通の紙飛行機とは違う本格的な2機を子供たちにつくってもらって競争をさせると、広場対抗戦こういったものもやりましたし、市民ギャラリーでの写真展示会、こういったものを開催しております。通常活動としましてはですね、広場では毎週2回やっている。5つの広場がそれぞれ年間90日から100日の開所ということで、子供たちを見守っているわけです。

私は思うんですが、周年行事を追うのもいいんですけども、こういったですね、継続した活動、こういったものが社会性、あるいは子供たちの地域の教育力を高める方法としては一番最適でありますし、その遊びを通して自主性、社会性、それから協調性こういったものがはぐくまれて、少年非行抑止策としてベストじゃないかなあというふうに私は思っております。今回この質問をさせていただきましたのは、いろんな社会問題、子供たちの育成、将来を担う子供たちが非常に危ないという私は危機感を持っておりますので、ぜひですね、太宰府市内でももっともっとうこういったアンビシャス広場を普及していただきたい。こういうお願いを込めてですね、質問させていただきました。

けいこ等やら習い事があります、子供たちも。でも、その合間を縫って走って遊びに来るんです。来るや否やですね、橋本っちゃん、ドッジしよう、こういったようなおねだりをしたりですね、それから子供たちも非常にストレスがたまっているんです。外でドッジボールやキックベース、竹馬、館内では卓球、おはじき、けん玉、皿回し、こういった昔遊びにですね、思い思いに遊んでおります。こういったことが逆にまたお年寄りに対してもですね、元気を与えております。その元気と子供たちの屈託のない笑顔を見るのが私たちの推進員の活力源になっております。そして、もう一つの一歩のポイントといいますか特徴はですね、1年生から6年生までが男女一緒になって遊ぶ、これここにアンビシャスのすばらしさがあるんじゃないかなというふうに考えております。

質問に入らせていただきますけれども、高齢化社会を迎えて、子供たちの声がなくなった地

域や住宅が多くなってきたという声も聞こえてきます。地域活性化のためにですね、もっともっと広場づくりの普及にお力添えをお願いしたいと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 広場のボランティアとして地域の高齢者の方を迎えることは、大変いいことだと考えております。家に閉じこもりがちな高齢者を外に連れ出す、出ていただくということは、精神的にも健康的にも大変いいことだと思っております。また、子供たちが高齢者と触れ合う、交流することが、いろいろなことを体験し、高齢者を大切にする心を学ぶことができるというふうに思います。このことが地域活性化のための一つになるかというふうに思いますので、今後も条件を整えて整備していきたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） 昨日の質問にもありましたけれども、小学生の体力の低下が叫ばれ、体力テストの実施という話も出ておりました。広場で遊ぶ子供たちの元気な姿を一度ですね、じっくりごらんになっていただきたいと。その遊びの中で体力もついて、御飯もしっかり食べ、ぐっすり眠るという健康的な生活になります。こういった継続した遊びの中で仲間意識や友達ができて、いじめや不登校の防止策にもなると思うんです。市長や教育長や教育部長にぜひですね、広場の視察に来ていただきたいというふうに、一度でいいですからぜひ来ていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（不老光幸議員） 教育部長。

○教育部長（山田純裕） 私も以前、市内を業務で巡回した際に、広場で遊ぶ子供たちの姿を目にしたことは、見たことはございます。広場の中に入り、一緒に遊んだことはございませんが、今後時間をつくりましてできるだけ現場のほうに出向きたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） 私は絶えず現場へ出ておりまして、そういった国分、土曜日の日でしたかね、国分でもアンビシャス広場の中で子供たちが遊んでおった光景を見ております。私は、子供はそういったアンビシャス広場、私どもが小まいころは、佐伯議員とも一緒ですけども、創意工夫してみずからの道具をつくり、そして遊んでおった。そのことが私、今の社会に出た段階でも役立っておると、上下関係も含めてです。たたかれたりけがしたりしましたが、それが役立っているように思います。もっともっと野心的な子供たちができてくればなというに思っておるところです。大変いいことだと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ありがとうございます。

常々ですね、市長は現場主義を唱えていらっしゃいますので、ぜひですね、ゆっくり、お忙しいでしょうけど、1時間ぐらいですね、時間とっていただきまして、子供たちと一緒に遊んでいただければなあと思っております。

今、校区自治協議会がどのように進められているか、課題も非常に多いと思いますけれども、この進め方によりましてはですね、子供を通して大人の交流といった相乗効果も期待できるんです。それから、人と人との広がりが出てまいりますので、この広場づくりは地域コミュニティ推進の起爆剤となるやもしれません。

そこでまず、市内にですね、3カ所から5カ所の広場設置という目標でも結構でございますが、運営方法については幾らでも応援、協力をさせていただきます。募集要項をつくってですね、この6つの校区協議会にひとつ問題提起じゃないですけども、呼びかけをしていただきたいというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 協働のまち推進担当部長。

○協働のまち推進担当部長（三笠哲生） 今、橋本議員からご提案がありました件につきまして、校区協議会の理事会、各区の自治会長がお集まりいただきながら協議を進めているところでもありますので、一定の協議会の編成等が終わったところでタイミング見計らって、また橋本議員といえますか、アンビシャスの連絡協議会ですかね、そういう情報も流しながら双方の中で協議を進めていただければと思います。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） よろしくお願ひしときます。

最後の質問なりますけれども、福岡県はですね、まだまだアンビシャス広場づくりを募集しているんですね、実は。ただ、ここで申し上げたいのは、もうちょっとですね、市のほうが積極的に奨励をしていただきたいということをお願いしたいんです。例えば、週2日間の開所であれば、初年度60万円の運営資金が出ます、こういう補助が出ます。内訳は、国が20万円、県が20万円、市が20万円と。この20万円をけちってどうしますか。出してくださいよ。仮に、5カ所でできれば、市の負担は100万円なんです。教育施策要綱にも、福岡県と連携し、青少年アンビシャス運動の推進というふうになってあります。同時にですね、昨日も出ました放課後子どもプラン、この居場所づくりの政策を国自体も推進しているわけです。ですから、未来に羽ばたく数多くの子供たちのためにですね、アンビシャス広場の促進に教育投資をしていただきまして、真っすぐで思いやりのある子供たちの育成支援をぜひ市長にお願いをしたいというふうに思います。ご答弁をお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 市長。

○市長（井上保廣） このアンビシャス広場づくり事業につきましては、子供たちが地域の中で自由に集い、年の違う年齢の友達と集団で遊んだり、あるいはさまざまな体験をしたり、あるいは地域の高齢者でありますとか、あるいは大人とのかかわりができるような子供たちの居場所づくり、地域の人々の協力を得ながら地域ぐるみで子供たちを育成する基盤づくりを目指すものでございます。未来を担う子供たちは、私は太宰府市の、あるいは社会の宝であるというふうに思っております。今後もアンビシャス広場づくりにつきましては、財源的なことも含めまして検討をしてまいりたいというふうに思っております。皆様方、頑張ってくださいよう

にお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員。

○7番（橋本 健議員） ぜひ、広場づくりの普及といいますか、普及、拡大、これをお願いしたいというふうに思っております。子供たちがこの広場に来ることによって、意思伝達、こういうコミュニケーションですね、これが図れるようになるんですよね。そうすると、友達ができる。友達ができると、いじめにも遭わない。皆さん、考えてください。学校に行って自分の好きな友達、気の合う友達がいたら、学校休みますか。勉強は嫌いだけど、休まないですよ。やっぱり自分の気心の知れた友達がいれば、学校行きますよね。これを培うのがアンビシャスなんですよ。消極的で友達もつくれず孤立し、パソコンやテレビゲームなど室内遊びが好きになってですね、心の育成をこういうふうに阻害している、こういうパソコンゲームなんかですね。ですから子供にとって外遊びは何事にもかえがたいたくさんの学びがあり、心と体の成長を促すことは言うまでもありません。いじめや不登校の予防として、また少年非行や犯罪的確な抑止策として、このアンビシャス運動の奨励をぜひご検討いただきますことを強く強く要望いたしまして、私の質問を終わりにします。

○議長（不老光幸議員） 7番橋本健議員の一般質問は終わりました。

次に、15番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、1項目4点について質問いたします。

太宰府市の西方面の地域は、私たちの子供のころの遊び場であった山里が大型団地に開発され、そして佐野土地区画整理、通古賀土地区画整理、吉松東地区の区画整理などが施行されてでき上がり、この地域は最近、目まぐるしく発展、良好な住宅が形成されました。そのことにより、公園、道路、歩道、そして上下水道など生活環境がよくなり、アパートやマンション、店舗、住宅などが建ち初め、人口も増えてまいりました。しかしながら、区画整理が困難と思われる吉松地域と区画整理が行われていない向佐野の一部地域では、開発された地域からの人々の流れが増加し、朝夕のラッシュには通学、通勤の自転車、バイク、自動車などが集中、渋滞して非常に危険な地域になっております。特に雨の日には、それらに加え送迎の車も増えるためさらに危険な状態になっており、幸いにも死亡事故につながる大事故にはなっていませんが、たびたび接触する事故が起こっております。

そこで、特に市民の安全・安心な生活確保のためにも、危険な道路と交差点について早急な対応が必要と思われますので、次の4点について質問いたします。

まず1点目は、市民プール前、落合橋の交差点に横断歩道の設置をお願いしたいのであります。以前にも信号機の設置が要望されていたと思うが、難しいようなので、せめて歩道の設置をしてもらいたい。旧看護学校跡地を利用されている障害者団体の方々のためにもお願いしたい。

次に2点目は、吉松の山崎設計前の変形した交差点は、通勤、通学、自動車の運転には非常に見通しが悪く、危険な交差点となっています。以前にもここは私も一般質問で取り上げたとありますが、行政でこの点について改良する対策を考えたことがあるか伺いたい。

そして次に3点目は、今まで何度となく一般質問をいたしておりますが、水城駅前通りの拡幅計画、また旧百田商店前のJ R踏切交差点の改良計画の進捗状況について、今どのように進んでいるのかお伺いしたい。

最後に4点目は、下川原橋近く的高速道トンネルから吉松J R中道踏切を通り県道31号線をつなぐ道路計画について、今現在どのように考えられているのか伺いたい。

以上、前向きな誠意ある回答をお願いして、再質問は自席にて行います。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 1点目の市民プール前、落合橋の交差点につきましては、通古賀地区都市再生整備事業が平成20年度に完了いたしまして、交通量が多くなっている箇所がございます。市民プール前にあります福祉施設には現在、障害者団体の事務局がありまして、この施設を利用されています障害者の皆さんが安全に道路を横断できるように、筑紫野警察署に横断歩道の設置を強く要望してまいりたいというふうに思っております。

2点目の山崎設計前の変形した交差点の改良につきまして、この交差点は南側に開水路が存在するために、道路法線が南北方向と東西方向で折れたようになっております。このため、見通しが悪く、危険な交差点と感じられているかと思われます。抜本的な対策といたしましては、交差点の改良となりますが、水路の改修や地権者の同意等の問題がありますことから、まず早急的な対策といたしまして、路面標識等によりまして注意喚起を図るような地元区自治会の意向も確認しながら調整してまいりたいというように考えております。

3点目の水城駅前通りの拡幅の件でございますけども、J R土居踏切、いわゆる旧百田商店前の交差点に右折帯の設置を目的といたしまして整備を行っております。現在、3件の移転協議が成立いたしまして、平成21年度は拡幅用地を確保できた箇所におきまして土どめ工事、排水工事、交差点部分の水路工事を予定しております。道路の拡幅工事につきましては、平成22年度に現在の道路部分も含め整備を行う計画でございます。

4点目の道路計画についてでございますが、以前に国道3号からJ R中道踏切を通り県道31号線までの道路計画を検討したことはございますが、J R中道踏切の拡幅及び立体交差等が非常に困難であるという結論が出ました。このことから、具体的な検討を行い切れてない状況でございます。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 1点目ですが、警察に要望するということですが、あそこは通古賀の区画整理により、おかげさまで右左舗道ができて、点字ブロックまできれいに整備されているんですが、その橋を越えるとその点字ブロックがなくなるわけで、今、看護学校跡地に障害者



の方が土地を利用されておられますので、洗出からずっと歩いてこられるわけですね。それで、もし横断歩道をつくるとなれば、今、市民プールに行くほうは横断歩道が一つあるんですよ。その横断歩道を渡って市民プール側から看護学校へ行く横断歩道をつけていただきたいというか、あと2カ所、3カ所はそこだけしかないんですよ、あとのそれは、洗出から来る横断歩道はですね、あの交差点の横断歩道は。3カ所までつくるとなると大変だろうと思いますが、1カ所だけでも早目につくっていただきたいんですけど、その辺のところの考え方というか、警察への要望はどのようにされていますか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 現地のほうを私のほうも見てまいりまして、確かに横断歩道がですね、交差点の中では4カ所歩道がつくのが一番ですね、歩道といいますか横断歩道がつくのが好ましいわけでございますけども、実は橋のところから洗出のほうに行きますとすぐに踏切がございますして信号がございますして、そこにも横断歩道がございますして、警察のほうの基準といましては、横断歩道は大体200m単位で考えているということもお聞きしておりまして、そうしますと当然距離が短うございます。非常に難しいんですけども、そのところを新しく施設ができたということ、そしてまた新たに福祉の施設がそこに入っているということ、そこを考慮していただいてですね、できるだけその横断歩道の設置をお願いしたいというような形で要望をしております。また、近いうちにもですね、再度市内の横断歩道の線の薄いところも全部含めまして総合的に見てまいりまして、まとめましたところで筑紫野警察署のほうに要望を掲げてまいりたいというふうに思っております。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ぜひ早急をお願いいたします。というのも、あそこはマンションはできたし何かスーパーも店もできているし、あそこの朝夕のラッシュ時には落合橋まで以上にまだつながって非常に危険というか、とまっている間を渡るような状態になりますし、またそういう横断歩道がないところを渡っていると、どうしても歩行者が悪くなるというか、そういった意味でもぜひ早々につけていただきたいと思います。それで、1点目の質問はよろしく願いします。

2点目の吉松の山崎設計前の変型した交差点ですが、あそこは最近に学生、高校生の自転車の横断というか、あれが非常に多いんですよ、朝。非常にカーブになってますし、5号線の信号からおりてくるときは坂道に、やや坂道なもんですから少し飛ばしてくるんですよ。そういった意味でも非常に危険ですので、ぜひ前向きに処置していただきたいと、早々をお願いいたします。これは検討するということですので、よろしくお願いします。

あと、3点目のJR水城駅前通りですが、これは最終的に拡幅するのは踏切の交差点から水城堤防までですか、中途ですか。その区域はどの辺までに拡幅する予定でしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） 地理的に申しますと、その踏切からプール側のほうに向かいまし

て、高速道路のボックスがございます。そのボックスの手前ですね、曲がり角、ちょうどカーブしたところが、若干カーブしたところございますけども、そこで一たんの事業は終わるわけでございます。これは地域再生事業の中で行っておりまして、そこまでが認められている工事でございますけども、さらに延伸をしたいという考え方も事務局レベルで持っておりますので、スムーズにプールの横までの落合橋のところまで抜けられるような広い道をですね、将来的には考えていかなければならないというふうに思っております。これも国のほうからの補助事業がどんどん出てきておりますので、その辺を活用していきたいなというふうに思っております。拡幅につきましては、大体いつまでかといいますと、なかなかこれは予算関係もございますので申し上げることできませんが、できるだけ早く考えておるところでございます。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） ということで、拡幅していただけるということですが、これに絡んでくるのは4点目の中道の拡幅工事なんですよ。5号線からというか、団地からおりてくる通勤客というか車の方が百田商店前の踏切を通らないで中道のほうにおりて通っていかれるわけですよ。そして、下川原橋ですかね、あちらのほうに抜けるということで、ちょっと変曲した道を通って近道近道ということで、朝夕のラッシュはそりゃあ見ていただくと本当にひどい渋滞なんですよ。7時から8時の間は五、六台、あつという間に10台ぐらい連なって、特に中道の踏切はですね、向こうから踏切で交差できないんですよ。渡っても交差が1回しかないということで、あの辺で立ち往生することもありますのでね、ぜひあそこの道を、どんなですかねえ、まほろば号のバス通りまでも拡幅出るような計画というか、そういう考え方は行政のほうでないでしょうか。

○議長（不老光幸議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（新納照文） この件につきましては、議員さんもお承知のように以前、質問をいただきました。平成6年に一定の検討をさせていただきました。その中の図面まで用意をいたしましたけども、どうしてもその中道踏切の幅員でひっかかったところがあるようでございます。今後は、できるだけ幅員も含めて、あるいはまた別の工法も含めて考えていかなくはないんじゃないかなというふうに思っております。これはいずれにしても、先ほど申しました地域再生事業の中で水城駅・口無線といいますけども、そちらのほうの事業が終わった段階でどのような形ですり合わせをしていくと一番いいのかというような効率的なことも考えまして、今後検討してまいりたいというふうに思っております。しかも、これは前向きに考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員。

○15番（佐伯 修議員） 4点とも前向きに考えていただけるということですので、財政的に、順番的に、予算的にいろいろ行政でご苦労されると思いますが、ぜひ区画整理されていない吉松地域のことを考えていただきまして今後進めていただきますよう要望いたしまして、私の一

般質問は終わります。

○議長（不老光幸議員） 15番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（不老光幸議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時09分

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

## 1 議 事 日 程（5日目）

〔平成21年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成21年6月19日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第2 議案第44号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第45号 太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第46号 太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第6 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第7 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第8 発議第3号 特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について
- 日程第9 請願第2号 物価に見合う年金引き上げを求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第10 請願第3号 「最低保障年金制度」の創設を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願（議会運営委員会）
- 日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|     |            |     |            |
|-----|------------|-----|------------|
| 1番  | 原 田 久美子 議員 | 2番  | 藤 井 雅 之 議員 |
| 3番  | 長谷川 公 成 議員 | 4番  | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 5番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 6番  | 力 丸 義 行 議員 |
| 7番  | 橋 本 健 議員   | 8番  | 中 林 宗 樹 議員 |
| 9番  | 門 田 直 樹 議員 | 10番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 11番 | 安 部 啓 治 議員 | 12番 | 大 田 勝 義 議員 |
| 13番 | 清 水 章 一 議員 | 14番 | 安 部 陽 議員   |
| 15番 | 佐 伯 修 議員   | 16番 | 村 山 弘 行 議員 |
| 17番 | 田 川 武 茂 議員 | 18番 | 福 廣 和 美 議員 |
| 19番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20番 | 不 老 光 幸 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

|                  |         |         |         |
|------------------|---------|---------|---------|
| 市 長              | 井 上 保 廣 | 副 市 長   | 平 島 鉄 信 |
| 教 育 長            | 關 敏 治   | 総 務 部 長 | 木 村 甚 治 |
| 協働のまち<br>推進担当部長  | 三 笠 哲 生 | 市民生活部長  | 松 田 幸 夫 |
| 健康福祉部長           | 松 永 栄 人 | 建設経済部長  | 新 納 照 文 |
| 会計管理者併<br>上下水道部長 | 宮 原 勝 美 | 教 育 部 長 | 山 田 純 裕 |
| 総 務 課 長          | 大 薮 勝 一 | 経営企画課長  | 今 泉 憲 治 |
| 市 民 課 長          | 木 村 和 美 | 福 祉 課 長 | 宮 原 仁   |
| 保健センター所長         | 和 田 敏 信 | 都市整備課長  | 神 原 稔   |
| 上下水道課長           | 松 本 芳 生 | 教 務 課 長 | 井 上 和 雄 |
| 監査委員事務局長         | 井 上 義 昭 |         |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 松 島 健 二 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 浅 井 武   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 茂 田 和 紀 |         |         |

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 議案第43号 住居表示に伴う町の区域の設定について

○議長（不老光幸議員） 日程第1、議案第43号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） おはようございます。

6月5日の本会議において環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第43号の審査における主な内容と結果をご報告します。

本議案の主な内容は、大字通古賀の一部の区域、字の区域につきまして字関屋。大字国分の一部の区域、字の区域につきましては字川原、字紺町、字鍛冶久を新たに幸都一丁目及び幸都二丁目と変更するものであります。

町の区域は、通古賀区域と国分区域の行政区界で、恒久的な施設であります大谷川をもって町界とし、2つのブロックに町割りをするというものです。

また、新町名につきましては、地元のご意見も十分に尊重し、大字通古賀の一部を幸都一丁目、大字国分の一部を幸都二丁目としているとの説明を受けました。

質疑の中では、委員から、提案理由で町の区域の設定を11月中旬をめどにする必要があるとあるが、具体的に決まっているのかとの質問に対し、11月16日月曜日に予定をしているとの回答を得ました。

小学校の学区はどうなるのかについては、従来の大字国分の市街地部分については国分小学校、通古賀区画整理事業地内については水城西小学校になるとのことでした。

また、住民説明会を開催したと思うが、おおむねスムーズにいったのかとの質問には、当初は国分という名称がなければこの事業は外してもいいというような意見もあったそうですが、再三協議を行い、全戸アンケートも行い、隣組総会において承認を得たとのことでした。

また、委員からの意見としましては、今回の大字通古賀の区域に関屋という歴史的地名がある。太宰府の歴史を考えたときに、歴史を守る、まるごと博物館構想というものを踏まえて、

今後できるだけ歴史を残すということで、町名についての行政指導をお願いしたい。また、将来を見据えて全体的にどうなるのかということまで判断しながら取り組んでほしいという意見がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第43号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本議案につきましての環境厚生常任委員会の審査内容の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2から日程第4まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第2、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」から日程第4、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第44号から議案第46号

について、その審査内容と結果を一括して報告をいたします。

まず、議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」、本議案は、太宰府市立南保育所の保育業務委託に関連し、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、事務引き継ぎのため来年3月末まで職員を派遣する必要性が生じたために条例を制定するものであり、派遣する職員及び派遣後の職員の処遇、給与、退職時の取り扱いなどについて規定するものであります。

執行部の説明に対し、委員からはまず、派遣先は規則で定めるとあるが、その内容について質疑があり、執行部からは、派遣先は社会福祉法人みらいであり、規則は4つの条文から成っているとのことで、条文の説明がありました。

さらに、事務引き継ぎが終了すれば条例は廃止するのか、社会福祉法人みらい以外の団体への適用は考えているのかなどについて質疑があり、執行部からは、廃止は考えていないこと、現在のところほかの団体には適用しないが、行政組織や職員配置のあり方も含め、検討していく課題であると認識しているとの回答がありました。

なお、質疑の中で、新たに制定する条例に係る規則がある場合は、その案も資料として提出してほしいと要望がされております。

討論では、公設民営の保育所が適切なのか、内部検討を要望するとの賛成討論がありました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第44号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」、その審議内容と結果を報告します。

本議案の主な内容は、委員の選考基準の規定中、「区長」とあるのを「区自治会長」と改め、太宰府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱に基づき、「市議会議員」を縮減、さらに「その他市長が適当と認める者」を新たに追加するものであります。

説明に対し、委員からは、自治会長という任意団体の代表が条例の中に入っていることについて問題はないのか、どこの区の自治会長が選ばれるのか、また名称は「市内自治会長」とすべきではないかなどの質疑があり、執行部からは、問題はないと考えている、従来から各区にあった組織も任意団体であり、それぞれの区の取り決めの中で区会、町会あるいは自治会という呼び方を使用していたが、市としては「区自治会」、「区自治会長」という呼び方で統一するようにしている。推薦については、自治協議会連合会にお願いすることとなる。これは、市全体にかかわる税の問題であり、多くの意見を集約しながら参考としたいため、市民代表として区自治会長にお願いするものであるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第45号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」、

その審査内容と結果を報告します。

本議案は、条例中、「区」とあるのを「区自治会」、また「区長」とあるのを「区自治会長」に改めるものであります。

説明に対し、委員からは、地区公民館という名称も改める必要があるのではないかと質疑があり、執行部からは、今の時点では考えていないが、自治会制度の推進ということから担当課と協議しながら整理していきたいとの回答がありました。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教常任委員会に審査付託された議案第44号から議案第46号について審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第45号「太宰府市都市計画税審議会条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第46号「太宰府市地区公民館施設整備条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第47号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第5、議案第47号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第47号の審査における主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、提案理由のとおり、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会の設置に伴いまして、太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正するものです。

主な内容は、平成22年度から平成26年度までの後期行動計画書策定に向け、調査審議することを目的とし、太宰府市次世代育成支援対策後期行動計画策定委員会を設置するものでありま

す。

本議案に対する質疑におきましては、委員から、これを策定するメンバーはどういった方が入るのか、またどんな審議をするのかとの質問に対し、執行部から、委員の構成については施行規則をつくり、その中で運用し、実際に子育て支援に携わっている方、関係機関の方、識見を有する方等の中から選出する。また、委員会での審議内容は、前期行動計画の総括並びに平成20年度に行ったニーズ調査の中身を審議しながら策定するという回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で本議案につきましての環境厚生常任委員会の審査内容の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第48号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第6、議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 議案第48号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、緊急雇用創出事業、臨時特例基金事業補助金を活用し、事務補助員として雇用する臨時職員の賃金、共済費が主なものであります。

その他、歳出については、まず、議員政務調査用パソコンの賃借料等6万8,000円、これは5年間リースとなりますので、第2表の債務負担行為補正で、平成22年度から平成26年度までのリース費用として限度額36万4,000円が計上されております。

また、学校教育課の事務補助員の賃金として、9カ月分159万2,000円が計上されております。

次に、歳入につきましては、今回の補正に係る歳入の不足分として、財政調整資金から2,209万9,000円繰り入れております。

債務負担行為補正では、地域イントラ機器更新のため、保守委託料として限度額を1,924万4,000円、賃借料として限度額を4,251万1,000円それぞれ計上されています。

以上、説明を終え、委員からは、緊急雇用創出事業として、図書室の事務補助員の賃金等が計上されているが、これにより図書室の開放時間は増えるのかなど質疑があり、執行部からは、平成16年4月から学校事務員と図書事務員が一本化された影響で、学校事務へ重点が置かれ、図書事務が停滞しているため雇用するものであり、雇用期間は6カ月となることから現状維持になると思われるとの回答がありました。

討論では、学校の図書司書が学校事務に多くの時間かかわっているため、図書室がほとんどあいていない状態である。今、子供の活字離れ等深刻な問題になってきていることから、雇用創出を考える上においてぜひ図書室の人員配置について検討してほしいとの賛成討論がありました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第48号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第48号の総務文教常任委員会所管分について審査内容と結果の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

補正の主なものといたしまして、8款4項2目公園事業費の公園改良関係費として3,200万

円増額補正されております。執行部からは、国からの都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業費補助金及び公園事業債を通古賀近隣公園、国分の千足町公園、観世音寺の五反田公園の遊具を更新するための工事費に充てるものとの説明がありました。

本件に関連いたしまして、今後公園の遊具を更新などしていく場合に、高齢者向けの遊具を設置する考えがあるかどうかという質疑がありました。執行部からは、状況に応じて検討していきたいとの回答がありました。

このほか、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金による違反広告物除去や除草、草刈り作業の委託料などが計上されております。

審査を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の建設経済常任委員会所管分については、全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出では、2款総務費、2項企画費、女性政策費で、配偶者からの暴力被害者で現在の居住地に住民登録ができていないために定額給付金及び子育て応援特別手当の給付が受けられない方のために、DV被害者等定額給付金等相当額給付金として、負担金、補助金及び交付金を計上しております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、職員の出産休暇に伴う代替臨時職員を雇用するための共済費賃金分を国保特別会計へ繰り出すための繰出金の増額。

2目老人福祉費では、包括支援センターの2階空調設備、来客駐車場、案内看板の設置等、改良工事に係る工事請負費の増額及び介護保険事業特別会計への繰出金の増額。

9目国民年金費では、電算システムの変更費用として100%国の補助により増額補正しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健費では、妊婦健康診査の公費負担回数を4月より5回から10回に増やしたところでしたが、4月1日現在の県内の状況のほとんどが14回であるという状況を踏まえまして、本市でも14回に増やすとのことで、増額補正となっています。

同じく、2項清掃費、塵芥処理費では、国の緊急失業対策として雇用の促進を図るための緊

急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金を活用し、市内スーパーマーケット3カ所においてリサイクルボックス分別の監視を行う指導員を配置するための委託料を増額補正しています。歳出は以上です。

歳入につきましては、すべて歳出に伴う補正となっております。

審査は、各款各項ごとに執行部の補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等、不明な点について確認いたしました。

本議案に対する主な質疑につきましては、DV被害者等定額給付金等相当額給付金につきましては、どのような方法で支給するののかとの質問に対しては、口座振り込みまたは現金払いであり、直接手渡すことについてはケース・バイ・ケースで判断するとのことでした。また、受け取りにはDV被害者である証明が必要となるため、ただ申請するだけで給付するものではないことを確認しています。さらに、給付金の二重払い問題につきましては、筑紫地区4市1町で対応策を考えながら取り組んでいるということでした。

次に、妊婦健康診査関係費につきましては、全部無料になると思っていたのに窓口で負担金が発生したという話を市民から聞いたが、市はどのように対応しているのか。また、回数は増えたが助成内容に変化があったのかとの質問に対しましては、執行部より、母子健康手帳を交付する段階で保健指導、栄養相談を初め、母子健康手帳に記載されている以外のこともいろいろ説明し、当然その中に妊婦健康診査のことも含まれるので、その際に県医師会からの要望でもあり、無料券ではなく補助券であるということも説明しているとのことでした。

また、助成につきましては、検査項目ごとに金額が決められているので、助成回数は増えたが内容的には同じことを説明しているとの回答を得ました。

次に、リサイクルボックス分別指導委託料につきまして、スーパーマーケットのお客様とのトラブル対策につきましては、事前に説明会を開き、リーダーを配置し、徹底するとのことでした。

また、実施の期間は、7月ないし8月から今年度末までで想定していること、また1人当たりの予定としている賃金月額につきましては、1日6,000円で20日間ということで12万円ぐらいを想定しているとのことでした。

さらに、市民への周知徹底につきましては、チラシやポスターで市民周知に努めていくとの回答を得ています。

また、指導員には、作業服と腕章を配付し、作業に当たってもらうとのことでした。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第48号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 議案第50号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（不老光幸議員） 日程第7、議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第50号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、審査における主な内容と結果をご報告します。

今回の補正は、歳出歳入それぞれ650万8,000円の増額補正がなされています。

まず、歳出につきましては、3款2項包括的支援事業・任意事業費の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の増額補正591万6,000円、5款2項拠出金の介護サービス事業勘定拠出金の59万2,000円の増額につきましては、介護保険サービス事業勘定におきましてケアプラン作成スタッフ関係費を59万2,000円増額補正していますことから、同額を拠出しているとのこととであります。

歳入につきましては、介護保険料、国庫補助金、県補助金及び一般会計繰入金の増額補正となっております。

質疑におきましては、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費において事務補助員賃金を増額しているが、1名分であるのかという委員の質問に対しまして、執行部より、これは週

3日であったケアマネジャーの勤務を週3日では業務に支障が出るということで週5日としたものであるということ、内訳はケアマネジャーが11人、事務補助員が2人というのが包括支援センターの合計数であるとのこと。

以上、質疑を終え、討論はなく、議案第50号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第3号 特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について

○議長（不老光幸議員） 日程第8、発議第3号「特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 発議第3号「特別委員会（太宰府市議会議員定数問題特別委員会）の設置について」の提案理由を申し上げます。

提出者は、私、佐伯修、賛成者は清水章一議員、小柳道枝議員、大田勝義議員、村山弘行議員、武藤哲志議員、安部陽議員です。

この特別委員会は、地方自治法第110条及び太宰府市議会委員会条例第4条の規定に基づ

き、議会議員の定数について調査研究を行うために設置をするものであります。

委員の定数は10人とし、調査終了までの間、議会の閉会中におきましても特別委員会を開催し、審査できるようお願いするものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時35分〉

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会は10人の委員をもって構成し、議会の議員定数に関する件を付託の上、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

よって、10人の委員をもって構成する特別委員会は、議会の議員定数に関する件を付託の上、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りします。

特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、1番原田久美子議員、3番長谷川公成議員、6番力丸義行議員、9番門田直樹議員、11番安部啓治議

員、13番清水章一議員、14番安部陽議員、16番村山弘行議員、19番武藤哲志議員、20番不老光幸議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました10人の議員を特別委員会委員に選任することに決定しました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時55分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に14番安部陽議員、副委員長に9番門田直樹議員が決定されました。

以上のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第9、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」及び日程第10、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号及び第3号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

請願第2号におけます協議では、物価が上がった場合のことは書いてあるが、下がった場合はどう考えているのか明らかでない。また、納めなくても8万円ということは納付意欲の問題が出てくることはあるかと思うが、あくまでも基礎部分の8万円、当然過去に納めている人については納めた部分も上乘せし、2階建て部分をというのが趣旨である。以前デフレが進行していたとき、支給額が実質引き下げられた状況であるので、物価が上がったときに引き上げられたら、下がったときには物価スライドとしてそれに対応するのは当然である、等意見が上がりました。

協議の中で委員から、請願内容は無年金者の救済という項目があるが、これについては納付意欲が減退し、将来の未納者増に拍車がかかることにつながりかねないと危惧されることも等があるので、もう少し時間をかけて調査研究したいとして継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第2号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」につきましては、委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第3号の審査における主な内容と結果をご報告します。

協議では、年金財政にはため込み金があり、それを活用して財源を確保することは可能である。また、保険料を払ってきた人の積立金を無年金者に充てることは反発があるのではないかと、消費税によらないということには反対の立場である。また、過去の消費税引き上げの経過において、消費税がきちんと福祉のために使われているかを再検証する必要がある等の意見が出されました。

協議の中で委員から、現段階では消費税によらないとは断言しがたいと考えている。今、国会議員の間でも100年安心年金プランという名で議論がされている最中でもあり、我々としても鋭意研究しなければならないと考えているので継続審査としたいとの意見が出されましたので、協議を中断し、請願第3号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願」につきましては委員大多数賛成で継続審査すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第2号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第2号「物価に見合う年金引き上げを求める請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 紹介議員としまして一言申し上げます。

請願第2号につきまして調査する時間が欲しいという内容での継続ということになっておりますので、調査、時間をとるということはやぶさかではありませんので、継続することに賛成の意見を表明いたします。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
したがって、請願第2号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時00分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第3号「最低保障年金制度」の創設を求める請願について討論を行います。
通告があつていますので、これを許可します。
2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 請願第3号につきましても、さきに賛成を表明いたしました請願第2号と同様の理由です。調査の時間をとっていただくことはやぶさかではありませんので、その理由での継続ということですから、賛成を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

請願第3号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。
（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。
したがって、請願第3号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成18名、反対1名 午前11時01分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11 請願第4号 市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第11、請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」を議題とします。

本案は議会運営委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 佐伯修議員。

〔15番 佐伯修議員 登壇〕

○15番（佐伯 修議員） 議会運営委員会に審査付託されました請願第4号「市議会議場に国旗・市旗の掲揚を求める請願」について、審査内容と結果を報告いたします。

本案については、6月5日及び16日の2回、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

委員からは、賛成、反対、そしてそれぞれの国旗に対する考え方について意見が出されました。その内容については、後日作成されます議事録を参照願います。

最終的に、緊急を要するものではないこと、さらに調査する時間も必要であるということ、継続審査としたいとの動議が出されました。

よって、本案を継続審査とすることについて採決を行った結果、請願第4号は委員全員一致で継続審査とすることに決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） 議会運営委員会の採決に対し、賛成の立場で討論いたします。

私は、個人的にこの請願の趣旨は理解できます。しかし、これから申し上げる2点について、議会運営委員会においてさらなる審議をお願いしたいと考えています。

まず第1点目は、時期の問題です。一般質問でも多く取り上げられましたが、今日本は100年に一度と言われる経済危機を迎えています。市長答弁にもあったように、本市でも生活保護の相談件数は倍増し、今後受給世帯の増加が予想されます。また、市内で倒産の危機に瀕している事業者もあると聞き及んでいます。議会がこの請願を可決した場合、増額補正を行い、議場に掲揚することも考えられます。生活を圧迫される市民が増加する中で、年間を通して300日以上は閉鎖されている議場へ予算をかけて国旗や市旗を掲揚することが喫緊の課題なのかということについては疑問を持ちます。

2点目は、法律によって国旗は制定されましたが、現実問題としてこの国旗が象徴していたかつての制度によって大変な差別を受けてこられた国民がいらっしゃるということも事実です。海外では、第2次世界大戦終了後、国民感情に配慮し国旗を変えた国もあります。議会運営委員会の審議の中で、この庁舎を建設する際、さまざまな市民感情に配慮され、議場の国旗掲揚を取りやめたという話も出たと伺っています。

市民の方は、どのような時期においても請願をする権利はありますが、議会がそれを審査す

るに当たって、市民生活に目線を合わせた予算のかけ方や市民感情についても考慮する必要があります。国旗や市旗は、掲揚の仕方によって予算も大きく変わってきますし、さまざまな市民の考え方に配慮することも可能かと考えます。今後、議会運営委員会の中でそのような議論が行われることを期待いたしまして、討論いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、この請願の趣旨ですけれども、もう中身をごらんになれば明らかなように、速やかな判断を求められておられます。今、判断せずに3カ月後に内容がどれだけ変わるのか非常に疑問であります。

また、先ほど渡邊議員の討論ありましたけれども、細かくは言いませんが、日本の歴史の中でこの日章旗というものは長いこと使われてきました。その間、いろんな出来事がありました。あえて戦前とそう結びつける必要はないと思います。今、この前サッカーもありましたが、ワールドカップやオリンピック等々で日本の象徴としてみんなで日の丸を大事に扱っております。非常にそういうふうな日の丸、あるいは国歌等々に反対されるような人々、団体、政党等があるのは承知しております。しかし、大多数の国民がそれを望んでいるから、このような国旗・国歌法というものができたのも事実だと思います。請願にもありますように、民主主義の場として我々の象徴である国旗、そして市旗を掲揚するのは当然のことであります。

個人的なことを一つ言わせてもらえれば、おまえは日本人かと聞かれて、ちょっと待ってくれ、3カ月待ってくれ、考えるかということ自体、ちょっと理解できません。請願の趣旨のとおり直ちに採決されるべきだと考え、報告に対しては反対です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第4号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、請願第4号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成15名、反対4名 午前11時08分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 意見書第2号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第12、意見書第2号「ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第2号の審査における内容と結果を報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、意見書第2号につきましては採決の結果、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 閉会中の継続調査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第13、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。

別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時11分

~~~~~ ○ ~~~~~



上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成21年8月24日

太宰府市議会議長 不老 光 幸

会議録署名議員 藤 井 雅 之

会議録署名議員 長谷川 公 成